

平成 29 年旭市議会第 4 回定例会会議録目次

第 1 号（11 月 9 日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会	3
議長報告事項	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案上程	4
議案第 1 号 平成 29 年度旭市一般会計補正予算の議決について	
議案第 2 号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 3 号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 4 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
議案第 5 号 区域をこえての路線の認定を承諾することについて	
議案第 6 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 7 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	
議案第 8 号 専決処分の承認について（平成 29 年度旭市一般会計補正予算）	
提案理由の説明並びに政務報告	5
議案の補足説明	11
発議案上程	17
発議第 1 号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	
提案理由の説明	17
質疑、討論、採決	18

散 会	1 8
-----	-----

第 2 号（11月13日）

議事日程	1 9
本日の会議に付した事件	1 9
出席議員	1 9
欠席議員	1 9
説明のため出席した者	1 9
事務局職員出席者	2 0
開 議	2 1
議案質疑	2 1
議案第6号、議案第7号直接審議（先議）	3 0
常任委員会議案付託	3 0
散 会	3 1

第 3 号（11月15日）

議事日程	3 3
本日の会議に付した事件	3 3
出席議員	3 3
欠席議員	3 3
説明のため出席した者	3 3
事務局職員出席者	3 4
開 議	3 5
一般質問	3 5
21番 高 橋 利 彦	3 5
17番 滑 川 公 英	6 2
9番 太 田 將 範	8 0
10番 伊 藤 保	9 6
散 会	1 0 6

第 4 号 (11月16日)

議事日程	107
本日の会議に付した事件	107
出席議員	107
欠席議員	107
説明のため出席した者	107
事務局職員出席者	108
開 議	109
一般質問	109
13番 伊藤 房 代	109
18番 木内 欽 市	112
2番 高橋 秀 典	135
散 会	149

第 5 号 (11月27日)

議事日程	151
本日の会議に付した事件	151
出席議員	151
欠席議員	151
説明のため出席した者	152
事務局職員出席者	152
開 議	153
常任委員長報告	153
質疑、討論、採決	155
事務報告	157
閉 会	158

平成29年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第1号）

平成29年11月9日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
- 第 2 議長報告事項
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 議案上程
- 第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 第 7 議案の補足説明

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
- 日程第 2 議長報告事項
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 議案上程
- 日程第 6 提案理由の説明並びに政務報告
- 日程第 7 議案の補足説明
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決

出席議員（21名）

1 番 林 晴 道
3 番 米 本 弥一郎
6 番 磯 本 繁
8 番 宮 澤 芳 雄

2 番 高 橋 秀 典
5 番 宮 内 保
7 番 飯 嶋 正 利
9 番 太 田 將 範

10番 伊藤 保
 12番 平野 忠作
 14番 林 七巳
 16番 景山 岩三郎
 18番 木内 欽市
 20番 林 俊介
 22番 林 正一郎

11番 島田 和雄
 13番 伊藤 房代
 15番 向後 悦世
 17番 滑川 公英
 19番 佐久間 茂樹
 21番 高橋 利彦

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	明智 忠直	副市長	加瀬 正彦
教育長	諸持 耕太郎	秘書広報課長	伊藤 義隆
行政改革推進課長	小倉 直志	総務課長	飯島 茂
企画政策課長	阿曾 博通	財政課長	伊藤 憲治
税務課長	渡邊 満	市民生活課長	大木 廣巳
環境課長	井上 保巳	保険年金課長	遠藤 茂樹
健康管理課長	木内 喜久子	社会福祉課長	角田 和夫
子育て支援課長	小橋 静枝	高齢者福祉課長	浪川 恭房
商工観光課長	向後 嘉弘	農水産課長	宮負 賢治
建設課長	加瀬 喜弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下水道課長	高野 和彦	会計管理者	島田 知子
消防長	加瀬 寿勝	水道課長	加瀬 宏之
庶務課長	栗田 茂	学校教育課長	佐瀬 史恵
生涯学習課長	高安 一範	体育振興課長	加瀬 英志
監査委員局長	高木 昭治	農業委員会事務局長	相澤 薫

事務局職員出席者

事務局長	大矢 淳	事務局次長	花澤 義広
------	------	-------	-------

開会 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

◎日程第1 開 会

○議長（佐久間茂樹） ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより平成29年旭市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第2 議長報告事項

○議長（佐久間茂樹） 日程第2、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（佐久間茂樹） 日程第3、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

21番、高橋利彦議員、22番、林正一郎議員、以上の2議員を指名いたします。

◎日程第４ 会期の決定

○議長（佐久間茂樹） 日程第４、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から11月27日までの19日間といたしたいと思いを。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から11月27日までの19日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 市長より送付を受けております議案は、議案第１号から議案第８号までの８議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

◎日程第５ 議案上程

○議長（佐久間茂樹） 日程第５、議案上程。

議案第１号から議案第８号までの８議案を一括上程いたします。

議案第１号 平成２９年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第２号 東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第３号 旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改

正する条例の制定について

議案第4号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 区域をこえての路線の認定を承諾することについて

議案第6号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第7号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第8号 専決処分の承認について（平成29年度旭市一般会計補正予算）

◎日程第6 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第6、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成29年旭市議会第4回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

初めに、本議会に提案いたしました各議案の提案理由を申し上げます。

議案第1号は、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,100万円を追加し、予算の総額を304億2,800万円とするものであります。

議案第2号は、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、被災者の住宅取得等が現在も続いていることから、減免の対象となる取得期限を延長するため、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでありまして、公営住宅法の一部改正に伴い所要の改正を行うとともに、老朽化した神

西住宅の一部を用途廃止するため、管理戸数の改正を行うものであります。

議案第5号は、区域をこえての路線の認定を承諾することについてでありまして、道路法第8条第3項の規定により、銚子市長から協議がありましたので、同条第4項の規定により、これを承諾することについて議会の議決を求めるものであります。

議案第6号及び議案第7号は、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてでありまして、現委員のうち、平成30年3月31日をもって任期満了となる委員の後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

私は、宮野作一氏及び鈴木志敏氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第8号は、専決処分の承認についてでありまして、平成29年度旭市一般会計補正予算について、衆議院の解散に伴う選挙執行経費を専決処分したものであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告いたします。

初めに、農業について申し上げます。

産業まつりについては、昨年度から一本化した「旭市産業まつり」を今月12日に海上コミュニティ運動公園で開催いたします。当日は、ステージでのイベントや市内の農畜産物、商工業製品を中心とした地元特産物の展示販売などを予定しており、来場される方々にとって楽しい一日となるよう準備を進めているところであります。

次に、観光について申し上げます。

観光客誘致促進については、10月27日に都内で開催された千葉県観光商談会において、観光資源の旅行商品化に向け、大手旅行会社など40社に対しプロモーション活動を行ってまいりました。

また、千葉県アンテナショップが、今月18日から12月16日まで、都内丸の内の商業施設内において開設されることから、本市の魅力を広く発信するため、期間中の4日間、市の専用ブースを設け、特産品の販売や観光のPR活動を行ってまいります。

今後も、本市を訪れる観光客の誘致促進のための活動を積極的に進めてまいります。

スターライトファンタジーについては、12月3日から来年1月13日まで、海上公民館周辺を会場に開催されます。イルミネーションで飾られたオブジェが冬の旭を彩るほか、12月10日には抽選会などのイベントも行われる予定であり、昨年以上に市内外から大勢の方々が会場を訪れることを期待しているところであります。

次に、道の駅について申し上げます。

道の駅「季楽里あさひ」については、平成27年10月の開業以来、市内外から多くの方が買

い物等で訪れており、本年 8 月には来場者数200万人を超えました。

10月14日、15日には「開業2周年お客様感謝祭」を開催し、焼き芋や豚汁の無料配布、新米のつきたて餅の配布など、多くのお客様に喜んでいただきました。

また、10月28日に群馬県桐生市で行われた全国の道の駅グルメナンバーワンを決定するイベント「道ー1グランプリ2017」に、旭市の野菜と豚肉を使った「米粉焼き」で参戦をし、食の郷「旭市」をアピールすることができました。

今後も、東総地区を代表する道の駅として、さまざまなイベントを開催し、施設の目的である情報発信や産業振興に努めてまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

第8回市民体育祭については、10月8日に東総運動場において開催いたしました。当日は、天候に恵まれ、多くの市民の方々に参加をいただき、出場者の頑張る姿、観客の笑顔、ユニークな数々のレース等、市民のかたいきずなづくりができたものと確信しております。

第9回向太陽杯パークゴルフ大会については、10月25日と26日に、あさひ健康パークにおいて開催いたしました。県内外からの参加者に市内選抜選手を加えた総勢160名による交流試合が、和やかな雰囲気の中で行われました。大会期間中は、出場者に本市の食材や特産品を提供し、食の郷の魅力を発信いたしました。

千葉県高等学校駅伝競走大会については、10月28日に東総運動場において開催され、男女100チームによる熱いレースが繰り広げられました。

今後のイベントとしては、12月24日に、第13回市民駅伝大会が東総運動場を会場に開催されます。

また、来年の2月4日には、「潮風とともに走ろう」をスローガンに第29回旭市飯岡しおさいマラソン大会が開催されます。全国各地から約5,000人のランナーが、旭のしおさいロードを駆け抜ける予定であります。

次に、社会福祉について申し上げます。

隔年で実施しております旭市戦没者追悼式については、10月18日に東総文化会館において挙行いたしました。ご遺族の皆様方をはじめ、千葉県、近隣市、各種団体の代表者215名の参列をいただき、戦没者1,863御柱、戦災死没者58御柱、香取航空基地から戦場に飛び立ち帰らぬ人となった戦没者954御柱のみたまに対し、心より哀悼の意をささげました。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

屋内運動場防災機能強化工事については、中央小学校は今月末に、干潟中学校は来年の2

月末に完成予定となっており、現在、順調に進捗しているところであります。

次に、生涯学習について申し上げます。

青少年意見発表大会については、今月26日に東総文化会館小ホールにおいて開催いたします。今年は小学生7名、中学生3名、高校生1名、一般から2名の総勢13名が参加する予定であります。

また、午後からは、落語家でタレントのヨネスケ氏をお招きし、「元気が出る町づくり」と題して文化講演会を開催いたします。

次に、文化振興について申し上げます。

あさひのまつりについては、10月1日に東総文化会館において開催いたしました。地域に伝わるおはやしや神楽などの継承団体9団体、199名の参加により、会場に響き渡る太鼓や笛の音色に大勢の観客から盛大な拍手が送られました。

旭市文化祭については、10月28日から今月5日にかけて各地区、部門ごとに開催されました。市民の文化活動の成果が披露され、大勢の方々に楽しんでいただきました。

今後も市民の文化意識の高揚が図れるよう、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、交流事業について申し上げます。

幽学の里で米づくり交流事業については、10月7日に「収穫祭」を開催いたしました。市内外から47家族172名の参加があり、餅つき体験をはじめ、食育クイズや紙芝居、地元長部地区の芸能保存会によるおはやしなどを行い、参加者との交流を深めました。

次に、旭市イメージアップキャラクターあさピーについて申し上げます。

「ゆるキャラグランプリ2017」については、全国のゆるキャラやご当地キャラが登録し、インターネットにより投票を競う、いわゆるキャラクターの総選挙であり、8月1日からあすまで行われています。

あさピーは10月末現在、全国ご当地部門でのエントリー681のうち第43位、千葉県でのエントリー54のうち第4位という状況であり、市民をはじめ多くの方々に投票いただき、昨年を大きく上回る成績が見込めるところであります。

今後も、あさピーの知名度を上げることが本市のPRにもつながり、かつ市民一丸となって応援することが、市民の一体感の醸成にもつながるものと考えておりますので、引き続きこのゆるキャラグランプリをはじめ、さまざまなイベントに参加してまいります。

次に、排水整備について申し上げます。

冠水対策排水整備事業については、国道袋東交差点南のサンモール西側及び旭スポーツの

森公園南側の排水路の一部区間について、発注準備を進めているところであります。

次に、地域公共交通の利便性向上について申し上げます。

地域公共交通については、年度内に地域公共交通網形成計画を策定するため、7月下旬から公共交通利用者や市民に対してのアンケート、さらには、公共交通事業者へのヒアリングを実施いたしました。

また、9月9日と10日には地域別意見交換会、今月1日には第3回目となる旭市地域公共交通会議を開催したところであり、市民にとって利用しやすい公共交通体系を構築するため、今後もより多くの意見をいただきながら計画策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、地区懇談会について申し上げます。

地区懇談会については、市の主要事業や財政状況など市政の最新の動向について説明し、市民の皆様と直接話し合う機会として、10月16日から市内5か所で開催し、延べ498名の参加がありました。

今回は、旭市新庁舎建設基本設計の素案作成のための方向性について説明いたしました。

参加された皆様からは、新庁舎建設に関すること、区への加入促進、道路の整備、各種検診の充実、小学校の統廃合などのご意見やご提案をいただきました。内容については、検討の上、市政に反映していきたいと考えております。

次に、海岸基盤整備工事について申し上げます。

千葉県により進められている海岸基盤整備工事については、予定する河川開口部10か所のうち、矢挿川の工事が進められているところであり、今後、目那川と玉浦川の工事が着手予定となっております。

なお、未整備箇所につきましても、早期に着手されるよう要望してまいります。

次に、旭市総合戦略について申し上げます。

総合戦略につきましては、進行管理を行うためのPDCAサイクルのひとつとして、昨年度の事業効果の検証等を行いました。

10月6日には、総合戦略に掲載の重点戦略の事業効果について意見を伺うため、市民の代表者で構成された旭市総合戦略評価委員会を開催したところであります。

今後も幅広く意見等を伺いながら、将来都市像であります「郷土愛からつなぐ未来 ずっと大好きなまち旭」の実現のために取り組んでまいりたいと考えております。

次に、防災について申し上げます。

津波避難施設である築山の整備については、本年3月から進めてきた地盤改良を含む造成

工事が完了いたしました。

また、築山本体の建設工事を9月に発注し、現在、工事に着手したところであります。今後は、植栽工事の準備を進め、避難施設を兼ねた公園として供用開始ができるよう早期完成に向けて努めてまいります。

次に、新庁舎建設事業について申し上げます。

新庁舎建設に係る設計業務については、新庁舎建設市民会議をはじめ、議会や地区懇談会への報告を行いながら、基本設計の素案の取りまとめを行っております。

今後も、議会や市民の皆様方のご理解を得ながら、基本計画で定めた整備方針に基づき、本年度中の基本設計業務の完成を目指し進めてまいります。

次に、学校跡地利用について申し上げます。

旧海上中学校及び旧飯岡中学校の跡地については、利用方法について幅広く意見をいただくために、市民の代表や学識経験者、また、議会より2名の推薦をいただき、合計12名で構成する旭市旧中学校跡地利用検討委員会を立ち上げ、10月11日に第1回目の会議を開催したところであります。

この会議では、跡地の状況説明、現地視察、意見交換を行いました。若者が集まり、にぎわいを取り戻すための観光・交流の拠点となるよう、引き続き協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、生涯活躍のまち構想について申し上げます。

生涯活躍のまち構想については、8月に実施した都市住民に対するウェブアンケートの結果により、旭市の生涯活躍のまち構想に興味がある方に対して、10月14日に都内においてワークショップを開催いたしました。

当日は、20人に参加いただき、旭市の魅力や、本構想の現時点での概要を説明させていただき、その上で、より魅力なものとなるよう意見等を伺ったところであります。

また、本構想につきましては、今月7日に地域再生計画が国より認定されるとともに、推進するための事業が、地方創生推進交付金の対象事業として決定されたところであります。

今後は、この計画による導入機能の具体化や地域再生推進法人の立ち上げ、事業手法等の検討を予定しております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また、質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜り

ますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

◎日程第 7 議案の補足説明

○議長（佐久間茂樹） 日程第 7、議案の補足説明。

議案の補足説明を求めます。

議案第 1 号、議案第 4 号、議案第 8 号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 伊藤憲治 登壇）

○財政課長（伊藤憲治） 議案第 1 号、議案第 4 号、議案第 8 号について、補足説明を申し上げます。

初めに、議案第 1 号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について申し上げます。

補正予算書をお手元にお願いいたします。1 ページをお開きください。

第 1 条は、歳入歳出予算にそれぞれ3,100万円を追加し、予算の総額を304億2,800万円とするものであります。

第 2 条の繰越明許費と第 3 条の債務負担行為の補正につきましては、後ほどご説明いたします。

2 ページと 3 ページは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので説明を省略しまして、次に、4 ページをお願いいたします。

第 2 表は繰越明許費で、今回の補正予算におきまして、3 事業を繰越明許費として設定するものです。

その理由であります。一番上の、3 款 2 項地域密着型サービス拠点等整備事業は、事業実施法人において、設計業務に期間を要し、年度内での工期が確保できないため、繰越明許費として設定するものです。

その下、8 款 2 項の道路新設改良事業と、冠水対策排水整備事業は、関係機関との協議に不測の日数を要し、年度内の工事完成が困難であると見込まれるためです。

次に、第 3 表は債務負担行為補正で、平成30年度の年度当初から実施する必要のある事業について、平成29年度中に契約事務等を執行するために、表に記載のとおり債務負担行為を

設定するものです。

次に、5ページと6ページは、歳入歳出補正予算の事項別明細書の総括ですので、説明は省略しまして、7ページの歳入から説明いたします。

なお、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、7ページをお願いいたします。

13款2項2目民生費国庫補助金148万5,000円の追加は、1節社会福祉費国庫補助金、説明欄1障害者自立支援給付支払等システム事業費補助金と、3節老人福祉費国庫補助金、説明欄1介護保険事業費補助金の新規計上によるもので、いずれも法改正に伴う電算システムの改修経費に対する補助金です。

16款1項1目総務費寄附金1,100万円の追加は、ふるさと応援寄附金として、学校教育充実のための篤志寄附を計上するものです。

17款2項7目ふるさと応援基金繰入金1,100万円の追加は、学校いきいきプラン事業補助金の財源として計上するものです。

18款1項1目繰越金751万5,000円の追加は、留保していた繰越金の一部を、今回の補正財源として計上するものです。

以上で歳入の説明を終わりました、続いて歳出について説明いたします。

9ページをお願いいたします。

2款1項7目企画費1,100万円の追加は、学校教育充実のための篤志寄附を、ふるさと応援基金へ積み立てるものであります。

8目電子計算費798万9,000円の追加は、電算システム運用事業の増で、制度改正に伴う介護保険システムの改修費用について計上するものです。

3款1項2目障害者福祉費101万1,000円の追加は、障害者福祉事務費の増で、法改正に伴う障害者福祉システムの改修費用について計上するものです。

10款1項2目事務局費1,100万円の追加は、ふるさと応援寄附制度において指定寄附金を受納したことから、市内小・中学校に対し、特色ある学校づくりを推進するため、学校いきいきプラン事業において追加の補助金交付をするものです。

以上で、議案第1号の補足説明を終わりました、続いて議案第4号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

改正の内容については、お配りしてあります新旧対照表でご説明しますので、恐れ入ります。

すが、新旧対照表の３ページもお開きください。

今回の改正は、大きく分けて２点ございます。

まず１点目は、第７次地方分権一括法による公営住宅法の改正に伴い、関係する政令及び省令について、条の追加や廃止により条文にずれが生じたため、これに対応するもので、そこにございます第12条の改正は、公営住宅法の改正により、引用している省令が、第10条から第11条に条ずれしたことに対応するものであります。

次の、第13条、第15条、第39条、それと次のページになりますが、第40条の改正も、全て引用する政令及び省令の条ずれを改めるものであります。

次に、大きな２点目の改正は、神西住宅の一部を用途廃止するため、今ご覧いただいております４ページ一番下になりますが、別表に規定されております神西住宅の戸数を、14戸から11戸へ改めるものであります。

神西住宅は、昭和40年度から42年度の建築であり、耐用年数の30年を大幅に過ぎていることから、住宅の老朽化が著しく、防犯・防災などの管理上の面でも支障を来している状況にあります。

このような状況から、当該市営住宅については新規募集を停止し、空き家になった住宅から用途廃止を行っており、今回、３戸の用途廃止を行うものであります。なお、用途廃止後につきましては、解体撤去を行う予定となっております。

以上で、議案第４号の補足説明を終わりました。続いて、議案第８号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

専決処分したのは、平成29年度旭市一般会計補正予算（第２号）でありまして、去る９月28日に衆議院が解散されたため、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る経費について、９月28日に補正予算を専決処分し、本議会において承認を求めるものであります。

なお、財源につきましては、全額、県支出金を予定したところであります。

それでは、補正予算書の１ページをお開きください。

第１条は、歳入歳出予算にそれぞれ2,800万円を追加し、予算の総額を303億9,700万円としたものであります。

少し飛びまして、５ページをお願いいたします。

歳入です。14款３項１目総務費委託金として、2,800万円を計上いたしました。

続いて、６ページをお願いいたします。

歳出になります。２款４項６目衆議院議員選挙・最高裁判所裁判官国民審査費は、目を新

規に設定し、2,800万円を計上したものであります。

その主な内容ですが、投票管理者等への報酬、投開票事務従事者等への手当、入場券等の通信運搬費、ポスター掲示場設置撤去委託料、その他、事務用備品費等であります。

以上で、議案第8号の補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案第2号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 渡邊 満 登壇）

○税務課長（渡邊 満） 議案第2号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

この条例であります、平成24年3月28日に交付され、震災により住宅等が半壊以上の被害を受け、新たな住宅を取得した場合に、地方税法において固定資産税及び都市計画税を、初めの4年間で2分の1、続く2年間で3分の1減額すると規定されております。本条例においては、地方税法の減額後に残る税額を減免するものであります。

その取得期限であります、地方税法では、震災発生から10年を特例対象期間と定めてあることから、本条例においても、地方税法と同じ平成33年3月31日まで延長するものです。

それでは、お配りしてあります東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例新旧対照表をお願いします。

1ページをお願いします。

第3条、減免の対象となる建替住宅等、第1項第1号については、取得期限を平成29年12月31日を、平成33年3月31日までに改めるものであります。

以上であります。

○議長（佐久間茂樹） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第3号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 浪川恭房 登壇）

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

お配りしてございます新旧対照表によりご説明させていただきます。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

今回の改正は、介護保険法施行規則の一部改正に伴い改正するものでございます。

第1条の改正は、引用条項の整理となっております。

第4条第1項第3号の改正は、引用条項の整理及び主任介護支援専門員のさらなる資質向上を図るため、主任介護支援専門員の資格に更新制を導入し、要件に5年を超えない期間ごとに更新研修の修了者である旨を加えるものでございます。

また、附則の第2項につきましては、主任介護支援専門員更新研修の経過措置に関して定めたものとなっております。

以上で、議案第3号の補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第5号について、建設課長、登壇してください。

（建設課長 加瀬喜弘 登壇）

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議案第5号、区域をこえての路線の認定を承諾することについて補足説明を申し上げます。

本件につきましては、旭市塙地区の千葉県有地の一部について、銚子市長より銚子市の市道路線として認定したい旨、協議がありましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第5号の補足説明を終わります。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長の補足説明は終わりました。

議案第6号、議案第7号について、市民生活課長、登壇してください。

（市民生活課長 大木廣巳 登壇）

○市民生活課長（大木廣巳） 議案第6号及び議案第7号について補足説明を申し上げます。

本議案は、人権擁護委員候補者の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

本市の人権擁護委員の定数10名のうち2名が、平成30年3月31日に任期満了となるため、後任の委員候補者を法務大臣に推薦するにあたり、議会の意見を求めるものです。

議案第6号で推薦したい方は、旭市琴田3188番地にお住まいの宮野作一氏、昭和24年9月4日生まれの方です。

宮野作一氏は、平成18年から人権擁護委員として積極的に活動されており、温厚誠実な人柄で、地域における信望が大変厚く、委員として適任の方ですので、引き続き推薦するものです。

次に、議案第7号で推薦したい方は、旭市ニの3437番地にお住まいの鈴木志敏氏、昭和29年6月27日生まれの方です。

鈴木志敏氏は、永年にわたり小・中学校の教員として子ども達の教育に当たられており、

子どもの人権問題や同和教育について豊富な知識と経験をお持ちで、委員として適任の方ですので、新たに推薦するものです。

なお、お二人とも、人権擁護委員法第7条第1項の規定による委員の欠格条項につきましては、該当する事項はありません。

また、委員の任期は、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間となります。

以上で、議案第6号及び議案第7号の補足説明を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長の補足説明は終わりました。

以上で議案の補足説明は終わりました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前11時 5分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 林 俊介 登壇）

○議会運営委員長（林 俊介） ただいま議会運営委員会を開催いたしまして、発議案の提出に伴う追加日程について協議をいたしましたので、その内容についてご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての1発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配付してあります平成29年旭市議会第4回定例会議事日程（その2）、本日11月

9日、木曜日をご覧いただきたいと思います。

この後、追加日程第1、発議案上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号の1発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、本議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（佐久間茂樹） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号の1発議案を上程いたします。

発議第1号 旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（佐久間茂樹） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号について、議会運営委員会委員長、林俊介議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 林 俊介 登壇）

○議会運営委員長（林 俊介） それでは、発議第1号について、提案理由を申し上げます。

本案は、市議会議員の定数が22人から20人になることに伴い、常任委員会の委員定数について、文教福祉常任委員会の定数8人を7人に、建設経済常任委員会の定数7人を6人に改正するものです。

以上、議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由とさせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 提案理由の説明は終わりました。

◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（佐久間茂樹） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号の1発議案を議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、旭市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は13日、定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時10分

平成29年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第2号）

平成29年11月13日（月曜日）午前10時 3分開議

第 1 議案質疑

第 2 常任委員会議案付託

本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第6号、議案第7号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

出席議員（21名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	5 番	宮 内 保
6 番	磯 本 繁	7 番	飯 嶋 正 利
8 番	宮 澤 芳 雄	9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保	11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作	13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳	15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎	17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介	21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 長 事 務 局 長	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前 10 時 3 分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第 1 議案質疑

○議長（佐久間茂樹） 日程第 1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第 1 号から議案第 8 号までの 8 議案を順次議題といたします。

議案第 1 号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1 番（林 晴道） それでは、平成29年第 4 回定例会議案質疑、行わせていただきますが、第 1 号の平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてでございますが、7 ページ、16 款 1 目総務費寄附金、説明欄 1、ここに1,100万円とありますが、補足説明によりますと学校教育充実のため篤志寄附を計上するとありました。

これは、何人の方々からの寄附金であり、また、平成29年度は、10月末現在で寄附金の総額は幾らであるのかお尋ねいたします。

次に、9 ページ、10 款教育費、2 目事務費、説明欄 1 です。学校いきいきプラン事業でございますが、これはいただいた寄附金をこの事業の財源として計上するとの補足説明でありましたが、当初予算を超える金額を、まずは、なぜこの時期に補正予算で計上するのかをお伺いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、7 ページの1,100万円の寄附金につきましてお答えいたします。

まず、何人の寄附があったのかということでございますが、この金額に対しては、1事業者でございました。

それと、平成29年度、10月末で締めてありますが、2,269万8,164円ほど寄附金がありました。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） ご質問の、当初予算がだいぶあるのに、この時期になぜ補正にするのかというご質問かと思えます。学校教育課のほうでお答えします。

今回、補正をお願いしております学校いきいきプラン事業の財源は、全額ふるさと応援基金繰入金からでございます、学校教育の充実のため活用するものでございます。

今回、寄附してくださった方の必要なものをすぐ購入していただきたいとの思いを伺い、学校いきいきプラン事業の追加事業として、各校が必要なものを購入するための補助として、補正をお願いしているものでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、ふるさと応援寄附金であります、この事業は、開始から現在に至るまでの寄附金総額と、使用目的別の寄附金の金額ですか。そういうものがあると思われしますので、お尋ねをいたします。

次に、学校いきいきプランの事業でございますけれども、各学校の充実ということで、特色ある事業を実施することに補助金を行うというふうに思いますけれども、現在、各学校ではどのような事業を計画しているのか、その計画を具体的に伺いたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 開始から今までの寄附金総額でございますが、4,190万2,165円でございます。

それで、それを事業に使ったものということでございますが、27年分から28年度分までの寄附についてですが、産業の振興ということで606万5,177円で、健康福祉の充実に対して178万5,000円、教育の充実に対して152万円ちょうど、生活基盤の整備ということで78万4,022円、安心・安全なまちづくり124万6,792円、市長にお任せということで708万3,010円の寄附がございまして、これを歳出に充当したものが、新規就農総合支援事業1,923万5,000

円ありましたが、ここに210万円、商業活性化に500万円充当しました。老人クラブ活動促進事業に100万円、あさひ健康応援ポイント事業に50万円、学校いきいきプランに、今まで100万円で、今回1,100万円の充当でございます。それと、旭スポーツの森公園整備事業に100万円、防災対策整備事業に100万円、インターネット活用事業ということで、シティプロモーションに50万円というような充当になっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、当初予算での学校いきいきプラン事業と、今回補正する学校いきいきプラン事業についてお答えいたします。

当初予算での各学校のいきいきプランの具体的な取り組みですけれども、特色あるというところで、地引き網体験ですとか、著名人による講演会、音楽鑑賞、花いっぱい運動の推進等、バラエティーに富んだ事業を行っているところです。

今回の補正予算では、それぞれの学校で使用目的や狙いに応じて役立つものを購入するための補助として予定しているものであり、各校が取り組む学校いきいきプラン事業を、さらに推進したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） ふるさと応援基金ですね、寄附をいただくということは本当にありがたいことでありますので、そのご恩に対して、本市としては感謝の気持ちを伝えるべきと考えますが、このような多額な寄附をいただいた場合や、金額別でどのような対応をとっているのか、具体的に伺いたいと思います。

学校いきいきプランの事業ですね。こちらでは、寄附者のご恩、どのように各校の特色ある事業につなげて、生かしていくのか。担当課の見解を最後に伺いたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 今回の寄附につきましては、市内の事業者からの篤志寄附ということで、返礼品等の対象事業ではございません。

今回、どういうことをしたのかということですが、市長から感謝状の贈呈をしております。

以上です。

（発言する人あり）

○企画政策課長（阿曾博通） 個人の500万円以上の寄附、または事業者の1,000万円以上の寄附については、紺綬褒章の対象となります。

今回のやつはなるんですが、本人のほうからそれについては辞退したいということで申し出がございましたので、申請はしておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 寄附者の、子どもたちのために必要なものを速やかにというように思いをいただきまして、各校で予定をしておりますが、例としまして、教材提示用として活用するための簡易実物投影機ですとかデジカメ、それからチューバなどの楽器、あるいは運動の時に安全を確保するためのセーフティーマット等が、現在挙げられております。

学校教育課といたしましては、学校いきいきプラン事業がますます活性化するように、児童・生徒の心の安定ですとか、コミュニケーション能力の向上、夢や希望の醸成、地域への理解や愛着の深まり等、子どもたちの力がますます伸びていくように、こちらとしても充実に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第1号の質疑を終わります。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第2号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、この議案は減免期限を延長するものでありますが、それでは、現在までどのくらいの減免件数、減免額があったのか。

また、平成29年度ベースでの減免見込額、それから件数をお尋ねいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） それでは、減免の累計ということでありますけれども、平成24年から始まりまして、市のほうの減免額につきましては172件、減免金額として累計で3,512万

5,000円であります。

それと、29年度の減免状況ですけれども、175件、939万7,000円ということであります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 震災に遭われて、被災されて、いまだ多くの建て替えが済んでいないような状況であります。このような制度をしっかりと広く周知をする必要があると考えますが、どのように周知を行っているのか、詳細を伺います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 周知でございますけれども、これにつきましては、ホームページ等に記載してございます。

それと、あとは問い合わせに対しまして、来庁時にお話をするというような状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第2号の質疑を終わります。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第4号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、この議案は、市営住宅が老朽化になり、政策空き家として戸数を減らすとのことだと思われま。

現在、神西住宅の入居状況及び家賃等についてお伺いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 神西住宅についてお答えを申し上げます。

神西住宅につきまして、現在は管理戸数としては14戸ございますが、このうち入居しているのは3戸となっているところでございます。

家賃というご質問がございましたが、家賃につきましては、住宅、部屋によりまして違いがございますし、ご本人の収入によっても違いが出てまいります。

金額としましては、すみません、ちょっと目がよく見えなくて、申し訳ありません。すみません、ちょっと今、手元にございませんで……

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） 数千円ぐらいの値段です。かなり昔に建てたものですので、1万円なんていうことでいっている数字ではございません。低いところで数千円というところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 神西住宅の戸数が減ることによりまして、ほかの市営住宅へ入居を希望する市民がいるかと思われますけれども、現在の神西住宅の家賃に比べ、ほかの市営住宅は、入居基準が高いだとか、その家賃が高くはならないものなのか。その辺の比較といいますか、ほかの市営住宅との状況を伺いたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） ほかの住宅との関係ということですが、ちょっと数字としてはっきりは、今、申し上げられませんが、今回、この神西住宅につきましては、香取住宅への移設ということを進めてきた中で、こういう形になったところでございまして、確かに議員おっしゃられるとおり、神西住宅が香取住宅へまいりますと、家賃のほうが少し値上がりいたしますが、そこにつきましては、年数をかけまして段階的に調整していくということで考えておりますので、急激に移設したことによって家賃が増えるというものではありません。そういうことでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 今の答弁を聞く限り、今回は、3戸の用途廃止でありますので、市民サービスの低下にはつながらないのかなと、そのように思いますけれども、耐用年数を大きく、

大幅に過ぎる神西住宅、今後の取り扱い、どのように考えているのかお伺いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 神西住宅の今後の取り扱いということでございます。

今回廃止をする住宅以外にも、まだ残る住宅がございます。

したがって、まだ棟が残っている状態では、次の形、なかなか考えるのは難しゅうございますので、ある程度まとまって空き家ができて、取り壊しというめどがついた時点で、その後の対応というものを考えていきたいと思っております。そこには、売り払いということも含めた形での対応を考えたいと思っております。

それと、すみません、先ほどご質問にありました神西住宅の家賃でございますが、幅がございます。手元に資料まいりました。低いところで2,500円から、高いところでも4,500円という状況でございます。

ちなみに、香取住宅でございますが、香取住宅は低いところで5,400円、一番高いところでも9,700円という状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第4号の質疑を終わります。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、議案第5号、区域をこえての路線の認定を承諾することについてです。

今回の、この承認は、本市で管理する道路を、銚子市の道路として認定するものでありますけれども、交付税などの算入では、道路、それから面積、人口が基本になります。これを承諾することで、交付税の減額につながらないものなのか、もしつながるとすれば、損失額は幾らであるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、認定による不利益はないのかというご質問にお答えした

いと思います。

社会福祉法人猿田の丘なでしこへの進入路として、旭区域内にあります、県所有地につきましては、銚子市の市道に囲まれている状況であります。

かつ、利用者及び隣接する土地所有者は銚子市の市民であることから、千葉県、旭市、銚子市の三者により協議した結果、本市の区域内ではありますが、適正な道路管理を図る上から、周辺の市道と一体的に銚子市で市道の管理することが適当であるという結論に達したものであります。

ご質問の、認定による不利益についてでございますが、今後の維持管理等を考慮しますと、不利益にはならないというふうに考えております。

それで、底地が道路ということでございましたが、底地は千葉県所有の道路、道路というか進入路ということでございまして、はなから旭市の管理する底地ではございません。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） それでは、旭市、本市の区域内にあるほかの市町村の管理する道路ですか、それが何路線でどのぐらいの総延長があるのか。また、ほかの近隣の市に、本市の道路が何路線でどのぐらいの総延長があるのかを伺いたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） ご質問の市道の関係でございますが、旭市の道路がほかの市にあるというところはないというふうに考えております。

ですので、今回の進入路につきましては、はなから、当初から千葉県の所有の進入路というか、所有の土地ということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員。

○1番（林 晴道） 議案が配付されてから、忙しさにかまけて、僕自身、今日に至るまで、この道路通ったことがないのかなと、そのように思っておりますけれども、周辺の方々は旭市民でありますので、今回、銚子市の市道路線として承諾した場合、今後、整備だとか管理はしっかりと銚子市のほうで行っていただけるものなのか。旭市民から要望が届く場合があるかと思いますが、その時の体制、しっかりとれるものなのか、具体的に伺いたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 先ほどもお答えしましたが、周辺の土地の所有者につきましては銚子市の市民でございます。

ですので、そういった懸念はないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 林晴道議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

税務課長。

○税務課長（渡邊 満） 先ほど、議案第2号の議案質疑の中で、平成29年度の減免対象件数ということで、175件という数字を申し上げましたけれども、172件でございます。累計と同じ件数ということで、申し訳ありませんでした。訂正のほど、お願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 以上で通告による質疑は終わりました。

議案第5号の質疑を終わります。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

◎追加日程 議案第6号、議案第7号直接審議（先議）

○議長（佐久間茂樹） おはかりいたします。議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号、議案第7号は委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第6号、議案第7号は人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第6号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（佐久間茂樹） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより、各常任委員会に議案を付託いたします。

議案第1号から議案第5号までと議案第8号の6議案を、お手元に配付してあります付託議案分担表1、議案の部のとおり、所管の委員会に付託いたします。

付託いたしました議案は、22日までに審査を終了されますようお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は15日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午前10時31分

平成29年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第3号）

平成29年11月15日（水曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		5 番	宮 内 保
6 番	磯 本 繁		7 番	飯 嶋 正 利
8 番	宮 澤 芳 雄		9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保		11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作		13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳		15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎		17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市		19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介		21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て支援課長	小 橋 静 枝	高齢者福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鶴之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水道課副課長	多 田 一 徳
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監査委員局長	高 木 昭 治	農業委員会事務局長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 高 橋 利 彦

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（21番 高橋利彦 登壇）

○21番（高橋利彦） 21番、高橋です。大きく分けて2つの質問を行います。

質問を行う前に、答弁について一言申し上げておきます。

地方議会は国会と大きく違います。国会では、首相と同列に座っている各大臣は執行権者です。しかし、地方議会では、市長と同列に座っている課長であっても、吏員、一般職員であり、単なる説明員であります。執行権者は市長のみです。そして、国会においては、議場での発言は、憲法第51条において何を言っても責任を問われませんが、地方議会においては責任を問われます。幾ら市長になったつもりで言われても、議会での説明員の課長の発言、暴言恫喝は言語道断であります。そして、議事録は未来永劫に残ります。また、行政は、人が代わろうと継続という大原則があります。答弁に当たっては、その場しのぎではなく、一貫性を持った慎重なる答弁をお願いいたします。

それでは質問を行います。

まず大きな1点目は、東総広域ごみ処理施設の建設についてであります。

まず、（１）の負担金条例についてお尋ねします。

負担金条例の制定年月日、負担金の割合とその根拠について。また、匝瑳市議会の負担金割合の議決内容とそれを受けての検討結果。そして、組合議会で９月までに負担金割合の見直しを行うとなっていたが、どのような検討をしてどのような割合になったのか。さらに、この負担金割合の見直しが、匝瑳市議会の思惑で着工目前の土壇場に出たのか、それとも前々から話はあったのか、あったとすればいつのときからあったのか、お尋ねいたします。

次は（２）でございますが、建設事業費の総額と具体的な財源内容、また財源の活用条件、各市の負担額についてお伺いします。

（３）の中継施設についてであります。中継施設の建設に当たっては、建設場所の市で建設費を負担するとの話を聞いたが、どのようになっているのか。また、中継施設は何か所造るのか。その建設場所、建設費の総額と年間の管理費、さらに各市のそれぞれの負担額についてお尋ねします。

（４）でございますが、焼却施設・最終処分場のそれぞれの計画面積と所有者の人数、現在のそれらの用地の確保状況、またそれらの平米当たりの金額と総金額、そして建設予定地の平米当たりの通常取引額、不明な場合は周辺の評価額についてお尋ねいたします。

大きな２点目は、職員駐車場についてであります。

この質問は、幾度となく質問を行っていますが、私の質問は職員いじめの質問ではありません。また、そのように受け止められたら全くの心外です。

行政、つまり市は、法令遵守で市政の運営を行うのが原則です。そして、その執行の唯一のチェック機能を持つのは議会であります。そのために市長と議員は別々に選ばれています。その唯一のチェック機関の議会で、質問のたびに答弁が変わっていますが、答弁につきましては、一貫性を持った答弁、そして会議録を確認して、誰もが理解できる答弁をお願いいたします。

（１）の駐車場の契約についてであります。

前回、３年前の契約で、今後契約を更新する場合、内容などを検討するとの回答であったが、どのように検討し、新たな契約を締結したのか。また、契約の内容で、目的は市役所駐車場なのか、職員駐車場なのか、海匠支庁職員団体の駐車場なのか、農協職員の駐車場なのか、市民の駐車場なのか、どのようになっているのか。

（２）の駐車場の確保の明確な根拠についてであります。

行政は法令を遵守しなければなりません。そこで、この駐車場の確保の明確な法令、地方

自治法や地方公務員法、条例など、どのように制定されているのかお尋ねいたします。

(3) でありますが、駐車場は福利厚生の一環と、市長、また課長が答えていますが、地方公務員法の第42条などに規定されている福利厚生とはどのようなものか。その中で職員駐車場はどのように位置づけされているのか。また、福利厚生事業については、住民監査請求などで各市町村で見直しが行われ、廃止、縮減などが行われている中で、6月議会で、通勤手当はありますが、駐車料金の公費負担は現制度の中ではない、支給することはできないと課長が明言しています。市が駐車場の負担をすることは、これは公費の不正な支出ではないのかお尋ねします。

そして、経営者としての市長は、このような不正な支出をどのように考えているのか。不正支出に対して経営責任を問われ、損害賠償請求の対象事案であると思いますが、いかがなものか。また、行政改革を推進する市長として逆行しているのではないのか、住民福祉の向上をうたっている市長としてはどのように考えているのか。

次に、(4) でございますが、駐車場用地としていつから借り入れたのか。それと、現在の賃借料の月額と年間の総額、地主への支払いの期日についてお伺いします。また、市が使用許可をしている団体からの使用料の納入期日についてお尋ねします。それと、借り始めから平成28年までの地主への支払い総額と、市職員団体などからの一般会計への納入額と実質の市の負担額についてお尋ねをいたします。

なお、市が使用料などを徴収する場合、使用料・手数料条例などに規定されていますが、わざわざ雑収入に入れているのは、ごまかすためにそのような手続きをとっていると思いますが、このような財政手続きは法的に問題ないのか。また、海匠支庁分の賃貸料を市を経由して地主へ支払うと以前回答がありましたが、具体的な経理方法についてお尋ねします。

(5) 条例についてでございますが、市では、使用料・手数料条例を制定し、各種の手数料、使用料を徴収していますが、しかしこの駐車場に限っては条例がありません。なぜ条例を制定しないのか。条例で明確に規定し、徴収することが適正な行政運営と考えますが、その辺について伺います。

(6) は今後の駐車場についてでございます。

新庁舎での業務開始後、第2庁舎跡地を駐車場にするとのお話ですが、公用車の駐車場なのか、職員用の駐車場なのかお尋ねします。さらに、車通勤以外、通勤手当の出ない職員や電車通勤の職員に対して、今の状況では不利益につながるとは思いますが、そういう中で、市長として、一部の職員に対して有利になるようなことをして、これが本当の職員のために

なるのか伺います。

あとは自席で行います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、高橋利彦議員の質問の大きな1つ目、東総広域ごみ処理施設の建設につきまして、私のほうから回答申し上げます。

まず、（1）負担金条例等についてということで何点かご質問がございました。

1点目ですが、負担金条例の制定年月日ということでございます。

東総地区広域市町村圏事務組合の負担金条例は昭和48年に制定されておりましたが、一般廃棄物処理施設の負担金割合は、ごみ処理広域化推進事業を始めるに当たり、関係市が負担する負担金の割合を定める必要があったため、平成19年2月22日に改正し、同年4月1日に施行されております。

続きまして、負担金の割合とその根拠ということでございます。

現在の割合につきましては、建設費及び管理運営費ともに、基準率は均等割が20%、人口割が40%、処理量割が40%でございます。その根拠でございますけれども、ごみ処理事業であるため、まずごみ処理量の割合を入れました。また、広域事業であるため均等割合が入っております。そして、市の規模を反映するということで人口割を入れるという、そういったことで協議を行い、さまざまなパターンを検討した結果、現行の割合において、3市において協議が調ったものと思われま。

続きまして、匝瑳市議会の負担割合の決議の内容、それを受けての検討結果ということでございます。

去る9月20日、匝瑳市議会における負担割合の見直しの決議の内容につきましては、負担割合を直ちに直すこと。負担割合は、ごみ焼却排出量に基づいた排出量割合で施設建設費、管理運営費を決めること。また、負担割合が見直されないまま事業を進めるのであれば、匝瑳市議会としては、この事業にかかわる匝瑳市の予算を今後議決することはできないとしたものでございます。この決議を受けまして、当市、旭市では、市長、副市長並びに議長をはじめとする組合議員の皆様による協議をいたしまして、改めて、旭市としては、引き続き負担割合の見直し協議を行いながら、3市によるごみ処理広域化推進事業を進めていくことを確認してございます。

続きまして、組合議会のほうで9月までに負担割合見直しをするということであったが、

その検討の内容というようなご質問でございました。

負担割合の見直しにつきましては、これまで3市の企画、財政、環境担当課長が出席する検討会議で、各市の意向を確認しながら調整をしております。また、その検討結果が首長会に報告され、その席においても何度も協議されております。

現在、各市の意向としましては、まず現行の負担割合のままとする意見、また、人口割分の40%を処理量割に上乘せし、均等割20、処理量割80とする意見、またさらには、均等割を10、処理量割90とする意見がございます。これら負担割合の違いによりまして負担率に差が生じるため、現在、調整が難しくなっております。

負担割合の見直しの検討の経緯というんですか、いつから行っているかというご質問でございました。

負担金の見直しの経過としましては、平成25年に、匝瑳市からごみ処理広域化推進事業に関する要望書が組合に提出されております。内容は負担金の見直しについて協議するよう要望してございます。これを受けまして組合事務局は、平成26年度から負担割合の検討会議を開催し、それ以降、協議を続けているという状況になっております。

続きまして、(2)のほうに移ります。財源等についてでございます。

建設事業費の総額というご質問でございます。

東総広域事務組合の事務局のほうからは、現在の建設事業費の総額として274億円が示されております。その内訳としましては、広域ごみ処理施設が231億円、広域の最終処分場として33億円、これらはいずれも用地費を含み、附帯工事費は除いてございます。そのほかとして、3市の中継施設の改修費用として10億円を見込んでおります。

財源の内訳というご質問がございました。

財源の内訳としましては、建設事業費274億円のうち、循環型社会形成推進交付金として約85億円を見込んでおります。本来ならば残る189億円が構成市の負担となりますけれども、3市が東日本大震災の特定被災地方公共団体であるため、循環型社会の交付金対象事業費から交付金を除いた額の95%が震災復興特別交付税として措置されまして、その額は構成3市合わせまして約121億円を見込んでおります。つまり、財源としましては、交付金として85億円、震災復興特別交付税として121億円、残る68億円が構成市の実質的な負担額となります。

続きまして、財源の活用条件というご質問でございます。

循環型社会形成推進交付金につきましては、市町村等が地域の循環型社会を形成するため、

循環型社会形成推進地域計画を作成し、環境省に承認を受ける必要がございまして、この地域計画で計画された事業に国から交付金が交付されるものです。

交付対象としましては、人口が5万人以上または面積が400平方キロメートル以上の地域計画を構成する市町村または当該市町村の委託を受けて一般廃棄物の処理を行う地方公共団体となります。また、震災復興特別交付税は、被災自治体において負担する循環型社会形成交付金事業費の地方負担額に対して交付税措置されるものですので、交付金事業が実施されることが条件だと言えます。また、この震災復興特別交付税は平成32年度までの時限的なものであるため、平成33年度以降に実施する事業につきましては、循環型社会形成推進交付金のみが充てられるものになっております。

各市の負担額につきましては、先ほど実質的な負担額を68億円と申し上げましたが、これを平成29年度現在の負担割合で案分した場合は、銚子市が約28億円、匝瑳市約15億円、旭市約25億円の負担額となります。これについては各市で、合併特例債や一般廃棄物処理事業債等の起債を活用する見込みになっております。

続きまして、（３）中継施設につきましてお答えいたします。

中継施設の建設費の負担ということですが、本年度、中継施設整備基本計画を策定してございまして、概算事業費も含めた事業概要をまとめておりますので、その内容を基にしまして、組合でやる事業とするか、また各市それぞれで実施するのか等について検討していくという予定でございます。

中継施設の箇所数でございます。現在の計画では3市それぞれに中継施設を整備する予定ですので、3か所ということになります。建設場所につきましては、中継施設の場所ということでは、既存の3市のごみの焼却施設を中継施設として活用することで、既存施設の撤去に係る経費が循環型社会形成交付金の対象事業となることでありますので、財政負担の軽減のためにも、現在稼働中の3市の焼却施設を改修して中継施設として利用する予定でございます。

建設費の総額ということでございます。建設費につきましては、基本計画を今策定中で検討しているというところでもありますので、今現在お示しできるものはございません。先ほど（２）の財源等の総事業費の中で10億円という金額を申し上げましたが、これは検討中の施設内容を反映して見積もった金額ではないということですので、ご理解をいただきたいと思います。

年間管理費、あと各市の負担額というご質問がございました。これにつきましても、現在、

中継施設基本計画を検討中ということで、今後協議を重ねていくものと理解しております。

続きまして（４）になります。焼却施設・最終処分場の用地の関係でございます。

焼却施設の計画地の面積につきましては約４万8,000平方メートル、地権者の数につきましては22名。同時に用地の確保の状況という質問がございました。平成29年10月31日現在で約86%でございます。最終処分場につきましては、計画地の面積は約２万1,000平方メートル、地権者は12名でございます。こちらについては、現在、不動産鑑定業務を委託しておりますので、その後、用地取得に取りかかる予定でございます。

続きまして、単価、平米当たりの金額と総額というご質問がございました。

これにつきましては、現在、用地買収の金額ということでございますと、用地買収の交渉中でもありますので、公表については差し控えさせていただきたいとでございます。ただし予算額ということであれば、平成29年度の予算としまして、ごみ処理施設のほうが２億5,896万円を計上してございます。また、最終処分場については9,757万円を計上してございます。

続きまして、通常取引金額というご質問でございます。

不動産鑑定業務などにおいて土地の取引金額が出ておりますけれども、これについても公表できないということです。ご理解をいただきたいと思います。なお、固定資産の評価額につきましては、環境課のほうでは把握してございませんので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな２番の中で、６項あるうちの（１）と（４）と（５）についてお答えを申し上げます。

まず、（１）の駐車場の契約についてというご質問の中で、どんな検討をしてきたかということがございました。

現在の契約、平成27年４月に更新をした際には、その前の契約内容と、平成25年から高橋議員にご指摘をいただいております点を踏まえまして、海匠合同庁舎の職員駐車場利用者会あるいはちばみどり農協の分を含めまして、地権者と個別に契約できないか検討を行いまして、地権者にもその申し入れ行ってきたところでございます。しかし、地権者からの回答につきましては、今のまま全体を市で借りてほしいということがございまして、準備の期間も必要という中で、次の契約の機会に向けて引き続き交渉を行っていくということになった

ところでございます。

次に、目的ということがございました。今使っている駐車場につきましては市役所駐車場として借りているものでございます。使い方としましては、職員の駐車あるいは市民向けの駐車、あるいはこういった議会がありましたときに、議員の駐車スペースを本庁に確保するために公用車を移動すること、あるいは行事等がありました際に一般市民の方にご利用いただくということも予定したものでございます。

小さな項目の中の（４）に移ります。賃貸借料についてというご質問の中で何点かございました。

まず、いつから契約かということでございますが、契約は平成３年12月から借りているものでございます。

現在の月額と年額ということでございます。月額につきましては、現在の契約の月額は89万1,771円でございます。それと、年額になりますと1,000万円強という数字になります。それと、地主への支払いにつきましては毎月の支払い方法でございます。それと、借りた駐車場を海匠合同庁舎の職員利用者会やちばみどり農協へ貸している部分についての使用料の納入の方法でございますが、年末に一括して納入をしていただいております。

地主への支払いの総額ということでございます。平成３年から借りてきておりまして、総額としましては2億7,000万円くらいになります。

それと、実質の市の負担ということがございました。１年間でいいますと、所有者へ支払ったものから互助会や海匠合同庁舎の利用者会からいただくもの、あるいはちばみどり農協からいただくものを差し引きますと、市の実質的な負担としては620万円程度になっているものでございます。

それと、貸している部分について、使用料ではなくて雑入にわざわざ入れているのは問題ないのかということがございました。以前にも申し上げましたが、ここの駐車場につきましては行政財産ではございませんので、使用料ではなく雑入として経理をしているものでございます。

次に、（５）の条例についてというご質問の中で、なぜ条例を制定しないのかというご質問がございました。これもこれまでも何度もお答えしておりますとおり、ここの駐車場部分につきましては行政財産ではございませんので、条例を制定していないところでございます。

私からは以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私のほうから、大きな2番、職員駐車場についての（2）駐車場の確保の明確な根拠、それから（3）の駐車場が福利厚生施設になる根拠、そして最後の（6）今後の駐車場について、答弁をさせていただきます。

まず（2）、（3）でございますが、（2）では法令についてと（3）では地方公務員法の第42条というようなことで、一緒の答弁になりますのでよろしくお願いいたします。

まず、地方公務員法の厚生制度につきましては、議員から話がありましたが、地方公務員法第42条に定められているものでございます。この法律には、「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」とされております。

法律の逐条解説におきましては、その実施については任命権者が主宰し、費用も地方公共団体の負担とすることが原則であるとされているところでございます。地方公共団体は、職員管理上の重点の一つとして、民間との均衡を考慮して職員の厚生制度の充実を図らなくてはならないとされており、保健と元気回復に限定されるものではなく、その他の厚生に関する事項については、適切かつ公正な制度を任意に、かつ独自に計画し、創意工夫し、実施し得るものであるとされております。具体的には、職員の利用施設の設置ないし助成、さらには公務員住宅の設置等、それぞれの地方公共団体の実情に応じて実施されるものと解説されておりますので、これに相当するものだというふうに理解をしているところでございます。

（発言する人あり）

○総務課長（飯島 茂） ですから、ただいま申し上げましたように、その他の厚生に関する事項の中の、例えば公務員住宅等の設置等、その同じ位置づけで職員駐車場のほうも、首長が公共団体として設置が必要だというふうに判断をしているところでございます。

続いて、（6）の今後の駐車場についてで、まず第2庁舎について、私、今後駐車場とするといったような答弁をしたところでございますが、それは職員用であるかというご質問でございました。公用車でありますとか一般市民用につきましては、文化の杜公園のほうに予定させていただいておりますので、第2庁舎の跡が空けば、職員駐車場として使用していきたいということでございます。

それから、不利益になる、平等ではないといったようなお話がございました。これについては、先ほどの2番、3番についての回答と同様になりますが、行政のほうが職員の環境のために必要なものと判断しておりますので、それが不利益といったようなふうには考えてい

ないところでございます。

もうちょっと申し上げますと、例えば中央病院であっても、旭市と同じように1人1,000円の負担というものを取っているところでございます。職員2,000人ほどおりますが、1,500人ほどは、借地であろうが、病院の所有地になっておる所であろうが、1人当たり1,000円、1,500人の職員から駐車料金を取っておると。それから、企業名のほうは申し上げることは差し控えさせていただきますが、市内のちょっと大きな事業所等、確認をさせていただきました。そちらについては、負担なしで従業員、社員に駐車させているというようなこともございます。それから、前回等も回答してきましたが、旧3町の状況等もあります。

それから、高橋議員から、県の状況なんかも、例えば公共交通が発達していない地域で、夜間になって電車が走らなくなったらどうだといったようなご質問があった中で、県のほうに確認しましたところ、もし夜間になればタクシーチケット等を渡していると、また必要に応じてはホテル等に泊まらせているといったようなことで、職員の就業の環境というものは、事業者としてしっかり考えているという状況がありますので、ご理解のほどお願いを申し上げます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 再質問をします。

きょうの、そして今の今まで実情を知らない私は、建設の着工を目の前に控えての匝瑳市からの一番重要な負担金割合の見直しが出ました。匝瑳市の思惑はともかく、なぜ建設目前の土壇場だと思います。管理者である明智市長、大変だなと同情いたしました。しかし答弁を聞いて、何だ、なぜだと愕然と失望しました。

市長の指導力、優柔不断さ、信念のなさ、みんなの見方どおりです。つまり、6年も前に負担金割合の見直しの話が出て、見直しすると言っていたが、今まで何をしていたのか。そして、3市の首長は意思の疎通ができているという答弁でありましたが、意思の疎通ができたらとっくのとうに解決していたと思います。また、見直しをすると言ったのは、どのような思い、考えであったのか、そして今、事ここに至ってどのようにするのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かに高橋議員がおっしゃられるように、平成25年ころから負担割合の見直しということについては、匝瑳市を中心にそういった話が出ておりまして、3首長管理

者、副管理者ともども、負担割合を新たにしようというようなことで合意をしていたところ
であります。

ただ、それが、平成28年までのごみの量、それを直近の3年間のごみの量割という部分を
やらなければ、新たな施設に対しても、またすぐ違ってしまうのではないかということの中
で、30年度に着工、始まるというようなこともありまして、29年度までのごみの量を新たな、
直近の3年間の量を出してから負担割合を見直そうということになっていたわけでありまし
て、そういった部分では、いざ具体的に工事の計画が進んでいる今、負担割合を話しするよ
うになったところであります。

それと、今後の負担割合についての決着はどうするのかということでもありますけれども、
それぞれ3市においては、やはりかなりの負担の違いが出てくるわけであります。利害が大
変大きな部分が出てくるわけでありまして、両方の首長の言い分、そしてまた、私は中間的
な部分でありますけれども、そういった中でなかなか合意ができないというような状況があ
ります。そしてまた、匝瑳市議会からのああいう決議文が出たということの中で、銚子市
の市議会がかなり硬化をしている、硬直しているというようなこともありまして、なかなか負
担割合の合意形成ができないと。私のリーダーシップ、指導力が足りないのかもしれませんが
けれども、3市の事情があるというようなこともありまして、今、まだまだ調整をしている
ところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○市長(明智忠直) 具体的には……

(発言する人あり)

○市長(明智忠直) その見直しをしようと言ったときには、匝瑳市の方々からの発言がありま
して、東広の議会の中でも全員協議会の中で発言がありまして、平成19年に負担割合で条例
化したものでありますけれども、その当時は、人口の問題、人口減少がこんなにも進むとい
うようなことも当然予想されなかったわけでありまして、そしてまた、ごみの量も当然違っ
てくるのではないかと、新たに施設を造るという事態になってきたわけでもありますので、そ
ういったときには、10年もしているわけでもありますので、負担割合は見直さなければならない
など、そんなような首長間の合意もあったわけでありまして、そういった部分で、最終的に
29年度のごみの量、直近の3年間の平均をとって負担割合を見直そうと、そのころからそ
ういった合意でいたところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） それはさっき言いましたけれども、今、一生懸命、3首長の間で、利害関係、そういうものがありますので調整を進めているところであります。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 6年もかかって見直しができないわけですよ。それで、事ここに至ってそれが見直しができますか。いつまでに見直しできるんですか。そこをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） いつまでという期限、一つの自治体同士の問題でありますので、なかなかそのところが妥協できないという部分がありますので、しかしながらこの建設事業は進んでいるわけでありまして、時間は限られてくると思いますけれども、早期に合意形成をしたいと、そのように思っております。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いつまでと、そんなのんきに市長、構えていられない。だって、有利な財源を使えるのは平成32年でしょう。それで今度は、進めた中で決まらなかったら、匝瑳市だって負担金を出さないでしょう。そんな悠長なことでやられていいのか。じゃ、それでできなかったら、市長、どんなふうにするんですか。それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） 何回も何回も正副管理者で話し合いを進めているところでありまして、その話し合いの中では、32年度いっぱい、平成33年3月までにはこの事業はぜひやらなければならないという決意はみんな持っているわけでありまして、それに向かって3首長、匝瑳市、銚子市の市長も前向きに検討してもらっているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、4回目になっちゃったから次に移ります。

次の財源でございしますが、財源は分かりましたけれども、有利な財源、結局、震災復興交付金ですか、これは32年度完成ということになっているんですよね。そんな中で、この事業を進めていく中で設計から完成まで何年かかるのか。それと、そういう中で現在の計画と事業の進捗状況、完成期限が延びた場合の財源はどうするのか、それについて伺います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、設計から完成まで何年かということでございます。現在、設計を含めた事業者を組合のほうで選定しているところでございまして、来年度、30年度から32年度までの3か年において、設計、建設等の予定をしているところでございます。

現在のところ、平成32年以降につきましては、震災復興特別交付税のほうが措置されないもので、循環型社会形成推進交付金が国のほうから支給されるということで聞いているものでございます。

以上です。

（発言する人あり）

○環境課長（井上保巳） 失礼しました。

進捗状況ということでございますけれども、本年度が、先ほどちょっと申し上げましたが、事業者の選定をするところでございます。そういうことでございまして、業者が決まれば、30年度以降に設計をして建設工事という状況でございますので、事業者の選定につきましては、今、予定どおり進んでいるというふうに聞いております。

以上です。

（発言する人あり）

○環境課長（井上保巳） 先ほども申し上げましたが、延びた場合については、国の基本的な補助金である交付金のみということで現在話は聞いておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても本当にせっぱ詰まった状態なんですよ。そんな中で、私は、果たして完成ができるのかどうか、ここへ来て懸念をしています。そうなりますと、2億2,000万円、今まで旭市も負担しているわけですよ。全くそれが無駄金でしょう。そうになったら市長、今までの負担金をどうしますか。

それと同時に、この事業の中で、結局、匝瑳市が土壇場で負担割合の見直しを申し入れしたと。そのときに、私も今までは全然実情を知らないから、匝瑳、何だよと思っていました。しかし今の答弁を聞いて、逆にこれは管理者に大きな責任があると思うんです。市長、そう思いませんか。その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 管理者、副管理者ともども、各市の焼却施設、もう耐用年数いっぱい

っぱいで老朽化も進んでいますし、今年も旭市にとっても1億数千万、1億4,000万円くらいの補修、改修が必要なわけであります。そういった部分でもうやらなければならない。必要不可欠なごみの焼却ということは、16万8,000人、16万人以上ある3市の市民サービスにもつながることでありますので、その必要不可欠な問題を3市の首長で前向きに、広域でやろうというような部分でありますので、どうしてもこの焼却施設を完成させたいという思いで、3市の首長、今、一生懸命やっていますのでご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） この建設の目的は分かりますよ。各市の焼却施設が老朽化している、その中で共同でやれば安くなる、それは市長の当然の答弁なんです。

しかし、今回もしでできなかった場合、というよりこの問題、先ほども私が言いましたが、私も全然内容を知らないから、匝瑳市は何だよと思いましたが、これは私と同じように、3市の一般市民は、匝瑳市がこの事業から抜けるための理由として、無理難題の負担割合の見直しを突然降って湧いたように出したと思ってしまいますが、6年も前からあった話でございしますので、これは当然管理者の責任なんですよ。そういう中で、匝瑳市の名誉を傷つけちゃっていると思うんです。それに対して市長はどう思いますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 名誉を傷つけるというようなことは全然ないと思います。一生懸命、3市で、広域でごみ処理場を造ろうということで、これまでの案件については全部組合議会で承認をもらってやってきているわけでありますので、お互い、匝瑳市も銚子市も旭市もみんな議決をもらってやってきているわけでありますので、全然そういうことはないと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 次の中継施設でございしますが、中継施設は、3市、各市に1か所ずつ造るということで、その中で、これだけ計画を進めてきた中で、何で全て検討中なのか全く腑に落ちません。これは何のために広域事業で進めているのか。事ここまで至ったら、全て金銭的なことは解決して当然だと思うんです。それはどう思いますか、市長。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 中継施設については、ごみ焼却場が完成してからの必要性があるという

ことの中で、少し中継施設の件については検討するのが遅れたわけでありまして、今、基本計画を策定しているところでありまして、今年度いっぱいにはその計画もできるということになっております。

ただ、先ほど課長のほうから話がありましたように、具体的といいたいでしょうか、おおよその3市の首長間で話し合っていることは、中継施設を3市に設けて、その中継施設の改造、改修については、交付金が出るということの中で有利なことでありますので、今の焼却場を壊して新たな中継場所に直すということについては全部出るわけでありまして、今の所を使おうということはもう合意しているところでありまして、そのことについて、今、計画を作成中、今年度いっぱいには作成できるということでありまして、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いや、これだけ長い期間いろいろ検討していて、これから検討、本当に悠長なんですよ。そんな中でそれぞれの管理費もまだ決まらない。そうすると、管理費はここに上乘せになるわけなんですよ。全然、誰も見当つかないんじゃないんですか。何でこれだけの長い期間あってそこまできちっと決められなかったのか。

そして、設計、30年度には既に始まらなくちゃならないでしょう。そんな中で、結局、負担割合が決まらなかったら何もかも全てご破算なんですよ。どういうふうにするつもりなのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来申し上げましているように、負担割合については、首長も33年3月までにはこの事業はぜひ完成しなければならないと、そういった部分で合意をしているわけでありまして、負担割合も当然早急に合意形成をしたいと、そのように思っております。そのつもりで2市の首長もいる、そんなような感じを受けているところでありまして、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、時間がない中で管理者としてどういうふう合意形成をしていくことを考えているのか。それで、合意形成ができなかったら旭市の市長としてどういうふう考えているのか。また、結局この負担割合が早く決まっていれば、各市ともそれぞれ行動を起こせたわけなんですよ。そう思いませんか。そういうことの中で答弁いただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 負担割合を決めるのが遅いということでありますけれども、負担割合は、今まで19年度にやった20%、40%、40%という条例があるわけでありますので、それで、もし決まらなければその条例でいくということを、各市も合意、首長はそういうような思いでいるところでありますので、それにしても、やはり10年たつて条例を見直さなければならぬのではないかと、そんなような思いで今協議をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 何が何だか分からない答弁ですけれども、しかしいずれにしても、この建設、かなり厳しい環境下だと思いますよ。もしこれができなかつたら、市長、切腹ものですよ。

次に、焼却施設、最終処分場ですか、これについて伺いますが、焼却施設については86%が買収できたと。最終処分場は不動産鑑定士が今鑑定しているということでございますが、まずこの焼却施設、なぜこれだけの買収なのか、全てできないのか、また最終処分場、全部買収できるような予定になっているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） 焼却施設の買収の進捗状況がなぜこれだけなのかというご質問でございます。

確認した先ほどの答弁と一部重なりますけれども、現在は22名中19名ということで86%、面積にしましては85.8%という契約状況になっております。これについては、本年度から用地買収に着手しているという状況でございまして、同時に、地元の協議会の中では全て合意形成をいただいているということでございますので、ただ時期的な問題かと私のほうでは今考えております。森戸町の最終処分場のほうですけれども、測量関係が若干遅れたということがありましたので、そのために不動産鑑定業務もそれに伴って若干遅れているということで、今後、用地交渉ということで現地のほうに入っていけば、順調に契約等が進むものと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ただここで、用地買収ですが、用地買収はあくまでも各市の負担割合の中でやるわけですが、用地買収にしても何にしても、匝瑳市が議決しなかったらどういうふうな資金の捻出になるのか、その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対し、答弁を求めます。
環境課長。

○環境課長（井上保巳） ちょっと大変難しいご質問だと思いますけれども……
(発言する人あり)

○議長（佐久間茂樹） 明智市長。

○市長（明智忠直） 匝瑳市が議会の予算を通さないということは、そういうことは想定しておりません。組合議会で代表が出ているわけでありまして、組合議会で決まったことに対して、匝瑳市も広域行政として、今までの審議があるわけでありますので、そういった部分では考えておりませんので、ご了解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） そう言いますが、じゃ匝瑳市からの要望書に何と書いてありますか、市長。匝瑳市は予算通さない。予算通さないものをどうするんですか。その中で、要はなぜ一番肝心かなめな負担割合を早く決めなかったのか。早く決めれば、例えば匝瑳市が抜けたって、32年度の期限ですか、最終、その中での有利な資金を使えるわけですよ。そうじゃありませんか。だから一番悪いのは負担割合を決めない。それが管理者の責任なんですよ。よその市長は副なんで、一番権利のあるのはやはり管理者なんですよ。その辺、十分認識した中で答弁いただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。
明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来答弁していますように、負担割合については、ごみの量が平成29年度で平成25年くらいとは違うというようなことの中で、みんなが合意して、平成29年度に建設をする初めにその負担割合を決めようというようなことであったわけでありますので、そういった状況で今、負担割合の見直しを進めているところであります。よろしく願います。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 3分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、高橋利彦議員の一般質問を行います。

高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、（1）の再質問をしますが、契約書の中で、なぜ職員の駐車場として明記しないのか。そして本来であれば、一番使用台数の多い部分を契約書に明記するわけですね。それについてどう思うのか。また、海匠支庁、農協職員のために貸し出すためには、条例などによって貸し出しをするべきだと思いますが、どう考えるのか。さらに、契約書の中で、目的以外の使用を禁じており、農協などのほかの団体の職員駐車場として貸し出すことは、これは契約違反で違法ではないのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） お答えいたします。

契約書の中で、駐車場の部分について職員の分というのをなぜ明記しないかということですが、職員だけに使うものではございません。そのほかの用途としても使うという中で、市役所駐車場として借りるという形で契約を取り交わしているところでございます。

それと、海匠合同庁舎の職員利用者会や農協へということですが、空いている部分につきまして有効利用を図る観点から、さらに借りた部分から貸しているという状況でございます。

目的以外の使用を禁止しているというふうに契約でうたっているというご質問がございましたが、これはあくまでも原則としては市役所駐車場として使用する、これは原則論を書いたものでございます。一部市役所以外のところに貸しているということかと思いますが、それにつきましては、ここは行政財産ではありませんけれども、行政財産につきましても、余裕がある部分については目的外で使用する事が可能ということから、ここの部分につきましてもそれを準用するような形で活用しているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 一般的には商品でも何でも、一番含有率の多いのですか、それをメー

ンとして表示するわけですよ。これだって職員駐車場が大部分でしょう。そんな中で、それを本来なら明記するべきでしょう。それと同時に、空いているとか何とかと言ったって、多く借りてあってそれで空いているという、そんないいかげんなことはないと思いますよ。そう思いませんか。

それと同時に、これは行政財産としてじゃないと言いますが、行政財産としなければ取得も借り入れもできないでしょう。普通財産としてそれができるんですか。契約書には職員駐車場以外は全然明記していないでしょう。これは契約違反でしょう。それを地主は何とも言わないんですか。その辺をお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 幾つか質問がございました。

まず、メインである職員利用というのを契約書の中に表示すべきではないかということがございましたが、先ほども申し上げましたとおり、職員駐車場だけに利用するものではございません。複合的な形で利用するということから、現在の契約書の表示となっているものでございます。

面積を多く借りていて、空いているというようなお話もございましたが、地主との交渉の中で、あそこの部分につきましては一体的に契約をしてほしいという意向がございまして、それをこちらも承諾した中で、実際は全体を市で借りるという経緯になったものでございます。ただ、先ほど申し上げましたとおり、一部分、空いているといいますか、有効活用するという中で、ほかのところへ貸しているという現状でございます。

それと、行政財産ではないということを私が申し上げたことに対してでございしますが、行政財産では確かにございません。そうしたら取得もできないのではないかとというご質問でございました。それは法的には問題ありません。借りているのは民法に基づいて借りているものでございまして、法的には全く問題ないと理解しております。

それと、地主が了解しているのかということがございましたが、地主には了解をいただいております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 多く借りるということは税金の無駄遣いじゃないんですか。極端に言えばそうでしょう。あなた方だって余分なものを借りますか、必要のないものを金を払って。

それから、契約書の内容、地主が了解していると言ったって、契約書に全然ないでしょう。ないものを何でやるんですか。

それから、行政財産じゃないとか何とか、借りているものであっても何であつても、行政財産とみなすという準用規定があるでしょう。そんな中で、先ほども言いましたが、普通財産として市で買えるのか買えないのか。普通であれば、普通財産では市が取得できないわけです。あくまでも行政財産だから取得できる、そして借りることができる。借りたものは、公有財産じゃないけれども、行政財産に準ずるということがあるわけです。そんないいかげんな答弁をしないでまともに答弁してください。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） また幾つかご質問がございました。

なぜ多く借りているのかということですが、地主の意向というものもございします。民法で相手方と交渉する中で契約を取り交わしているものでございしますので、全体を借りなければならなかったという事情がございします。

それと、決して無駄になっているというふうには思っておりません。職員駐車場として使っている部分については、全部ではありませんけれども、そのほかにも、きょうの議会ときには公用車を持っていたり、あるいは確定申告のときには市民の利用者のための利用もございしますし、旭第二中学校での学校行事等でも使っているという中で、決して全体の部分が無駄になっているとは思っておりません。

次に、契約書において、ないものをなぜやるのかということですが、契約書には基本的な事柄について定めたものでございしますが、そのほか、ご本人と交渉する中で決めたという中で、現在に至っているものでございします。

それと、小さな三つ目で、借りているものも行政財産ではないかというようなお話がございします。これにつきましては、これまで何度もお答えしていますとおり、行政財産は、市が所有しているものを行政財産というふうに定義がされているところでございまして、ただ管理の仕方については、行政財産に準じて管理をなささいということになっておりまして、ですから行政財産に準じて管理をするという中で、海匠の合同庁舎の職員会やちばみどり農協に対しては、駐車場の使用許可という形で、行政財産を使用許可するのに準じた形で運用しているところでございします。

最後の、普通財産として市で買えるのか買えないのかというご質問がございました。一般

的には、普通財産を市が購入するということは非常にまれなのかなとは思っておりますが、法的にできないかといえば、それはできないというわけではありません。ただ、ここの財産につきましては、何度も申し上げたとおり普通財産でもありませんし、行政財産でもありません。何度も申し上げているとおり公有財産ではありません。借りている土地ですので公有財産ではありませんので、民法上に基つきまして借りているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） もう4回終わったのかな。

○議長（佐久間茂樹） 4回目終わりました。

○21番（高橋利彦） 次は（2）でございますが、先ほど条例とかその答弁がなかったわけですが、明確な法令根拠がない中で公費負担を市で行っているということは、これは住民監査請求などで損害賠償請求を受けることが考えられますが、市長はどのように考えるのか、責任問題がないのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほども総務課長から話がありましたように、福利厚生事業というようなことの中で、やはり職員が安心・安全に勤務できる状況をつくるということはトップの責任だと、そのように思っております。職員が安全で安心して市役所へ勤務できる状況をつくる、そのことに尽きると、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 駐車が何で安心・安全なのか、それはどう思いますか。駐車場について。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） それは考え方が違うかもしれませんが、私はそういうふうを考えております。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） まるきり意見の相違ですが、一般的に駐車場が安心・安全とかということ言ったら、市長、みんな理解できる人はいますか。これは幾ら言ってもしょうがないです。

次に、（３）でございますが、福利厚生の中で元気回復とか何とかあります。それから住宅の問題もありますが、福利厚生事業については、住民監査請求などでいろいろ出ているわけです。そんな中で、この駐車場が福利厚生の一環とは、地方公務員法などに規定されていないことは明白であります。なぜ福利厚生の一環なのか私には理解できません。

このことにつきましては県に問い合わせをして、不正でない判断をいただいたことはあります。また、福利厚生の一環であるとの回答ですが、福利厚生費として毎年二百数十万円予算計上しているわけです。これは闇、また二重の不正支出の問題があると思いますが、これに対して市長として市民に対する責任はないのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私としましては、あくまでも職場環境を充実させるために、有能な職員に多く入ってきていただくために、駐車場の用意というものはぜひ必要だと、福利厚生に値するものではないかと、そのような思いでいますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○２１番（高橋利彦） このことは再質問するようなことはありません。本来なら市長に答弁の訂正をお願いしたいわけですが、全然違う意味の答弁をしている。私は市長に、既に二百数十万円毎年出していると、そんな中でこれは二重にならないのかと、闇じゃないのかということを聞いているわけです。そんな中で、県に問い合わせたことがあるのか、このような支出をして、それをお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

具体的に駐車場の関係で問い合わせたことはございません。ただ、先ほども申し上げましたが、公共交通網が整備されておる都市部等につきましては、例えば深夜勤務等になった場合にはタクシーチケットを渡して帰宅させておるとか、場合によっては、前回の選挙等もそうですが、告示日当日に公共交通網が何らかの事故で動いていないといったような状況を想定する中では、選挙事務というものは停滞することができませんので、前日に近くのホテルに宿泊をさせて、選挙事務を間違いなく執行できるような態勢をとっておる。また、これはずっと申し上げてきたことでございます。先ほども申し上げさせていただきましたが、地方公共団体の実情に応じて各団体が考えることだと、それが逐条のほうにも記述されている

ところでございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） じゃ、今までそういうことで、例えば不測の事態が起きたことはどのぐらいあるのか。それと同時に、その福利厚生の中に、駐車場ですか、設けなければならないという法的な根拠はどういうふうにあるのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。
総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず1点目、今までそういった不測の事態がどのぐらい起きたのかということでございますが、まさしく旭市は職員がマイカーで通勤しているところでございます。基本はそういうことで、何名かちょっと私、手元に数字がありませんが、確かに銚子市からとか匝瑳市とか、電車で通勤している職員はおろうかと思いますが、基本はマイカー通勤でありますので、そのような不測の事態というものはございません。

それから、駐車場がどこに規定だということでございますが、これも何度か答弁させていただいております。職員の利用施設の設置ないし助成、さらには公務員住宅の設置等、地方公共団体の実情に応じて実施されるものというふうなことでございます。その中の一環が駐車場だと、公共交通が発展していない旭市においてはそれが実態だと、先ほど申し上げましたように、中央病院であったり市内企業、ある程度従業員数が多い企業等も、そういったことで職員に無料で駐車をさせている、そこら辺も民間との均衡を考慮してといったようなことが逐条解説に書いてあるところでございます。よろしくどうぞお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 幾らこれ議論しても、皆さん方は自分たちの権益を守るしか考えていないんですよ。住民のことは全然考えない。自分たちの領域は守ろうとする、それで住民の要望はほとんどやらない。こういう市政はありますか。

次に、賃借料の問題でございますが、毎年約1,070万円ほど使っているわけで、その賃借料について、支払いは毎月やっている、しかし今度は貸したら年度末にもらうということをやっているわけです。そんな中で、毎年、市は約620万円ほど負担しているということでございますが、そういう中で、市長として行政改革を進めている中でどういうふうに考えているのか。それと同時に、毎月支払いをしている、年度末にもらうということは、市の不利益になると思うわけですが、どう思いますか。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

（発言する人あり）

○財政課長（伊藤憲治） すみません、私からお答えできる部分をまずお答えしたいと思います。

支払いの方法についてのご質問がございました。地主には毎月払っている、一方、さらに貸しているほうは年度末に1回というようなご質問がございました。これにつきましては、これも民法上の相對の契約でございますので、地主との交渉の中で、毎月の支払いというのをお互いに合意して至っているところでございます。一方、海匝合同庁舎利用者会やちばみどり農協につきましては、財務規則を準用いたしまして、支払いについては年度末に一括と、このような取り扱いにしているところでございます。

私からは以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 明智市長。

○市長（明智忠直） 支払いの時期が違うということで、不利益につながるのではないかとということでもありますけれども、そういった部分はこれから担当課によく精査をさせて、高橋議員にもよく参考意見を聞きながら、どうしたらいいのかという部分を高橋議員もよろしく進言をしていただきたいと、そのように思いますので、新たにそういった部分で考えていきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 私は執行者じゃないですから、そういう権限はないわけです。意見を言ったって今まで全然執行は聞いたことないでしょう、この駐車場の問題だって。そんな中で、答弁漏れがありますから、それとともにもう一つ質問します。

賃貸料ですね、海匝支庁分については市を経由して地主へ払うという答弁をしていますが、これはどういう事務処理をするのか、それをお尋ねすると同時に、行革を進めている中で市長はどう考えているのか。また、市が使用料などを徴収する場合、使用料・手数料条例などに規定されていますが、これについては、わざわざ雑収入に入れているということは、結局ごまかすためにそのような手続きを行っていると思うわけですが、このような財政手続きは法的に問題はないのかお尋ねをします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 海匝支庁の分について、市を経由して地主へ払っていることについてどういう処理かというご質問がまずございました。市を経由してというのは結果としてそういう形になるということでございまして、経理の仕方としましては、市と地主がまず第一義的にございます。一義的に市と地主との間の契約がございまして、それに基づいて全体の額を市が払うという形でございます。それに対して、市と海匝合同庁舎の職員者会あるいは互助会、ちばみどり農協は、別途収入として雑入で受けていると、そういう形でございます。

あと、雑収入はごまかしかというような言い方のお話もございました。これは全く法的に問題ありません。何度も申し上げますとおり、ここの土地につきましては行政財産ではございませんので、経理上、使用料という扱いではございません。そうすると、あとどこの収入として受け入れるかということになりますが、それが雑入として受け入れるという形で行っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 一般的には、経由してということは、県から受けたら仮受に受けて、それから払うのがそうでしょう。市で毎月払って、年度末に県からもらって、それが経由してということにならないでしょう、副市長。

いずれにしても、何でこれは条例で定めないのか。条例にできないからだと思いますが、これは条例にできないということは、このことは不正に行っている証拠だと私は思います。そんな中で、今後も条例を制定しないならば、市民に対するごまかしの行政運営だと思うんです。適正に行政運営を行う市長として責任をどのように感じているのかお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど来答弁をしていますように、職員が、こういった地方の中で、車社会の中で交通網が発達していない中で、車で来るということは、やはり絶対条件でありますので、そういった部分で役所のほうで駐車場を用意する、それは全然おかしいような状況ではないと思いますけれども、私もそのような、今、担当課の中で、又貸しといいますか、そういった部分のことについてはもう少しよく精査をしてきちっとできるように、高橋議員がおっしゃられるような、そんなような状況を作ってもらうように指示をしたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） なぜ条例で定めないのかというご質問がございました。これにつきまして、何度もお話しておりますとおり、ここの土地につきましては行政財産ではございません。したがって使用料・手数料条例で金額を定めるものではないということで、ご理解をいただければと思います。決して不正な手続きをしているものではございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） 行政財産としてではないということを言いますが、行政財産に準ずる使用方法をとっているわけでしょう。当然条例で定めるべきであると同時に、それから駐車場について市長はいろいろ言っていますが、6月議会で、通勤手当はありますが、駐車料金の公費負担は現制度の中ではない、支給することができないと言っているわけです。そんな中で、今度は第42条が全然関係なくなっちゃう。何で駐車場の料金を明記していないのか、自治法の中に。ない中でやるということは違法なんですよ。それを答弁願います。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員、4回目の質問を過ぎていますが、（5）の条例についてのほうに入っているんですか。

高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 使用料をなぜ定めていないかという重ねてのご質問かと思います。

何度も申し上げましているとおおり、ここの土地につきましては行政財産という扱いではございません。民法上で借りている土地でございます。したがって、民法の規定にのっとって金額を決めておりますし、市の中での財務の取り扱いについても行政財産ではありませんので、行政財産の使用料という形ではなくて、駐車場の使用料として金額を受け入れて、雑入に納入しているものでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、皆さん方本当に、自分たちの權益を守ることにはきゅうきゅうとしているわけなんです。もっと市民の思い、考えを入れた中で行政運営をやっていただきたいと思います。

そういう中で、あと今後の駐車場問題でございますが、今の第2庁舎ですか、これを職員の駐車場にするということですが、行革の中で未利用資産の売却ということを進めている中で、何で職員の駐車場にするのか、これは市長にお尋ねします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 第2庁舎のことについては、まだ全体では話はしておりませんが、庁舎は公有地といいたほうがいいかと、市有地でありますので、今借りている部分を少なくして市有地に駐車をするということは当然の流れだと、そのように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） ですから、未利用地をなるべく資産というか、資金に代えていこうということが未利用地の利用でしょう。市民にはそれを押しつけておいて、今度は自分たちのためには市有地を使っていこうということは、これはちょっと整合性がとれないと思うんです。市民にそれだけ求めるなら自分たちも身を切る。そんな中で、職員駐車場にするならそれでいいですよ。それで職員から料金をもらえばいいじゃないですか。どう思いますか、市長。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 職員から料金をもらえばということでもありますけれども、今、分庁方式でやっているわけでありまして、そういったものも一切含めて、新たに庁舎ができた場合に、そういった部分も検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員。

○21番（高橋利彦） いずれにしても、行政財産は貸すこともできるわけです。ですから、せっかく行革をやっている中では、売らないで貸すこともいい。しかし、職員にただ無料で貸すというのは、これは市民に行革をアピールしている中では問題だと思うんです。再度その辺、市長に答弁いただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、第2庁舎の跡地の関係でございますが、これは議決事項ではありませんが、庁舎建設基本計画を定めさせていただいて、議員の皆さん方にも説明させていただいたところでございます。その中で、第2庁舎の取り扱いということで、当然、耐震性が不足しておりますので解体すると、その後は駐車場を基本として考えていきますと、そのような計画になって

いるところでございます。

そういったところを、職員駐車場でございますが、利用することによって、現在借りている駐車場、そういったものの台数等は今後縮減をしていけるのかなと、そのように思っているところでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

◇ 滑 川 公 英

○議長（佐久間茂樹） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（１７番 滑川公英 登壇）

○１７番（滑川公英） 議席番号17番、滑川公英。

平成29年旭市議会第４回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

先の衆議院議員選挙で、野党のごたごたで自民党が歴史的な大勝をしました。政権運営能力のない野党に国民が愛想を尽かした結果だと思います。安全保障、社会保障改革、少子高齢化対策、繁栄を日本の隅々にと、安倍内閣の使命は極めて重要です。

一般質問は３件、８問です。市民の皆様に分かりやすく、簡潔明瞭な答弁を期待しております。

大きい１として、３市で建設するごみ焼却場・最終処分場について。

東総地区広域市町村圏事務組合所管のごみ処理施設の建設問題には、昨年も一般質問しました。先ほどの先輩議員の質問とダブるところがあるかもしれませんが、丁寧な答弁をよろしくお願いいたします。

（１）８月の東総広域議会では負担金の見直しプランをたくさん提出しながら、１０月の組合議会では見直さないような答弁をした経緯についてお尋ねしたいと思います。

（２）収集したごみを積み替える中継施設の工事費、時期、工事期間、迷惑料について説明を願いたいと思います。また、現況の焼却施設を解消し、中継基地とする方向にありますが、匝瑳市、銚子市、旭市とも地元に対して計画の説明を今までしているのか。

（３）銚子市と匝瑳市が負担金割合でもめたままでは、東総広域市町村圏事務組合の存続が、皆様ご存じのように南房総市、館山市の脱退のように白紙になる心配はないのか。匝瑳市が９月20日に負担金割合の見直しを全会一致で決議しました。３市の首長の判断は甘いのではないのでしょうか。

大きい2番として、新庁舎の設計について。

新庁舎の計画は順調に進んでいると推察いたしますが、（１）新庁舎への東広の事務所移転について、東広の会議の中で、県出向の事務局長が旭市の新庁舎への移転を発言していましたが、旭市としてはそういう連絡があるのか、また考えているのか。

（２）ワンフロアにエレベーター3基は必要なのでしょうか。1階から4階までは同一床面積だと思いますが、1階ごとの床面積をお示し願いたい。5階の床面積はだいぶ減っていると思いますが、5階の床面積もお示し願う。総床面積、工事費、平米単価、工期についても具体的な説明をお願いしたいと思います。

（３）本体内の公用車駐車場について、地下室ならともかく、1階の床面積に計算される中に公用車6台の駐車場とは誰の発案なのでしょうか。有効利用すべきではないでしょうか。

大きい3として、台風21号のもたらした災害について。

（１）防災無線と停電について。

10月22日から23日にかけて、埼玉県を高速で通過した台風21号は、東総地域に多大の爪跡を残しました。最大風速、総雨量、農業の作物被害、施設被害はどのような数値になるのかお示し願いたいと思います。また、停電初期の停電地域、停電戸数は、旭市はどのように把握していたのか。産業から一般家庭に重大な影響を与える電源ロスに旭市はどのような対応をとったのでしょうか。

（２）として東電の対応について。

道路1本隔てた地区はごくわずかしき停電せず、隣接地区は15時間も停電。東日本大震災のときの停電地域と今回の停電地域が私の近くでは相似形です。台風の天災とはいえ大震災の教訓を生かせていないと考えています。行政として、これからの電源ロスに対し、東電とどのように向き合っていただけるのかお示し願いたいと思います。

1回目の質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1分

再開 午後 1時 5分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 滑川公英議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうからは、1番目の3市で建設する焼却場・最終処分場について、(1)の8月に負担金見直しプランを提出しながら、10月組合議会で見直さないと答弁した経緯について答弁をいたします。

これまでも、担当課長会議をはじめ3市の首長間でも協議を重ねてきましたが、当然のことながら、負担割合の見直しにより現行の割合と比べ、財政負担が減少する市がある一方で増加する市ができることから、意見の隔たりが大きく、調整が非常に困難な状況となっております。

本事業は、今後20年以上にわたり3市が一致協力して実施していく事業であり、それぞれの市がお互いの立場を尊重し、納得のいく議論を深めていかなければ、負担割合の見直しは難しいものと考えております。負担割合の見直しについては、今後も引き続き協議を実施していきますが、見直し案がまとまり、条例が改正されるまでは、現行の負担割合で事業を進めていくことについてご理解をお願いしたものであります。

続いて、匝瑳市と銚子市が負担割合でもめたままでは東総広域市町村圏事務組合の存続が困難ではという問いにお答えをいたします。

負担割合については、現在も3市の首長間で引き続き協議を行っているところでありますが、ごみ処理広域化推進事業については、3市の焼却施設の老朽化が著しく、最終処分場も残余容量が逼迫しており、新施設を早急に建設しなければならないこと、また極めて有利な国の財源措置が受けられることから、この事業は頓挫させてはならないということを3首長間で改めて確認をしているところであります。

本市においても、毎年、焼却施設の維持管理に多額の補修費を費やしているところであり、また最終処分場もあと数年で埋め立てが終了してしまうことから、3市で連携・協力し、何としても計画どおりに事業を進めていきたいと考えているところであります。

2番目の新庁舎の設計についての中で、旭市の新庁舎内への東広の事務所移転についてということで答弁をいたします。

旭市の新庁舎内への東広の事務所移転についてということですが、東総地区広域市町村圏事務組合の事務所は昭和49年の建設で、43年が経過しており、耐震の対応がなされて

おりません。また、壁のひび割れや降雨時の雨漏り、さらに施設の老朽化も激しく、使用について支障が生じているところでもあります。このような状況の中、今後の事務所のあり方については、首長会や組合議会において協議しながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 環境課長。

○環境課長（井上保巳） それでは、私のほうからは1項目め、3市で建設する焼却場・最終処分場についての（２）、中継施設の関係をお答えいたしたいと思います。

中継施設につきましては、先ほど高橋議員の一般質問でも回答いたしましたけれども、3市それぞれの焼却施設を改修して中継施設として利用する予定でございますので、整備するための工事費については、本年度実施している中継施設整備基本計画において概算事業費を算出する予定でございます。

工事を実施する時期につきましては、既存の焼却施設、これは広域ごみ処理施設が稼働開始するまで使用することから、現在の計画では平成33年度に実施する予定でございます。

工事の期間につきましては、本年度実施している中継施設整備基本計画におきまして検討することとしております。

中継施設周辺町内への地元の貢献策、いわゆる迷惑料につきましては、3市にある既存のごみ焼却施設を活用して中継施設を整備することから、それぞれの市で対応する方向で協議をしているところでございます。

続きまして、中継施設設置に係る地元説明ということでございました。銚子市、匝瑳市とも説明会を開催していると聞いております。旭市におきましては、現在、中継施設の基本計画を策定中でございますので、具体的な施設の内容がそろいましてから、地元住民に説明会を開催することとしております。

それ以外に、地元への説明としては、市で環境衛生施設地元対策協議会という、環境衛生施設、クリーンセンター、みたま苑、衛生組合、下水道、そういった施設の周辺地域の皆様の生活環境の保全のための協議会を設立してございますけれども、こちらの総会におきまして毎年開催しておりますけれども、事業報告をしているところでございますが、その総会においてクリーンセンターを中継施設とする予定であることを報告させていただいております。

また、本年7月に、その地元対策協議会で住民20名の皆様の参加をいただき、先進地の視察としまして、袖ヶ浦市の中継施設を視察してございます。これは、同じような施設を視察していただくことで、住民の皆様の不安を取り除き、また問題点があればその対策などを考

えるということで、皆様のご理解をいただけるよう努めております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私から、大きな2番、新庁舎の設計についてと、大きな3番、台風21号の災害について、延べ9件の質問項目があったかと思います。長くなろうかと思いますが、よろしくお願いをいたします。

まず1点目、ワンフロアにエレベーターは3基必要かとのことのご質問でございます。

まず階段についてでございますが、火災等の災害も想定する中、避難経路を確保する必要もあることから、階段室を正面玄関側と反対側、公園側ですね、そちらの2方向に設置を計画したところでございます。これは建築基準法の法令等もあるところでございます。

エレベーターの設置につきましては、1階から5階、地下から5階というような利用があることから必要と考えたところでございまして、正面玄関側につきましては市民利用が主となることから、待ち時間が少なく済むよう、並列して2基の計画をさせていただいたところでございます。また、公園側のエレベーターにつきましては主に職員利用、特別職、また議員方も含めた利用、それからあと物品等の上への搬入等も考慮して、1基の設計を計画したところでございます。

2点目、1階から各階の面積ということでございました。まず、1階が3,700平米を想定しております。2階が2,800平米、3階、4階同じでございます2,200平米、5階800平米、現在はそのような予定でございます。

工事費の単価ということのご質問でございます。これは基本計画と同じ金額かと思います。平米単価41万円ということでございます。取りあえず基本の本体工事であつたり外構工事の部分につきましては53億5,200万円、建設計画で示した方向で現在動いているところでございます。

それから工期につきましても、やはり建設計画で示した31年度、32年度で工事のほうを行っていくということでございます。平成33年4月の開庁を目指したいということでございます。

それから、質問では大きな2番の（3）本体内の公用車駐車場についてということでございます。

これにつきましては、先般10月30日に行いました全員協議会でお示しした資料に基づくご質問かと思います。ただ現在、その後も見直しのほうを常に行っておりまして、ご質問は1

階の関係でございますが、4階の議場部分につきましても、先般、議会運営委員会と市民委員会のほうに2名の議員、林正一郎議員と平野忠作議員が入っておりますが、4階の部分の議場につきましても、その後の見直しの中で議場の向きを変えたというようなこともございました。要は議員控室から議場への議員方が入る動線、それをスマートにしようと。前には議員ロビーですか、そういったものを確保しよう、または委員会室ですね、議員方承知のように、全協であったり各常任委員会であったり、いろいろと委員会室のほうは使われているわけでございますが、前回示した図面によりますと、階段が窓側のほうにあった結果から、委員会室が窓がないような状況でございました。そういったことは好ましくないということで、現在、階段、エレベーター等を場所を変え、そして委員会室のほうも、今と同じような窓が確保できるような場所に変更をさせていただいているところでございます。

そういったことで、ご質問の関係でございますが、お示した図面には、1階のほうに駐車場というものが、当初、本当の方向性という段階では表記がございましたが、現在はほかの諸室に変更ということで、昨日も市民会議のほうにお示ししているところでございます。今後もしっかりといろいろな意見を聞く中で、変更のほうはさせていただきたいと思っておりますのでございます。よろしくお願いいたします。

それから、3番の台風の関係でございまして、全体の被害状況というご質問がございました。報告されております主な被害状況といたしましては、道路ののり面、路肩の崩壊等が38か所でございます。道路の一時冠水が33か所、床下浸水が4件、ビニールハウスの被害67件、あとの質問とぶつかりますが、停電が1万2,200世帯というようなことになっております。農業被害のほうは、またご質問があれば農水産課長のほうから答弁をさせていただきます。

それから2点目で、停電の地域だったり戸数というような質問がございました。今、停電の戸数につきましては1万2,200世帯というようなことを回答させていただきました。エリアについては、やはりあれだけの大きな台風でございます。東電のホームページによりますと、市内全域にわたっているのかなと思っておりますのでございます。

それから、旭市の対応というご質問がございました。停電についての対応ということで回答させていただきますが、旭市としては、東京電力より、市内で停電が発生し、復旧には時間を要するとの情報提供がありましたので、その情報を午前6時40分、9時50分、午後4時25分にそのような放送を行ったところでございます。その後、5時40分ころに東電より、午後9時をめどに停電が解消する見込みとの情報をいただきましたので、午後5時57分に防災行政無線を流させていただきました。

それから、2番の東電の対応についてというような中で、東電とどう向き合うかというご質問がございました。

当日停電の折、私ども総務課のほうに相当な電話が朝から晩まで、ましてや聞くところによりますと警察署にも、どうなっているんだとか、いろいろ苦情といいますか、問い合わせの電話が入っておりました。東電としてはコールセンターですか、そこら辺も職員を増員して対応したということでございますが、旭市だけの災害ではない、広域で相当大きな停電も発生したという中で、そちらのほうも不通であったというようなことを東電のほうからも報告をいただいております。

そして、何より申し上げておきたいのは、あのような大きな台風で停電になりますと、今回の停電であれば電線が20か所以上切れておったということでございますが、その断線が目視できる、要は完全に切れているという状況と、周りのゴムといいますか、被覆の部分は切れていないけれども中が切れておると、そのようなことにつきましては、後々、東電のほうに通電試験をやって、通っていないなというようなことで、またその場所を探し回るとか、そういったことがあって、初期の段階でどの程度復旧に時間を要するかということは、まさしく東電でも分からないということでございます。そこについてはご理解をいただければと思っております。

ただ、とにかく私ども早期に、市民のほうがいろいろと困っていることがありますので、情報を早くくれと申し込んでいるところでございます。ご理解をお願いいたします。

最大風速ということもございました。本庁舎で確認されたのが秒速39メートルということでございます。22日の6時05分、そのような記録が残っているところでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、大きい1の（1）について、先ほどの市長の答弁では困難だと。私もそのように東広の中では思っているんですけども、ただ私も反対しているわけじゃないんです。今回のチャンスを逃したら、交付金を含めまして二百何十億円というお金がなくなっちゃうんですよ。ですから、やはり匝瑳市と銚子市を妥協させてやらないことにはにっちもさっちもいなくなっていて、時間切れで匝瑳市が脱退する可能性が十分にあるじゃないかと思います。

それはなぜかという、市長も前々からの答弁で言っていますけれども、9月20日に匝瑳市は全員で決議文を出して早く見直せと。本当にこれ、仲よくやっていかない限りは空中分

解するんじゃないかと、先ほど言ったように。そうなったら3市全てがマイナスになるわけです。

だからどこかで、簡単に言えば、これから質問するつもりでしたけれども、見直しプランは何か所もあるわけで、例えば10回くらい出ていますよね。主なものだって4案とか5案とか出ています。それを、銚子市は、今まで出た人が本当に銚子市の議会とか市民の皆さんにアナウンスしていたのか。見直しという条文は、平成19年の最初から、5年間したら見直すずっと出ています。だからそれを匝瑳市は言っているだけの話であって、今始まった話じゃないですよ。

ですから、何とか銚子市をなだめて、匝瑳市をなだめて、そういうようにやっていかないと、本当に南房総市、館山市みたいになったらどうするのでしょうか。答弁をお願いしたいんです。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 先ほど高橋議員からの質問でも何回もお答えをしましたけれども、滑川議員がおっしゃっているように、有利な財源があるときにやらなければということは3首長とも十分認識しておりまして、それに対して、33年3月まではぜひ、館山市、南房総市の二の舞をしないというようなことはお互いの確約をしているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 見直しプランをA、B、C、D、E、F、Gとかっていっぱいありますけれども、見直してプラスになるのは匝瑳市だけなんです。あとは旭市も銚子市も増えます。それでもどこかで匝瑳市も仲間に入れてやらないと、本当ににっちもさっちもいなくなっちゃうと。でなかったら、事務局、全議員に見直しプランを配ってもらってもいいんですけれども、こういうのは今までにも出ているんですよ。私が去年、東広の議会に入ったうちからもう出ているんです。それを全然やらないから、匝瑳市が決議文を出しちゃうような話になっちゃったんですよ。何とかうまくまとめていただけるような方向でないと、今まで言ったように空中分解しやすくなるんじゃないですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 空中分解にならないように今努力しているところでありまして、具体的

にどうこうというような部分で進めているわけでありますので、つい先ごろも銚子市長、副市長、そしてまた匝瑳市長、副市長、別々に、どういう最終的な妥協案をのめるのかというような、そこまで今やっておりますので、徐々には納得ができるような数字を見つけれられるのではないかと、そのように今感じているところであります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 4回目なんですけれども、ごみ施設の関連の迷惑料ですね。銚子市は地元16町に年額1,000万円を20年間、最終処分場の町内に年額300万円を20年間、それと最終処分場が閉鎖になってから10年間150万円払うというように合意事項ができていますよ。ですからこの辺も含めて、匝瑳市はごみの量では一番少ないのに、負担金は率から言ったら一番多いんじゃないかと、この迷惑料そのものについてもちょっとおかしいんじゃないかと。銚子市のインフラ整備を3市で応援する。具体的に言ったら旭市と匝瑳市が応援するような話にとれちゃうんですよね。そのほかに、皆さんご存じのように旭市はトップですよ、財調から基金が。銚子市はほとんどないですよ。そのことを分かっている、銚子市はこういうように突然、新しく出てきた議員は、今までの合意事項からもっと安くしろというのはお話にならないでしょう。けんかになるのは当たり前ですよ。旭市はどちらについても今より絶対負担金は多くなりますよ。匝瑳市だけなんです、少なくなるのは、見直した場合に。銚子市と旭市は多くなります。でも、やらないことには270億円の仕事ができないのに、急いでやらないと脱退される可能性があるでしょう。

私が12年くらい前にさんざん言っていましたけれども、2,000人しか多くないのに旭市の170%のごみ、今でも2,000人少なくとも130%のごみですよ。これだって、同じ産業形態ではないとしても八百長に近いところがありますよね。そういうのが、匝瑳市は、自分らが一番ごみを出しているのが少ないのに負担金が多いというわけで、全会一致で決議文を出したんです。そういう流れは知っているんですから、3市の市長、何とかこれうまくまとめないと、本当に270億円、何回も言うようなんですけれども来なくなりますよ。いいですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 私も何回も言うようなんですけども、今、3市の首長で努力しています。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） （2）、地元に対して説明はしていないと、はっきり決まってから説明すると、特に旭市についてはですね。地元対策協議会にはそれらしいことは言っているか

もしれないけれども、その対策協議会のメンバーの皆さんがその地域にアナウンスしているか、全然していないんです。そうなった場合に、もしその時になって、前回みたいに、遊正西に造るといったときに反対運動ができたらどうするんですか。宙ぶらりんになっちゃうわけでしょう。これもやはり先延ばしでこれから考えるんじゃなくて、最終処分場、ごみの処理場、これと一緒に、同時に地域にやっていかなくちゃ駄目じゃないですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） それではお答えします。

地元対策協議会での説明が地元の住民に行き渡っていないというご指摘がございました。現在、地元対策協議会では、私の知る限り、本年度29、28、27と、それぞれの総会のときに報告というか、説明をさせていただいておるところでございますが、協議会のメンバーということは区長や副区長ということになりますけれども、区長等には、地元に対する説明ということをお願いをしているところでございますけれども、知らないという方がいるということも事実ということでございますので、今現在、地元説明会ということは、先ほども申しましたけれども、できましたら本年度ぐらいに、ある程度概要ができたということで予定しておりますので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 18年に伊藤忠良市長のときに、地元から5,500、反対陳情、それから新川と井戸野地区からも3,000出て、即断念になったでしょう。もしそういうようなことがまた起きたら、旭市としても行く所がなくなっちゃうでしょう。やはり何回も丁寧に説明して了解をとるようにしなくちゃ駄目なんでしょう。そうしないと、その時になったら、じゃ中継所はどこに行くんですか。今のところ、簡単に言えば10億円で改修しますよ、でもこれだけの話でしょう。多分新しくなっていないから、環境課長は知らないでしょうけれども、今の対策協議会というのは、区長はなっているけれども、その反対した方々というのは対策協議会からそういうアナウンスは知らないと言って、ああいうように盛り上がっちゃった反対なんですよ。その辺をやはりちゃんと掌握してやっていかないと、銚子市のことだけでなく、旭市でも中継所がなかったら、車がばんばん走って交通も渋滞をさせるんじゃないかと。その時には広域農道を使うような話にはなっていますけれども、でもそういうことをちゃんと事前に、急いで計画を、やっぱり地元、対策協議会じゃなくて全員に分かるような説明会とかそういうのを懇切丁寧にやっていかないとおかしいじゃないかと思うんです。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（井上保巳） お答えいたします。

中継施設そのものにつきましては、既存の焼却施設から、焼却する施設そのものがなくなるということで、現在より環境的な問題につきましては緩和されるとは考えておりますけれども、ただいま議員がご指摘のとおり交通問題等も考えられるところでございますので、本来に基本計画の概要が決まり次第、市長のほうとも相談をいたしまして、地元に対する説明会の開催を至急検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 最終処分場と、それからごみプラントですか、これについては迷惑料を払うと。新規については払うと。最初私も出たときに提案したんですけども、最初は検討すると言ったけれども、既存の施設については、10億円については各中継基地10億円を払いますよと、あとの迷惑料は払わないよと、大した迷惑はしてないと。だったらどう考えたって、新しい所だけプラスになっていて、これからでも積み替えるときにはごみが出ますよね。ばい煙も出ますよね。そういうことに対して説明とか、でなかったら、地域に貢献するために同じような迷惑料を払っていても当たり前じゃないかと思うんです。新規の所だけ東広はお金を出しますよ、迷惑料20年、30年にわたって出しますよ。今の所を改良することには勝手にしろじゃ、東広組合を結成している意味がなくなるんじゃないですか。少なくとも東広として、3市の中継基地にもそれなりの迷惑はかかるわけですから、中継基地の周りについては。そういうことも迷惑料ないしはインフラ整備ということで計上するのが当たり前じゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） いずれにしても、中継施設でどういう設備、どういう整備計画という部分で、今、基本計画を立てているところでありまして、どういう施設になるのかなという部分も、どれだけ周囲に迷惑がかかるのかという部分も、全然、中継施設としては分かっておりませんので、その基本計画ができ次第、3市とも、首長間、そしてまた東広の議会で、いろんな全員協議会の中で話し合っていきたい。今までは、中継施設についてはまだ全然そういうことが、基本計画が出ておりませんので、でき上がったらそういった部分でやって

いきたいと、そのように思います。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） ありがとうございます。

では（3）、先ほど市長は何としてもやるという決意を表明していただきまして、誠にありがとうございます。

この施設というのは、やはり空中分解したら困るのは、旭市も困る、銚子市も困る、匝瑳市も困るわけです。だから何としてもこれはまとめていただきたいんです。私が反対している人とは多分いると思うんですけども、今回やらなかったら、本当にお金が来なくなっちゃうんだからやるべきだと思うのに、もう補助金、交付金のタイムリミットがあるわけでしょう。何としてもやる、絶対にやるという方向で動いてもらわないと、本当に空中分解になるんじゃないか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 何回も話をしていますけれども、首長間ではそういった覚悟で今やっているとありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 東広の担当議員になった銚子市の議員が、今まで曲がりなりにも東広で合意してきたことに対して、いやそうはいかない、今までの負担金を下げろと言っちゃったんです。ですから、匝瑳市の3人の東広の議員が、流れが変わったと言って怒るのは当たり前でしょう。だったら銚子市の議員はなぜそういうことを言ったのか。パフォーマンスに近いんじゃないのか。今までの合意事項が全部パーになっちゃうんですよ、くどいようですが。一番困るのは一番お金のない銚子市でしょう、逃げられたら。何でそういう無理難題を東広に出してきたのか。銚子市の市長も含めちょっとおかしいんじゃないかと思うんです。その辺は銚子市にも多少は利益がいくわけですから、旭市はどっちに転んでも全部負担金は増えるわけですから、やはり犠牲になる所は犠牲になってもらわなくちゃ困るんじゃないですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 東広で銚子市の一議員がどうこう意見を言ったということでもありますけれども、議会は意見を出す場でありますので、そういった部分はお互いにみんな意見を出し

ていると思います。そんな中で、一致した、統一した方向性を見つけていくのが広域行政の一つのあるべき姿でありまして、広域行政は一つの自治体だけでやっているわけではありませので、そういった部分では自分の市の代表としての発言はいろいろとあると思います。ただ、そんな難しい中で首長間の覚悟、決意、そういったものはしっかりとしておりますので、今後、皆さん方にいい報告ができるように頑張っていきたいと、そのように思っております。よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 各駅停車じゃなくて超特急で検討して、いい答えを出していただきたいと思います。

大きい2の新庁舎の設計については、市長が、東広では43年間も使っていると、耐震もないと。であれば、県立図書館の南側にある東広の事務所の現状については、もう耐震もない、43年間も、もう2年しか取りあえずはないと。実際に部屋数とか床面積とか、そういうことについてはどのような数字になっているんでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

東広の部屋数等についてはどうなっているかということでございますが、先ほど市長が答弁いたしましたように、今後、東広のほうの事務所のあり方、首長会や組合議会において協議しながらという答弁をさせていただいたところでございまして、私どもに正式にお話が合ったことではございません。ですから私どもで、先ほど市長答弁したとおり、築年とかそこら辺はわかりますけれども、内容については承知をしていないところでございます。

よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） じゃ、東広の県出向の事務局長が自分のアイデアで言っただけで、実際にはそんなに重要視する必要がないのかな。

では（2）のほうですね。待ち時間を少なくするために、ツインとシングルで2か所、3台という話になっていますけれども、この前、議会の10月の全協の説明会の中では、1階と2階でほとんど市民の方々は用が足りるわけです。今までもやってみると1日約400人くらいじゃないかと。だったら、そこは大事だけれども、3階から上については、例えば2台あれば、あとは何十メートル廊下があるか知りませんが、台車で十分資料なんかも運べ

と思うんです、エレベーターに。そういうことによって浮いた、例えばこれから質問する6台の駐車場とかそういうのを削って、エレベータールームを削って、メンテナンス室も上になくてもいい。金額的には大した金額じゃないかもしれないけれども、面積的には有効面積がだいぶ1階、2階、3階、4階と増えるわけですね。そういう増えた面積を、例えば東広にリースするとか、ないしは市民のためにもっと来やすいフロアにさせていただくとか、そういう方向にさせていただきたいと思うんですけれども。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

エレベーター等場所を減らして面積を確保して、東広へリースといったようなお話がございました。新庁舎ということではなくて、今後、本当に具体的なもし協議でもあれば、私ども、例えば海上支所だったり干潟支所だったり、そういった施設はまだ耐震診断は十分クリアしております。そこら辺がまさしく、海上であれば教育委員会が抜けるよ、干潟であれば農業委員会、農水産課が抜けるよといったようなところでありますので、そこら辺についても有効活用できればなど、そんなところの協議もしていく必要があるのかなと。あと、そういった面積が空いたら、市民のためのフロアといったようなご意見でございます。なるべく市民に開かれた庁舎ということで、市民会議の中では、メンテをしておけば向こう100年も使える施設だろうといったような議論もございます。しっかりと考えていきたいと思っております。

参考までに1点だけ説明をさせていただきます。今予定をしておるエレベーターでございますが、15人乗りのものですが、標準の建設費であります、1階から4階までのエレベーターであれば1,000万円ほどの事業費、仮にそれが1階から5階までのエレベーターになりますと1,100万円の事業費と。恐らく議員の皆さん方は頭に、過去のいいおかユートピア、あれは後づけでエレベーターを設置いたしました。あれは3階かと思います。ただ、あくまでも後づけの場合、今まであった既存の壁を壊す、そこに新たに外回りの構築分を造ると、あれは3,200万円ほどの事業費がかかったというようなことは、ご理解を賜りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） どうもありがとうございます。

エレベーターというのは、エスカレーターも含めて、高齢者とか身体障害者の施設のために導入するのか、それとも職員の移動がしやすいために導入していくんですか。

でも、今、健康ということで、なるべくエレベーターとかエスカレーターを使わないで移動しましょうというような世の中の流れになっていると思うんです。金額云々じゃないんですよ、私は。健康のためにもいいんじゃないかと思って。なおかつ、その空きスペースで違うことをやったほうが、市民のため、なおかつ職員のためになるんじゃないかと思って、それで2台あれば十分じゃないかと。1万1,000平米だったらそのくらいでいいんじゃないかというように考えておるんです。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

エレベーターは市民のためか職員のためか、これは両方のためでございます。これから議会等もあつたり、そこにももちろん傍聴者もあつたりと、利用頻度がどれだけということは、はっきりは分かりませんが、ますます高齢化が進む中で、例えばエレベーターにしても、車椅子対応というようなことで十分確保できる1.6メートル、1.5メートルほどのエレベーター等も考えているところでございます。エレベーターだけでそれほど面積が削減できるわけではありません。ただ、とにかく滑川議員のご意見として承らせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） （1）と（3）については、簡単に言えば、東広がそんな希望を持っているのであれば、うまく有効スペースを使ってリースしたほうがいいんじゃないかという考えで提案していますので、よろしくお願ひしたいと思います。

大きい3の台風21号の災害ですね。今ある太陽光発電設備を設置して新しく造った所は、小学校、保育所、中学校なんかほとんどなっていると思うんですけれども、その所が停電はなかった。休校でなかったらしょうがないですけれども、もしそうであれば、これは実際に太陽光発電設備を導入してある施設というのは、今回の時に稼働、要するに使える電力があったのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、2時5分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 2時 5分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では、太陽光発電についてのご質問、回答させていただきます。

まず、市の施設に太陽光発電の設備があるのは第2給食センター、あと学校関係で矢指小学校と一中でございます。あと保育所でいいおか保育所でございます。矢指小と一中、いいおか保育所につきましては、当日停電がなかったというふうなことで、太陽光発電の機能どうこうということは確認がとれません。第2給食センターにつきましては、そのエリア、停電はいたしましたが、第2給食センターの施設は売電のみというようなことで、太陽光発電のものをそのまま活用するということはできなかった、停電をしたといったような状況でございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） よく施設を造った会社に聞いてもらえば分かるんですけども、パワコンの設定をやり直すとか、それでなかったら蓄電池を新たに買って、いつも絶えず充電しておくとか、そういう方法があるんです。だから、これからもしこういうような災害になった時に、大したことがなくて、例えば昔、鹿嶋の東電鉄塔がひっくり返ったときには1週間も電気が切れましたよね。ああいう時にだったら、やはり売電だけじゃなくて、そういうよ

うなパワコンの設定の仕方を変えるとか、蓄電池を導入してあれば使えるんです。ぜひそういうことを執行部としては研究していただいて、災害に備えていただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

質問事項と直接かどうか分かりませんが、現在、総務課のほうで調査、検討しているところでございます。委員の皆様からいろいろと意見をいただいておりますが、太陽光発電につきましては、それほど発電量もないという中で、そして、まさしく新庁舎は防災に強い庁舎というものを目指しておりますが、当然として発電機をしっかり設備しているというような中で、太陽光発電についても発電量が今20キロくらいかなというような委員の意見でございます。蓄電池、確かに有効なことは分かりますが、耐用年数、またその費用等のことから、新庁舎では蓄電設備、そこら辺は大きなものは考えないというようなことで、現在議論がされているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 売電だけじゃなくて、使う気になれば使えるんですが、ぜひ設定替えしていただくとか、それは先ほど言ったように設備会社に聞いてもらったほうがいいと思います。ただ、蓄電池については、やはり100万とか、そういうような大きい投資をしなくちゃしょうがないので、無理かなとは思いますが。

それで、あと防災行政無線なんですけれども、同じ内容を繰り返し放送はしてはいたけれども、東電は、電話をかけると絶えず原因究明中で、朝から晩まで原因究明中なんですよね。せめて、あと何時間くらいでお客様、停電対処できますとか、そういうような市民の不安を和らげるようなアナウンスというのはできないものなんですか。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

先ほども申し上げましたが、大きな台風等の災害で、どれだけ電線等が断線しているか分からないという中で、東電のほうも災害当初の段階において、例えば1時間後である、3時間後である、5時間後であると、そのような見込みが立てないので、あのような、現在取り組んでいるところ、復旧には時間を要するといったような情報提供しかできないというのが

実情でございます。これについては、なるべく早く把握をして、市民の安心のために私どもも促したいと思っております。そのような要望を銚子電力にもしてまいります、でもやはり思えば、銚子電力においてもなかなか厳しいことなのかな、そのようなことはちょっと私も思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） じゃ、（2）なんですけれども、たまたま10月22日だから、どっちかというと運がよかったのかな。これが真夏とかその辺だったら、もっと産業界でも家庭でも電源ロスというのは大きい影響が出たと思うので、その辺のことについて、同じような地域が同じように長く停電していることについて、ぜひ解消できるような対策というか、お話を東電に対応していただけるように、行政のほうから、個人で言っても全然相手にされませんから、前回、6年前に計画停電を排除してもらったのも、もともとはお願いして、森田知事をお願いしたからああいうようになったんですから、その辺のこともぜひ災害を受けた都市として、これからもアピールしていただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の再質問に対して、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 答弁させていただきます。

まず、東電銚子営業所のほうに確認はしておりますが、例えば中央病院であったり、市役所であったり、警察、消防等は高压で通電をしておりますし、重要な需要施設というようなことで、東電につきましては個別管理をして、優先的に復旧作業を行うといったようなマニュアルにはなっているそうでございます。ただ、どの施設が重要需要施設かという情報につきましては、東京電力におきましてもセキュリティー等の観点から公開をされていない。それからあと、送電ルートにつきましても守秘情報となっておるというふうなことで、公開がされていないところでございます。

滑川議員、3.11のときも、地元でしょうか、琴田地区でしょうか、通電の復旧が遅かったといったような今お話もあったかと思えます。ただ、データから言いますと、今回一番復旧に時間がかかったのは、東電のホームページからいきますと、二、ハ、ロといった地域が19時54分に復旧されていると。中央地区でしょうか、ニとハとロで、琴田地区とか新町、鎌数なんかもありますけれども、それは19時11分に復旧したといったような東電のホームページの情報でございます。

ですから、とにかく断線といいますか、そんな状況はどこで起きるか分からないことだろうと思いますので、特定の地域が常にその復旧等が遅れているといったような状況はないのかなと、私は思っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員。

○17番（滑川公英） 何回も言うようですけれども、やはり個人の力は全然駄目ですよ。東電は相手にしてくれないんです。6年前も今回もそうですけれども、やはり行政の力で何とか東電ロスをなるべく短くしていただけるような方向で、これからも東電に対しては言っていただきたいと思います。よろしく願いいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

◇ 太 田 將 範

○議長（佐久間茂樹） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（9番 太田將範 登壇）

○9番（太田將範） 日本共産党、太田將範でございます。

ただいまより一般質問を行います。大きく分けて四つの点について一般質問を行います。

今回、最後の一般質問になると思いますけれども、一番関心があるといいますか、重要な案件だなと思うのは、1番目の小規模企業振興条例についてという中身についての質問です。

中小企業振興条例とか、千葉県の場合、10年前にもうできているんですけれども、それが市町村のほうの施策に反映されてこなかったという問題があります。これは主に対象業者が規模が大きくて、零細業者向けというような条例とは言いがたい内容だったということだと思います。

そして、この10年の間に地方経済は大きく落ち込み、少子高齢化が進み、社会問題として大きな問題となっております。このことは、零細業者の振興ということを取り上げざるを得なくなったというのが今日の状況です。地方経済の振興は、その地方の農林水産業をはじめ地場産業や零細な事業の振興が一番大切なことになりますし、このことによって、地方の旭市内に回っているお金が外に出ていかなくなります。表向きのほうでいいますと、例えば先ほどあった太陽光発電みたいにエネルギーのお金が外に出ていかない、石油のお金が外に出ていかない、地域で回っていくというようなことで、地域振興が図られるということがありますがけれども、個別具体的には零細企業の振興が一番大きなものがあると思います。地域人

口の8割、9割は零細業者あるいは農家、そういったところの従業員や家族ですから、この辺のところに光を当てた施策が必要だということになろうかと思います。

一般質問では、前回、市長は関係課と協議して前進的なことを、協議を行っていきますよというようなご回答をいただきましたけれども、その後はどのような取り組みが行われているのかということについて、お答えをいただきたいと思います。

また、(2)といたしまして、零細な事業者に対し、現在行われている施策というのは結構あるんですけれども、それがよく分からない。例えば商工観光のほうでやっております事業の中で、融資だとか創業の支援だとか、零細事業者に対してもいろいろやっていると思うんですけれども、それが具体的に見えてこないものですから、どんなものを行っているのかというようなことについてご回答をいただければと思います。

次に、2番目といたしまして生活保護行政についてです。

(1)といたしまして、生活保護基準の引き下げが2013年に行われました。これは、例えば老齢加算だとか母子加算だとかという周辺の部分ではなくて、生活扶助をはじめとする8つの扶助、ここについての削減が3年間なされて、最大で10%ぐらいの金額が引き下げられているということになっております。その保護基準の引き下げの内容と、どのような世帯にどのような影響があったのか。生活保護行政についての現況を含めましてご回答をいただきたいと思います。

また、同じ年に生活保護法そのものが改正になりました。この改正の中身について、どのようなことが改正されたのかご回答をお願いいたします。

(3)といたしまして、関連があるんですけれども、生活保護法の申請権について行政側はどのように考えているのか。憲法で保障されております健康で最低限度の文化的な生活をする権利というものは、どういうふうに申請権の中で考えられているのかというようなことについて、お答えをいただければと思います。

大きな3番目として水道事業、旭市の水道事業の現況についてお答えをいただきたい。旭市水道ビジョンが作成されて5年経過しました。そろそろ見直しを実施する時期だということになっていると思います。旭市の水道行政の評価と今後の課題について、どのようなことが課題と評価なのか。これから人口が減少し、過疎化等問題が山積する中で、どのようなビジョンを考えているのかということについてお答えをいただきたいと思います。

(2)としまして、水道法の理念、当市の水道の普及率についてということですが、水道法第1条では、水道の目的として、1、清浄、2、豊富、3、低廉を挙げています。運営は

市町村が原則的に行うことになっております。また、給水の申し込みがあった場合は、市町村は拒んではいけないということになっておるかと思います。水道ビジョンにも同様なことが書いてありますので、水道の普及率はどのぐらいか。だいたい全国平均より10%以上低いということで、なかなか八十六、七%から普及率が上がっていかないと、これについての現状の認識と理由とか、そういったものについてのご回答をお願いいたします。

(3) としまして、水道事業と料金についてということでございますが、水道会計は19年度以降黒字になっておりまして、平成28年度決算においては、事業の営業利益は1億5,000万円、本業だけですね。そのほかに特別損益を入れますと1億9,000万円ぐらいになるという、それだけの利益が出ております。売上げが10億円前後ですから、非常に高い利益率を誇っているわけです。民間の企業でいいますと超優良企業です。また、決算内容の評価ということでは、各種の指標、例えば流動比率だとか、経営指標だとか健全性、こういったものにつきましても、民間の企業よりもはるかに高い内容のいい中身になっております。そういう評価が決算報告で行われております。

しかしながら、水道の事業というのは、利益を目的とする民間の事業とは違って、市民の福祉の向上のための事業であることから、このような過大な利益が必要かどうか。また、水道料金は県下で最も高いほうに属しますけれども、この辺の説明を求めたいと思います。

4番目といたしまして、やはり水道事業会計と同じで、旭市の一般会計もかなり内容のいい中身になっております。歳入歳出差額と繰り越しを相殺しますと実質収支が15億7,200万円、毎年巨額な実質収支が生じております。これについて、この中身のいい原因につきまして、どういうことなのかということの説明を求めます。

また、基金残高について、これだけ実質収支が内容がいいですから、どんどん基金が積み上がっていきます。市長は選挙のときに、160億円ありますよと、そのうち財政調整基金が半分ぐらいあるよということが俺の実績だというようなことをおっしゃってました。財政調整基金は何に使う予定なのか、予定はないということだと思ふんですけども、何に使ってもいいということなんでしょうけれども、具体的に何に使うかということにつきましてどのようなお考えでいるのか、市長にお答えをいただきたいと思います。

4点の質問事項は、ここでの質問はこれで終わります。あとは自席で行わせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、私のほうから1項目めの小規模企業振興条例についてお答えします。

初めに、（１）の条例制定に向けての取り組み状況についてということで、前回からの質問、その後どのような取り組みを行ったかということでお答えします。

まず最初、県内の先進市などの条例を参考にしまして、各市に聞き取り調査を行いました。また、商工会や関係機関と協議を行っております。現在、市では中小企業の育成、融資関連の施策を実施する中で、商工会をはじめとする経済団体、金融機関などからは、特に条例制定に関する要望はない状況でございます。

しかしながら、旭市におきましても、小規模企業事業者の持続的な発展を支援することは、地域経済活性化において非常に重要な事項であると認識しております。さらに商工会や金融機関と協議を重ねまして、他市の制定内容や関係機関の意見を参考にし、旭市における最も適切な小規模企業の振興について、引き続き研究していきたいと考えております。

続きまして、（２）の零細な事業者に対し行った施策ということで回答します。

現在行っている施策としましては、旭市中小企業資金融資・利子補給事業がございます。これにつきましては、中小企業等に対しまして、旭市中小企業資金融資条例に基づいて資金の融資を円滑に行い、中小企業の振興を図るため、事業資金の貸し付けを行っております。なお、これらの制度を活用した方々に対しまして利子補給を行っております。

また、旭市空き店舗活用事業補助金というのがございます。これにつきましては、指定商店街、地域におきまして、空き店舗を活用して事業を行う方に対しまして、店舗の改修費または賃借料、家賃の一部に対して補助を行っております。

また、創業支援事業としまして、平成28年度に国の認定を受けました創業支援事業計画に基づきまして創業支援事業を実施しております。商工観光課内にワンストップ相談窓口を設けまして、創業を希望する方に創業時の課題解決に向けたアドバイスなどを行っているほか、商工会と連携しまして創業支援セミナーを開催しております。

さらに、企業誘致条例に基づく措置としまして、市内全域をカバーしまして、製造業者の製造の事業の用に供する建物及び敷地並びに機械装置を対象としまして、固定資産税の課税免除が5年間受けられる企業誘致条例に基づく奨励措置であります。

さらに、施策の周知につきましては、制度融資や創業支援の各種施策につきましては、市の施設や商工会、市内各金融機関におきましてパンフレット等を設置してございます。また、創業セミナーにつきましては年2回実施しておりまして、周知については、先ほどの施設に

関係チラシを設置するほか、新聞折り込みなどにより周知を図っております。

今後も、広報紙やホームページを活用しまして各種施策の周知に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） それでは、私のほうから大きな項目二つ目の生活保護行政についてお答えいたします。

（１）の2013年より行われた保護基準の引き下げの内容と影響について回答いたします。

改定につきましては、まずは一般低所得世帯の消費実態との均衡が適切に図られているかとの検証結果を踏まえ、年齢、世帯人員、地域差といったゆがみを調整するとともに、物価の動向、デフレですけれども、それを緩和するという考えに基づき、平成24年度の基準額からの改定幅を最大でも10%以内となるように調整し、平成25年8月から平成27年度までの3か年かけて段階的に引き下げられました。

具体的には3か年かけて引き下げた結果、旭市では、4人世帯での生活扶助費が月額6,190円、約3%の減額となった世帯がありました。この改定で世帯人員や地域による影響を調整したことで、世帯人員の多い世帯や都市部での影響が大きくなっておりますが、旭市における保護受給者への影響は小さく、現在までこの改定による保護の停廃止はありません。また、改定に伴い他の制度の影響を受けた方も現在のところおりません。

（２）の、同じ年に生活保護法の改正が行われているが、その内容についてお答えします。

2013年の生活保護法の改正は、支援を必要としている方には確実に保護を行うという生活保護制度の基本的な考えを維持しつつ、就労・自立支援の強化、不正受給への厳正な対処、医療扶助の適正化などを中心に改正が行われ、現在に至っております。

就労・自立支援の強化については、就労の機会を得て保護から脱却する段階で一定の金額を給付し、税や社会保険料などの当面の追加の負担に充てる制度や、受給者が自立のために自らの健康の保持増進に努めることや、収入や支出の家計の状況を自分で適切に把握することを受給者の責務として法律に規定しています。

不正受給への厳正な対処としては、福祉事務所の調査権限の拡大や罰則の引き上げ、不正受給に係る徴収金を4割増しの上限まで上乗せすることを可能にする内容です。この改正で扶養義務に関する行政の調査権限の強化が行われましたが、扶養の可否が保護の要件ではなく、保護に優先するという考え方を変えるものではありません。

医療扶助の適正化については、指定医療機関制度の見直し、後発医薬品の使用促進を国全体で進めております。

(3) の生活保護法の申請権について回答いたします。

2013年の改正以降、保護の開始を申請する者は、必要な書類を提出しなければならない旨の規定が設けられました。この改正で申請事項や申請様式等を定めたわけですがけれども、従来からの事情がある方について認められている口頭申請についての運用は変えていません。また、相談者に対しては、稼働年齢層は保護申請ができない、自動車や不動産を処分しなければ申請ができない等の誤った説明をしたり、親族の扶養の可否が保護の要件であるかのよう説明するなど、保護申請権を侵害していると疑われる行為は厳に慎み、保護申請の意思が確認された方については、速やかに保護申請書を交付するとともに、申請手続きについて助言を行うことや、保護の申請書類が整っていないことをもって申請を受け付けないというようなことのないよう、適切な対応が行われるよう徹底しています。

いずれにいたしましても、生活保護事務につきましては、ご承知のとおり法定受託事務でありますので、国の施策、基準どおり執行してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 私のほうからは、大きい3番目、水道事業についての3点についてお答え申し上げます。

初めに、本市の水道事業の現状についてということでお答えいたします。

水道事業は、合併前の4地域でそれぞれが昭和54年に創設認可を受け、事業を展開しておりました。平成17年の合併により、新市として新たに創設認可を受け、現在に至っております。

平成28年度決算での給水人口は5万7,755人、給水件数は2万140件で、普及率は86.4%となっております。年間受水量は580万9,013立方メートル、年間有収水量は560万6,250立方メートルで、有収率は96.5%となっております。

現状の中で問題点、今の問題点はというお話もございました。それについてお答えします。

経営面での問題点ですが、これはこれからの人口の減少、それから利用者の節水意識の向上による給水量の減少、宅内施設、これらの施設からの漏水による収益の低下などが懸念されております。また、施設面ですが、これは老朽化による施設の更新、耐震化対策などの防災機能の強化、未給水地区の解消などが今後の問題になってくるものと思っております。

また、この質問の中に、これからの計画、ビジョンの見直しを含めた計画についてお話しいたします。

現在、千葉県の水道ビジョンの見直しが平成30年度を目途に行われており、これを受けて本市の水道ビジョンの見直しを平成30年、平成31年の2か年で行っていく方向で考えております。見直しの策定に当たりましては、先ほどの問題のとおり災害対策、耐震対策、老朽化対策などの施設の投資計画、現存する施設の長寿命化などの資産管理計画を総合的に検討し、将来の水需要を見据えた計画を策定していく考えでおります。

続きまして、（２）水道法の理念と旭市の水道普及率について回答いたします。

初めに、理念については、水道法では、「清浄にして豊富、低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」を目的としております。中でも清浄、豊富、低廉は水道事業の３原則と言われており、水道は、国民が健康で文化的な最低限度の生活水準を維持し、向上させるために不可欠なものであるということが基本的な考え、理念となっております。

次に、普及率についてですが、普及率につきましては平成28年度決算で86.4%となっております。

続きまして、（３）水道事業の経営状況と水道料金についてお答えいたします。

現在の水道料金は、平成19年度に、区域ごとにまちまちであった料金体系を統一した際に改定したものとなっております。独立採算制を原則とする事業経営を目指し、安心・安全な水道を継続的に供給することを目的に改定したものでございます。

料金の改定以降、経営状況は健全なものへと推移しております。毎年度収益を出しておりますが、これにつきましては、後年予想される施設の老朽化や耐震化などの費用に充てるための蓄えとしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 私からは、大きな４番の財政についてお答えを申し上げます。

まず、実質収支の黒字が大きくなっている要因につきましては、合併特例債を活用した事業や大震災からの復興事業など大型事業の進捗状況によりまして、執行残ですとか翌年度への繰り越し等が生じたことなど、複合的な要因によるものでございます。

また、基金が積み増しされているということでございますが、この要因につきましては幾つかございますが、まず合併以降、国から地方交付税の合併算定替の特例措置を受けている

こと、あるいは市税などの歳入が比較的安定して推移してきたこと、そして定員適正化計画の着実な実行によります人件費の削減など行財政改革を着実に進めてきたこと、こういった要因によりまして、可能な範囲の中で基金の積み増しを行ってきたものでございます。

ただ、今後につきましては、高齢化等の進行によりまして、市税をはじめとした自主財源の大幅な伸びというものは期待できません。また地方交付税につきましては、ご案内のとおり合併算定替の段階的縮減が始まっております。今後、一般財源の縮小というのは避けられない状況でございます。

こうした中で、財政調整基金を今後どう活用していくのかというご質問もございました。平成33年度には合併算定替の適用期限の終了を迎える一方、社会保障関係経費の増加ですとか、公共施設等の老朽化による維持・更新経費の増加が見込まれております。さらには、新庁舎の建設事業など大型の事業も進捗することから、将来への備えとしまして、今後、財政調整基金を活用していきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） それでは、1の小規模企業振興条例について、（1）についての再質問を行います。

千葉県の中小企業振興条例と今度できた小規模企業の対象となる事業者、これはどのぐらいの違いがあるかということについてお答えをいただきたいと思います。

また、市町村と事業者は、金融機関や事業者団体等との連携について、これからきっちりやっていくということになっておりますけれども、どのようなイメージを持っておられるのかというようなことをお答えいただきたいと思います。

それから、千葉県が今度、中企業振興条例を改定するということにつきまして動きがあるようですから、そのことについて、どういう動きなのかということについてご回答をいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それではお答えします。

まず、千葉県の中小企業に関する条例の改正が近々行われるということでございまして、これにつきましては既存の条例を改正するということで、中身につきましては、具体的に小規模企業とか小規模事業者とかという言葉を明確に規定したものでございます。内容につき

ましては大幅な改正はございません。

それと、県内のというか、小規模事業者という形でございますが、申し訳ございませんが、国内の企業者数ということで、2014年7月時点の関係でございますが、大企業につきましては、企業のうちの0.3%、そのほか中小企業と小規模事業者につきましては全体の99.7%になっております。しかし、そのうちの小規模事業者につきましては85.1%という状況でございます。

それと、今後の団体、そういうものについてどのように進めていくかということでございます。先ほどもお答えしましたけれども、県が条例の改正をするというお話を聞きましたものですから、先日商工会と打ち合わせしてございます。今後は、県の具体的な条例内容を把握しまして、また各市の条例の制定状況を注視しながら、整備できるように努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 官制の商工会とか企業団体、こういったところから声が出てくるまで待つよという形ではなかなか仕事が進まない。一歩足を出さなければ、全く意味がないというのが小規模企業の中身だろうと思うんです。具体的には先進事例も結構出てきていますし、例えば帯広市だとか東京都の墨田区、この辺ではかなり、振興条例ができる前からずっと中小企業の振興については取り組んできております。

ですから、そういう先進事例の中でどういうことをやっているかということ、係長以上が全部実態調査に出ると、悉皆調査といいまして、全部の商工業者にアンケートをとっていくという事業をやっております、その中でこの地域ではどういう業種があつて、どういう人たちがここで働いていて、どういう希望を持っているのかと、あるいは行政に対してどういう希望を持っているのかというようなことについての悉皆調査、全部調査ですね、これを行っています。その中から集計いたしまして、業者団体だとか商工会だとか金融機関が集まって、そこでもっていろいろ論議して、施策をつくっていつているということができております。

ですから、そういう先進事例をよくご覧になって、そういう方向をとっていただければ、よく市長がおっしゃるんですけれども、旭市の経済的な土台といいますか、こういったものは非常にしっかりしておりますし、伸びていく要素はいっぱいあるというふうに私も考えます。ですから、その辺もやっていけば地域の宝物は見つかるし、その宝物を生かすという方

向性が出てこようかと思います。

次に、（２）のほうに移ります。いろいろやっていらっしゃるのは分かるんだけど、特に零細な事業者のところには、商工観光だとか商工会のやっている人たちの中身が伝わってこないんですね。市のほうもホームページと広報で出せばいいよと、きちっと伝えましたよというような感じが今まで強いんですけども、先ほど言ったように、業者団体だとかそういうところとの連携を強めていく中で、どういうものが必要なのか。これは整理してもらいたいんですね。どういう施策がどういうところで使えるということですね。

それから、もう一つ大切だなと思うのは、先ほどワンストップで創業の場合は相談できると。何でもいいからワンストップで、商工観光に来れば、全て商工業に関することは相談できるよという体制をとっていただければと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長（向後嘉弘） それでは、ワンストップ窓口の関係でお答えします。

現在、先ほども言いましたように、創業支援の関係で、現在、商工観光課の中にワンストップ窓口を設けております。これにつきましては、仕事を始める方または今現在やっている方、いろんな相談業務ですね。特に資金の関係とか店舗の関係とかということを相談に来て、そういうアドバイスをしています。これにつきましては創業支援を行っている方には全てお話ししてございますが、議員おっしゃるように、まだまだPRが足りないということでございますので、今後も、商工会や金融機関との取引を始める前に、新規事業者や小規模事業者に対しましても、商工観光課内のワンストップ窓口において、各種施策の案内や事務手続きの關係の支援を分かりやすく親切に行ってまいりたいと思います。

基本的には創業支援のときにPRしていますが、さらなるPRにつきまして、市のホームページや広報紙等を活用して周知をさらに行っておりますが、さらに周知用のポスターやチラシなどを作成しまして、市の施設や金融機関など関係機関に設置するなど、広く市民の方々に浸透するように周知徹底を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） ありがとうございました。

じゃ、次に生活保護の行政について、話を移らせていただきます。

先ほどの話ですと、旭市におきましては、非常に配慮をした形での保護行政を行っている

よというような形でのご回答だったんですけれども、他市におきましては、例えば小田原市なんか、「生活保護なめんなよ」と印刷したジャンパーを着て、生活保護の方に言っているというようなことが露骨に行われております。

(1) につきましては、影響ということでご回答いただきましたので結構ですけれども、(2) のほうで生活保護法の改正ですね。先ほどお話がありましたように、ほかの市町村に行きますと、まず行ったときに申請書を渡さない。さまざまな理由をつけて難しいよと言って、申請書を渡さない事例がいっぱい出てきているということと、申請書とほかに保護の適否だとか財産の状況だとか、そういったものも同時に出さないと、申請を受け付けないといえますか、そういった水際作戦が行われていると。扶養義務を理由にした先ほどの話ですけれども、かなりあっちこっちで行われているというふうに聞いております。

それから、稼働層、65歳未満に関しましては、ハローワークに行ってから来いとか、どういいう就労機会を得るためにやってきたのかというようなことを理由にして申請書を渡さないとか、そういうようなことが平気で行われているようです。旭市の場合、先ほどのご回答の中では、その辺は非常に重視して注意しながらやっているということですので、もう一度確認しておきたいと思います。そういった事例はないということでよろしゅうございましょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 生活保護の申請に関しましては、そういう相談者がうちのほうの窓口にお見えになります。そのときうちのほうでは、生活保護のしおりというものがありまして、それをよく説明させていただきまして、それで本人にこういう内容の生活保護の状況ということを説明させてもらって、その上で本人が申請したいということであれば、申請書をお渡しして、またその申請書の記入については、うちのほうではお手伝いして、それを作成するような形にしております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） あと、生活保護のワークフェア的な指導強化が行われておりますけれども、生活保護の辞退を迫るような行政が各地で行われています。特に問題になるのは、行政が本人の意思を無視して保護の申請を辞退するようという指導が各地で行われております。旭市においてはこういうことはないということでよろしゅうございましょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再々質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） 生活保護申請の辞退の件なんですけれども、うちのほうで生活保護の状況というかその説明をしまして、それでまた、一度申請のほうを提出した後に熟慮して、やっぱり生活保護に頼らないで自立してやるよという方はないことはないです。あります。でも、それはあくまでも本人の意思での取り下げというか辞退です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） （3）のほうに関連してくるんですけれども、申請権については非常に注意しながら、旭市の場合の生活保護行政は行われているということで考えてよろしいんでしょうか。一応確認のために。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の4回目の質問に対して、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（角田和夫） この申請については、生活保護法の施行事務監査というのが県のほうでありまして、その検査のときにおいても、県のほうからも、その申請権についてはしっかり説明してやっていますかというような確認を受けておりまして、それについては法にのっとり進めておりますというような回答をしております。ということで、そのようなことはありません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） これは質問じゃないんですけれども、お願いということで一言、お願いします。

生活保護行政というのは非常にデリケートなものですから、また個人のプライバシーにもかなり触れる部分があります。非常に専門性が求められているわけなんですけれども、法律が変わって非常に難しくなっているんですね。保護手帳なんか見ると800ページぐらいあって、あれをなかなか読み解くのは大変だということで、今後もそういった点を考慮しながら、より一層の研さんを図りながら行政を進めていただきたいと思います。

では、次に水道行政についてということで、（1）につきましては、だいたい概略をお聞きしたということで、特に再質問することはありません。

（2）といたしまして、特に十数%、全国的に見ると普及率が低いというのは、特に台地

の上だとか台地の周辺、そういったところで引き込みに非常にお金がかかるということがあろうかと思うんです。特に配管の引き回りが高額になるということで、なかなか普及が進まないんじゃないかなと思っているんですけども、これらの地域で井戸水を飲料として使用している所で、地下水だとか井戸水が亜硝酸態窒素ですか、これは水道法の検査項目に入っていますけれども、これが非常に高くなってきて危ないということなどが出ているようです。これは少量でもかなり重篤な病気を引き起こすということが知られておりますので、なるべくならこういったところへの助成といいますか、そういったものはできないのか。今ある制度等もご紹介をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対して、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 現在どのような助成制度があるかということで回答いたします。

現在、配水管の延伸と給水管の施工、これについて原則個人の負担で施工をお願いしております。ですが、専用住宅の場合に限り、例えば配水管の設置費用の一部を負担する助成といたしまして、旭市水道事業配水管布設費用の負担に関する要綱がございます。しかし、宅地内への給水管の設置費用については個人の資産となるため、この助成の対象外となっております。

もう一つですが、地下水の悪化による影響ということについては、水道事業としては直接の対応はちょっと無理かとは思いますが。水道法の理念に沿いまして、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持し、向上させるために不可欠なものとして、どのような対応ができるか、これからも調査研究はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 丘陵地帯に住む方等は、旭市民として低廉で清潔なお水を受ける権利、これら給水を受ける権利がありますので、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

次に、（3）に移りますけれども、水道料金の問題と水道事業の問題で、千葉県は水道事業に一定の責任を持つべきだというのが僕の考え方なんです。以前、市町村水道総合対策事業補助制度より補助を受けていたと思うんです。この制度についてどんなものかお答えをいただければと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 千葉県補助制度です。これは県内の水道料金の格差解消のために始められた千葉県独自の補助事業であると考えております。本市は平成23年度まで県の補助をいただいて事業を運営しておりました。平成24年度以降現在に至るまで補助はいただいておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） イメージとして、要するに市の一般会計からの繰り入れがあって、その同額を県が補助するということは、現在でも行われているということでございますか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（加瀬宏之） 市からの高料金対策費が出るというのが前提になっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） 例えばイメージといたしまして、市が一般会計から5,000万円出すと、県から5,000万円引っ張ると。水道事業は非常に優秀ですから、1億9,000万円の中から5,000万円出すと。そうしますと1億5,000万円ぐらいの金額が出てきますよね。そうしますと、だいたい事業高の1割、このぐらいを減額することができるのではないかと思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 太田議員もよく研究してもらっていると思いますけれども、高料金対策補助金がなくなってから久しいわけでありまして、その分、水道企業会計は非常に健全な企業運営をしているわけでありまして、今、積立金やら留保資金、太田議員も知っていると思いますけれども、かなりの部分があるわけでありまして。そしてまた86.4%の普及率ということで、5万6,000人余りの市民が水道を利用しているということでもありますので、市民サービスの観点からしても、一般会計から、先ほど話がありましたように、基金をそんなにためて何に使うんだというような部分もありますし、そういった部分では、水道料金、一般会計から繰り出しをしまして、そして県から相当額が来るわけでありまして、そういった対策、勉強、研究をしているところで、水道料金の値下げの方向で今検討しているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） ありがとうございます。

では最後に、一般会計の非常に中身がいいということで、積立金がいっぱい積み上がっているということについて、再質問させていただきます。

皆さんベテランですので、市の会計というのは、1年分の予算を立てて原則1年で使い切ることが建前になっていると思うんです。それから、基金残高ですけれども、特に大きな財政調整基金ですか、これにつきましても非常に大きく積み上がっておりまして、ほかの基金は目的があって積み立てていると思うんですね。例えば庁舎を建てるとか、そういったところでの基金の積み立てということだと思うんですが、財政調整基金の場合、何に使ってもいいという形ですので、これもこんなにたくさんいるのかなという気がしているわけです。

ですから、これを有効に使っていくことが必要だろうと思うんです。水道会計だとかそういったところもありますし、よく予算がないからということでお断りになるような施策がありますし、また積極的に子育てだとかそういったところへの支援を行うプランをつくって、計画的にもっと使っていったらどうかというのが私の意見なんですけれども、それがやはり行政の役割じゃないのかと。積み立てが増えるというのは民間の企業でいえばいいことなんです、公的な市役所の財政運営としたらどうなのかなというふうに考えているんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の再質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 確かにこれまでは合併特例基金の問題で、一本算定に向かったの財政調整基金で対応したいと、そのような思いでいるところでありまして、基金を年々増やしていたところであります。

ただ、やはり太田議員にも考えていただかなければならないことは、今、年間で300億円ぐらいの予算があるわけでありまして。今と同じような状況でいった場合に、人口が減少して、今、市の市税の収入は74億円であります。地方交付税をいただいて市の財政が運営されている。国庫補助金、県補助金、そういったものの中で、何でもかんでも今やればというふうな部分にはいかないわけでありまして、将来、10年先、20年先の旭市の財政状況、そういったものを考えて、少し余裕のある積立金、財政調整基金をためておく、貯金をしておくということは非常に大事なことでないかな、そんなような思いでいるところでありますけれども、

おっしゃることも確かに理がありまして、今、インフラ整備やら、学校、保育所、特に保育所が老朽化しておりまして、そういった部分での財源も必要な時代がやってくるわけでありまして、そういった部分には、子育ての意味からおいても積極的に支援をしていきたいと、支出をしていきたいと、そのように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと、そのように思います。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員。

○9番（太田将範） その辺は意見が分かれるところでありますけれども、やはりこれだけ余るということは、逆に言うと計画性がないのではないかとと言われることになってしまうんじゃないですか。僕は、要するに実質収支の黒字はこんなになくても、1桁あればいいのではないのかというふうに考えるんですね。全くないではちょっと困りますけれども、そういった点では、ほかに今ある施策の中で将来に向けて必要な部分に使っていくというのも一つの考え方だろうと思うんです。その点はいかがでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 太田将範議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（伊藤憲治） 実質収支、こんなに小さくなくてもいいのではないかというお問い合わせでございます。計画性がないのではないかというようなお言葉もございました。

市政を進めるに当たりまして、予算を当然作成した上で進めていくわけですが、冒頭申し上げましたとおり、今、大きな事業をたくさんやっていますとか繰り越しがあるという中で、なかなか見通しが難しい中で実質収支が増えてきたものがございます。さらに、基金が増えている部分につきましても、今は合併算定替という特例があったりですとか、合併特例債という有意な財源を使えるという中で、お金にちょっとだけでしょうか余裕があるという中で、将来に備えて基金を積んできたということは、今まで申し上げてきたところでございます。

ただ、貯金を積んできたことで、じゃ市の事業をないがしろにしてきたかということはありません。産業の振興ですとか、少子高齢化対策ですとか、教育ですとか、それぞれの施策につきまして、旭市は決して見劣りしないような施策をきちんとやってきたというふうに考えておりますし、近隣と比べても旭市のレベルは高いというふうに考えております。

貯金がこれだけ多くなったということがございますが、今後そのまま続くということはないと思っておりますので、せっかくなかった貯金ですので、これを今後のために使いまして、将来に向かって健全で継続できる財政に努めていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員。

○9番（太田將範） 財政のシミュレーションというのがあったと思うんですけど、それを見ますと、実質収支はこれから先にいきますとだいたいなくなってくると。ただ、積立金そのものは160億円ぐらいでずっと残っていくというようなシミュレーションになっていたかと思うんです。ですから、計画的に取り崩す必要もあるんじゃないかと僕は思うんです。

というのは、もう国が目をつけていますでしょう、お前らため込み過ぎだと、じゃ交付税を減らすよという脅しをかけてきていますので、それについて、財政の担当課としまして、これは要望なんだけれども、その辺の検討も含めてお願いしたいなと思うんです。

以上で発言を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 太田將範議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時30分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（佐久間茂樹） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（10番 伊藤 保 登壇）

○10番（伊藤 保） 10番議員、公明党、伊藤保。

議長より発言の許可が出ましたので、一般質問をいたします。お疲れでしょうが、この一般質問で最後になりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。

1項目め、働く女性を支援する子育て支援の重要な場所として、児童福祉法で定められているところの保育所について。

1点目、市内公立保育所の園児室にエアコンを2年間にわたって取りつけていただいたわけでございますけれども、現場に行くと事務室に取りつけられていないのですが、事務室は、

保護者の相談や、具合の悪い子どもをほかの子どもたちから隔離して面倒を見るといった医務室的な機能を兼ね備えます。近年、真夏には室温34度を超える日もあると伺っております。このような中で、来客時や具合が悪くなった子どもの面倒を見ながら事務仕事などは大変であります。何よりも具合が悪くなった子どものことを考えると非常に厳しいのではないかと思います。現状、事務室にエアコンが取りつけてある保育所は何か所か伺います。

2点目に、9月の一般質問でも伺っておりますが、遊具について、設置年数が古いものでも52年を経過し、そのほとんどが30年から40年を経過しているということでご答弁をいただいたわけですが、耐用年数は木造で10年、鉄製で15年ということでございました。遊具の交換時期の計画は立てられているのか伺います。

2項目め、10月23日3時ごろ、超大型、強い勢力で静岡県御前崎市付近に、その後、広い暴風雨域を伴ったまま北上しました台風21号の被害が、旭市では6億円を超えると新聞報道でありましたが、そのほとんどが塩害と伺っております。

台風による塩害について。1点目、農業被害額について、建物と塩害でどのくらいの被害額が出たのか伺います。

2点目、災害の場合、共済制度がありますが、国は先の通常国会で、収入保険制度創設を盛り込んだ改正農業災害補償法が成立しております。この収入保険について伺います。

次に3項目め、先の公共交通意見交換会が各地域で開かれておりましたが、この中で新交通システムも検討項目にあったようですが、新交通システムについて、1点目にこの意見交換会の内容について伺います。

2点目は、さまざまな意見の中で今後の課題と導入について伺います。

以上、3項目、6点を質問いたしました。なお、再質問は自席で行いますので、はっきりと聞こえる声でご答弁をお願いいたします。

以上。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、公立保育所の事務室へのエアコン設置の現状について申し上げます。

伊藤議員からご質問のありましたように、公立保育所においては、既に現在使用している保育室、遊戯室及び調理室にはエアコンを設置済みでございます。しかしながら、事務室への設置につきましては、いいおか保育所、海上保育所及び干潟保育所の3施設のみでござい

ます。ほかの10施設につきましては、現在未設置の状況でございます。

続きまして、項目（２）の公立保育所の遊具につきましては、設置計画はあるのかというご質問についてお答えいたします。

遊具につきましては、園児の心身の発育、発達、そして自主性、創造性、社会性などを身につけていく遊びの場にとりましても不可欠な設備でございます。そして、常時安全に使用できるよう万全な整備体制を整えておくことが必要でございます。このようなことから、特に設置計画を策定せず、随時予算の範囲内で、危険性のある遊具については撤去、使用頻度の高い遊具は更新を行うことにより、整備充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、２の台風による塩害についての（１）農業被害額についてと（２）保険についてお答えいたします。

まず、（１）の台風21号による農作物の被害についてですが、今回の台風では塩害が広範囲に及び、キャベツ、大根をはじめとした露地野菜が大きな被害を受けました。農産物の被害額が約５億4,000万円に上りました。また、強風によりパイプハウス等農業用施設も被害を受けまして、この被害額が約1,000万円ということで、合わせますと農業被害額は約５億5,000万円という状況です。

次に、（２）の保険についてです。

農業の収入保険制度の概要についてですが、平成31年から始まる制度ですが、青色申告を行っている農業者が対象で、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少が補填されるもので、農業経営全体をカバーし、長期的に安定した農業経営を行うための制度です。

補償内容は保険方式と積み立て方式があり、補償額は、保険方式が過去５年間の平均を基本とした基準収入額の約８割を補償するもので、積み立て方式を併用した場合は約９割となります。この制度の保険料には国の支援制度があり、農家の負担は保険方式が50%で、積み立て方式は25%となります。

なお、加入の申し込みについては農業共済組合となります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうから大きな３番目、まず（１）の意見交換

会についてお答えいたします。

意見交換会は2日にわたって行いまして、全体で96名の参加をいただきました。当日出た主な意見でございますが、地域別意見交換会では、日常の移動に困っていることや求められる公共交通について、地域の住民の方同士で話し合っていました。

まず、日常の移動に困っていることについては、バスの本数がなく利用したいときに利用できない、交通が行き届いておらず通院や買い物に困っている、高齢者はバス停まで歩けない、免許を返納したいが公共交通が不便なので不安である、バスで道の駅まで行きたいがバスがない、コミュニティバスのルートやダイヤが複雑で分かりにくいといった意見がございました。

そして、求められる公共交通について話し合っていた結果といたしましては、長大化しているコミュニティバスのルートを効率化し利用が多い路線は強化してほしい、デマンド交通やタクシー補助等のドア・ツー・ドアのサービスを導入してほしい、免許返納者への割引サービスの充実をしてほしい、道の駅へのバスの乗り入れ、理解しやすい運行情報の提供といった問題解決に向けたご意見が出されているところでございます。

続きまして、(2)の今後の課題ということで、公共交通会議において、各種調査結果、地域別意見交換会での意見等を整理し、報告させていただいた課題といたしましては、1、高齢化により増加する交通弱者の移動手段の確保、2、コミュニティバス等の利便性の向上と交通空白地域の解消、3、道の駅、新庁舎等の新たなまちづくりの拠点施設へのアクセス向上、4、既存公共交通の利用促進と受益者負担の適正化による持続性の確保、5、交流人口の拡大のための観光二次交通等の確保の五つでございます。

今後は、課題から導き出した基本方針を基に、課題を解決するための具体的な施策を記した骨子案を12月下旬ごろをめどに作成し、その後、素案の作成、パブリックコメントの実施を予定しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） それでは、再質問をさせていただきます。

各保育所のエアコン、ほとんどないということですが、3施設あるわけですが、事務室の温度管理の報告というのはされているのか、つかんでいるのか、それをお伺いします。事務室の平均温度、夏はだいたい34度ぐらいと聞いておりますけれども、実際にはどのぐらいの温度があるのかお聞きします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 公立保育所の温度管理を掌握しているかというご質問にお答えいたします。

まず、公立保育所につきましては、旭市立保育所規則第5条第2号様式に保育事務日誌という様式を定めてございます。この保育事務日誌は毎日午前9時と午後1時の室温を日々記録できる様式になっております。今年の状況で申し上げますと、本年夏には摂氏30度から35度に及び、最高気温の平均は摂氏33度まで上昇している状況を把握しております。実際、医務室の利用時や保護者役員会等の折には、現状を説明した上で、暑さ対策として窓を開放したり扇風機等により対応しております。冬場にはストーブにより対応している状況でございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 暑さ対策、扇風機とか普通の風、自然の風ということですが、ちょっと回って伺ってみると、扇風機を一番強くして仕事をしていると書類がみんな吹っ飛んでしまうというようなことも伺っております。保育所の現場からの取りつけてほしいという要望というのはあるのかどうか伺いたいんですけども。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） ここ何年かの現場からの要望という部分につきましては、確かに現場保育士からは、夏場は暑くて大変だというような声は寄せられておりました。しかし、予算要求時におきましては、特に事務室には職員はずっと常駐しているわけではなく、まめに保育室に行き来があるということで、所長によっては、例えば保育室のエアコンのきいている部屋に書類を持ち込んで事務仕事をしているというような状況も確認している次第です。

ですが、扇風機を利用することで書類が飛んでしまったり、また保護者が相談等でお越しになったとき、または児童が熱を出したり、保護者が迎えに来るまでの間の医務室の利用という時点では、確かに十分な対応ができていない部分もございますので、今後、エアコンの必要性、そしてまた動力負荷、電気容量等もつける際には考えなければいけませんので、こうしたことも踏まえて調査検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） 今お聞きしましたがけれども、現場からの要望もあるわけです。実際に3保育所がエアコンがついているということですので、やっぱり公平性を考えてみても、ないのはいかなものかなというふうには思うわけです。

先ほど市長が言っておられましたけれども、保育所の耐震化で新しく建てるような話もしておりましたけれども、そうしたまでの間、我慢というのはちょっと厳しいのかなというのもあります。今年にかけてということであれば、今年はそんなに暑くはなかったんですね。ですので、特に古城とか山を持った所とかはかなり暑さがあると思うんです。ですので、ぜひこれはエアコンをつけるような方向で検討をしていただきたいんですけども、設置のことは考えておるのかももう一度聞きたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 貴重なご意見をありがとうございます。先ほど回答させていただきましたように、やはり予算を伴うこともあり、電力量の調査等もまだ不十分ですので、そういったことも踏まえて今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ検討していただきたいなと思います。

幼児室に行ったときに、電話が幼児室にはありませんので、電話がかかってきた場合、出られないということもあるので、そうしたことも考えてぜひエアコンをつけていただきたいなということで、要望するものです。

続いて遊具に入ります。遊具についてですけれども、現状で取り替えなくてはならないと認識している遊具というのは何個ぐらいあるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 撤去や交換の必要性のある遊具につきましては、現在、保育所全体で10基、修繕が必要なものは3基あると把握してございます。こちらにつきましても、先ほど回答させていただきましたように、予算の範囲内で順次対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） この遊具というのは、児童福祉法の保育所の中では1点、ここに書いてあるんですけども、「自然の中でのびのびと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の導線に配慮した園庭や遊具の配置などを工夫すること。」というふうになっているんですね。

これは確実に遊具を取りつけないよということではないと思うんですけども、そうした観点から、野外の体力づくりというのは、もし遊具が少なくなってきた、遊ぶ所が外ではそんなにないよ、遊ぶものはそんなにないよということであれば、屋外の体力づくりというのはどのようなお考えを持っているのかお伺いします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは、屋外での児童の体力づくりについて、どのような考え、対策を持っているかというご質問に対してお答えいたします。

本年度から、公立保育所の保育士を対象としました幼児期における運動推進講習会を実施しております。この講習会は、文部科学省の幼児期運動指針に基づきまして、保育士が保育所児童に運動指導を行えるよう、保育士のスキルアップを図ることを目的に実施しております。この講習の内容は、ボールを使った運動など屋内外での実施が可能な内容となっております。そして、保育士が保育児童に運動指導をすることによりまして、子どもたちの基礎体力の向上、また集中力や粘り強さが身につく、社会適応力の発達が見込まれるなど、さまざまな能力の向上が期待できる内容となっております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ人気のある遊具だけを残して、そのように体力の強化ですか、そういうふうな形でやっていただきたいなと、このように思います。現状、見て見ると、ガムテープで張ってあって、穴を埋めて、それで色を同じ色にしているということは、市立保育所としては、165億円の基金があるという旭市ではちょっとみずばらしいなという気持ちもするものですので、もし新しい遊具を計画しているのであれば徐々にやっていただいて、これも人気のあるもので結構ですので、新しいものに替えていっていただきたいなと、このよ

うに思います。

次の２項目めに入ります。台風による塩害ですけれども、今、５億5,000万円ということであるということですが、露地野菜は恐らく共済制度にないと思いますけれども、野菜とか穀物に対しての保険適用というのは共済ではないんですか、補償制度というのは。その辺のところだけ伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農業共済制度の対象についてのご質問ですけれども、現行の制度では水稻や麦、大豆、それから果樹、こういったものが共済の対象となりまして、今回の台風で被害を受けたキャベツ、大根などの野菜は引き受け品目にはなっておりません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○１０番（伊藤 保） そうすると、露地野菜をやっている農家の方はかなり収入が少なくなってくるというふうに思います。それに対する、被害に対する支援制度というのはほかにあるのかどうか伺いたいんですけども。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 支援制度についてですけれども、千葉県では、台風21号及び22号による農業、漁業への被害が大きかったことから、千葉県農業災害対策資金及び千葉県漁業災害対策資金を発動いたしました。この資金は、災害により被害を受けた農業者、漁業者の経営の維持・安定を図るため、再生産に必要な資金または施設の復旧資金を県、市町村及び金融機関が協力して通常より低利な金利で融資するものです。

また、県の利子補給の制度は、市町村が利子補給を行うことが条件となりますので、旭市としましても、被害のあった農業者のために事業を進めてまいりたいと考えております。

なお、農業者の末端の金利はゼロ%の予定で、平成30年３月までに貸し付け実行されたものが対象となります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○１０番（伊藤 保） そうすると市単費ではないわけですね。県が何%、市が何%という形ですね。市単費での補償制度というのはないという形で考えてよろしいでしょうか。

できれば多少出してもらいたいなという考えもあるんですけども、実はハウス農家へ行きましたところ、やはり風でハウスがやられまして、ほとんどが、共済に50%、ハウス農家は入っているか入っていないかだということで、自費で直すという話でございました。ですので、ハウス農家の部分に対しては何かしら考えていただきたいなと、こういうふうに思っている次第です。

次に、保険について移ります。全国でこの制度の説明会がこの14日からあるというような話をお聞きしましたがけれども、市では職員の派遣、県内で恐らくやると思われますけれども、その辺の職員の派遣は考えているのかどうか、これを伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 収入保険制度の説明会の関係ですけれども、農林水産省のホームページによりますと、この保険制度の内容について、農業者を中心に関係団体などの関係者に広く周知することを目的としまして、都道府県別に説明会が開催されます。千葉県では、この説明会が12月26日に千葉県農業会館で開催されますので、市といたしましても新しく導入される制度ですので、職員の参加を考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） できれば、これは一般農家の方、あるいは団体の方は当然参加されるでしょうけれども、大きくやっている農家の方とかもやはり参加されるんでしょうね。この制度を周知を徹底していただきたいなと、このように思うんですけども、その辺はどのように考えておられるのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 収入保険制度についてですけれども、市では既に情報提供を始めております。そして、引き続き制度の概要をホームページや広報あさひに掲載して周知を行っていきます。

また、収入保険制度は平成31年産からの農作物が対象となることから、今後、農業関係の連絡文書を出す際に同封したり、農業団体の会議等でお知らせをしていくことを考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） ぜひ周知徹底をしていただいて、年間最大で7万2,000円ですか、7.2万円と書いてありますからね。この程度で収入がある程度安定するわけですので、災害があったときに、融資もありますけれども、融資をしないで、それがあつた程度補償できるということであれば、また農家の働く意欲というものも変わってくると思いますので、ぜひ周知徹底をお願いしたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で本日予定いたしました一般質問は……

（発言する人あり）

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） すみませんでした。ちょっと早とちりをしまして、これで終わりかなと思って。

次に、新交通システムについてですけれども、意見交換会についてですが、乗り合いタクシーに対する研究は参考にはしていると思いますけれども、参考にはしている自治体というのは、どこを参考にはしているのかお聞きします。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） デマンド交通、県内で18団体が既に導入をしております。参考ですが、その中で4団体は、コミュニティバスについては行っていないという形でございます。

近隣ですと成田市、香取市、山武市といったところがやっておりますので、その辺が参考になってくるのかなということでございますが、具体的な検討には入っておらずに、今年行われる地域公共交通網形成計画の中でどのように話が進んでいくのかという形で、先ほど意見がいろいろ出ましたよということで、それを取りまとめた形で公共交通会議のほうに諮りまして、基本方針として課題を五つ整理しまして、高齢化により増加する交通弱者の移動手段の確保、コミュニティバス等の利便性の向上と交通空白地域の解消、道の駅・新庁舎等の新たなまちづくりの拠点施設のアクセス向上、既存公共交通の利用促進と受益者負担の適正化による持続性の確保と、交流人口の拡大のための観光二次交通の確保と、この五つが課題として、この方向で検討しましょうねということで会議の中で決定しておりますので、その中で議論が進むと、デマンド交通についても検討されるということで考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） じゃ、次の今後という形で再質問させていただきます。

今、高齢者の事故が多くなってきております。私も前期高齢者になるわけでございますから、もう少しでね。そうした中で、運転免許証を返還された方に対して、今現在、公共交通の割引券とか無料券とかといった補助事業というのは、旭市では行っているのか伺います。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 市の施策といたしましては、免許返納者へのサービスというものはございませんが、バス事業者とかタクシー業界で割引サービス等は警察との協定で行っているようでございます。また、今回実施しました市民アンケートの結果でも、年齢が上がって返納したいが、ちょっと不安があるよということで、意見等も出ておりますので、その辺は交通会議の中でまた検討していくということになろうかと思っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員。

○10番（伊藤 保） これから高齢化がますます進んできます。この交通システムというのは非常に重要な位置を占めてくると思うんです。定住するに当たっても、そういったものも恐らく見てくると思うんです。ですので、これは早く確立をしていかなければならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、ぜひこの導入を早くしていただきたいなど、こういうふうに要望して、一般質問を終わります。これで本当に終わりです。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

○議長（佐久間茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議はあす定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時 7分

平成29年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成29年11月16日（木曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（21名）

1 番	林	晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎		5 番	宮 内 保
6 番	磯 本 繁		7 番	飯 嶋 正 利
8 番	宮 澤 芳 雄		9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保		11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作		13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳		15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎		17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市		19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介		21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎			

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂

企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子育て支援課長	小 橋 静 枝	高齢者福祉課長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監査委員局長	高 木 昭 治	農業委員会事務局長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前10時 0分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は21名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（佐久間茂樹） 通告順により、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（13番 伊藤房代 登壇）

○13番（伊藤房代） おはようございます。議席番号13番、伊藤房代です。

平成29年11月第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。今回、私は3点の質問をさせていただきます。1点目、医療費の無料化について、2点目、学校給食について、3点目、「あさピー☆きらり体操」の徹底はできないかについて質問いたします。

まず1点目、医療費の無料化について。

（1）高校3年生までの医療費を無料化にできないか質問いたします。

前回、高校3年生までの医療費が無料化にできないかとの質問をいたしました折、市長の答弁の中に、隣の銚子市でも平成30年度から高校3年生までの医療費を無料化にするというような政策を打ち上げたところであり、銚子市の財政状況を考えますと、旭市ができないことはないのではないかとの思いでいるとの答えて、高校3年生までの医療費のほうは十分前向きに検討していきたいとのお答えでした。今回で、平成30年4月より高校3年生まで医療

費無料と明確に発表をしていくことはできないか質問いたします。

2点目、学校給食について。

(1) 給食費を第1子より無料化にできないか質問いたします。

旭市として第3子以降は給食費無料を実施されました。しかし、第1子より完全無料化はできないか、引き続き質問いたします。

昨年度、給食費無償にする自治体は61市町村に達したとあります。専門家は、給食は家庭の食環境による野菜、果物の摂取格差を緩和するとあり、栄養バランスに優れた給食は、子どもの貧困対策の観点から食のセーフティーネット、安全網としても安全に行われています。ぜひ旭市としても給食費の完全無料化をできないか質問いたします。

3点目、介護予防について。

(1) 「あさピー☆きらり体操」の徹底はできないか。「あさピー☆きらり体操」の徹底がどのように進んでいるのか質問いたします。

前回、「あさピー☆きらり体操」は、介護予防を積極的に地域で進めていくため、高齢者が楽しく安全に取り組める筋力トレーニングのプログラムで、旭中央病院のリハビリテーション科の専門医をはじめ、理学療法士、作業療法士の指導協力を受け、地域包括支援センターが希望のあった地域のグループを対象に指導を行い、各地域が継続して取り組むことを支援しているとあり、介護予防を通じて支え合う地域づくりを目指しており、積極的に参加を促すとありましたが、現在どのくらいの地域が参加し、登録数はどのくらいになったのでしょうか質問いたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤房代議員の一般質問の1番の医療費の無料化について、高校3年生までの医療費を無料化できないかという質問に対し、お答えをいたします。

前回も質問をいただきました。その後、庁内で十分検討を加えました結果、現在、平成30年4月から実施する方向で予算計上するという方向で検討しているところですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） それでは、学校給食について、(1) 給食費を第1子より無料

化にできないかについてお答えいたします。

学校給食費は、学校給食法第11条、経費の負担により、食材費等は保護者の負担とされているところでございます。旭市としましては、子育て世代を中心に多子世帯の経済的負担の軽減や少子化対策の一つとして、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進を図ることから、本年4月から第3子以降の給食費無料化を実施しているところでございます。

また、旭市の学校給食費は近隣と比較しましても低額なことからも、現状の内容により、引き続き保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（浪川恭房） 高齢者福祉課からは、3番、介護予防についての（1）「あさピー☆きらり体操」の徹底はできないかについてお答えいたします。

「あさピー☆きらり体操」は、介護予防を通じて、高齢者が暮らす身近な地域で仲間と楽しく続けることで、ともに健康で、また見守りやちょっとした生活の困り事を支え合う地域づくりを目指しております。

出前講座等によるPRや通いの場の参加者からの口コミで、参加希望団体も着々と増えており、現在、中央地区に4団体、共和地区に1団体、旭干潟地区に2団体、旭嚶鳴地区に1団体、干潟地区に2団体、計10団体が、定期的に体操を続けながら、仲間との交流を楽しみに地域の通いの場に継続して集まっております。

この体操は、市が直接行うものではなく、住みなれた地域の中で、仲間同士で自主的に継続して取り組んでいけるよう支援しているものでございます。市民主体の通いの場の趣旨の理解と地域での普及を図るため、平成28年度におきましては、地区集会所等において行う出前講座での介護予防講座や保健推進員研修会等の中で17回、650名、今年度は10月末までに30回、951名の市民へ「あさピー☆きらり体操」を紹介しております。

今後も引き続き、いろいろな場面を通じて周知に努め、活動の輪を広げていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員。

○13番（伊藤房代） 1点目の高校3年生までの医療費の無料化については、来年度、平成30年度から実施していただけるということで、大変にありがとうございます。

次の2点目の学校給食費の完全無料化については、ぜひこれからまた検討していただけれ

ばと思います。

次の３点目の「あさピー☆きらり体操」については、これからも積極的に推進していただくをお願いし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○議長（佐久間茂樹） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（１８番 木内欽市 登壇）

○１８番（木内欽市） １８番、木内欽市です。

平成２９年旭市議会第４回定例会において一般質問を行います。

まず最初に、農業問題について伺います。

本市の農業生産額は全国第６位、文字どおり基幹産業であります。昔はなかった新たな被害が発生するようになってきております。ジャンボタニシやイノシシなどによる被害であります。被害面積もだんだん増加しております。これらを防除するために農家にとっては新たな出費がかさむことになります。市としてどのように対策を考えておられるのか伺いをいたします。

次に、台風の被害状況について伺います。

先月の季節外れの超大型の台風は、農業、特に野菜農家に大きな打撃を与えました。被害状況について伺います。

農業問題の３点目、農道の整備について伺います。

旭中央病院アクセス道、飯岡海上連絡道、津波避難道路など、新たな道路が次々と整備され、市民に期待をされているところではありますが、農道の整備は、田んぼの中は耕地整理でだいぶ整理されておりますが、畑、特に台地の農道の整備は全く進んでおりません。私が高校を卒業して就農したとき、４０年前と全くそのまま同じであります。農道の整備もお願いしたいと、そのように考えますが、いかがでしょうか。

次に、ふるさと納税について伺います。

この制度ができてから随分たちますが、本市はあまり多く納税がないようでございます。肉や魚、野菜、ほとんどの食材がそろう旭市、返礼品として利用できれば、生産者にとっても市にとっても大きなプラスになると思います。今後の取り組みについて伺います。

質問の大きな3番目、選挙の投票所、投票率についてであります。

この質問は前回も行いましたが、先の衆議院議員選のときにも市民から、投票所が遠くなって困るという声が大変多く寄せられました。過去3回の選挙の投票率、前回と前々回を比較したいと思います。個々にお答えいただき、併せて投票率の向上策を伺います。

次に、コミュニティバスについて伺います。

先に意見交換会が行われ、活発な意見が出されました。どのような結果が出たのか、その結果に基づき今後の取り組みが決まると思いますが、どのように進んでいくのかお伺いをいたします。

次に、市バスについて伺います。

合併して12年、合併前は各団体の研修などに利用できて大変好評でした。最近、利用基準が厳しくなり、なかなか思うように利用できません。当初3台あったバスが現在2台ですが、この後どのようなようになっていくのかお伺いをいたします。

次に、海上保育所について伺います。

先日、滝郷地区全戸にアンケート用紙が送られてきました。いきなりでしたので住民に動揺が広がっています。アンケートの目的、今後どのようなようになっていくのか、大変心配されております。お伺いをいたします。

最後に、新庁舎建設について伺います。

事業費53億円という説明がありましたが、外構工事等は含まないとのことでした。外構工事を含め総事業費はどのぐらいになるのか、またその資金の内訳についてお伺いをいたします。

以上で第1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 私からは、1の農業問題についての（1）ジャンボタニシ、イノシシの被害対策について、（2）台風の被害状況について、（3）農道整備についてお答えをいたします。

初めに、（1）のジャンボタニシの被害対策についてです。

ジャンボタニシは今年も多く発生し、海匠農業共済組合によりますと、市内では904アールの水稻被害があったそうで、農水産課としても被害を受けた幾つかの補助を確認しております。

被害拡大防止のためには、冬の間の耕起をはじめ、水田の取水口に侵入防止のためネットや金網の設置、食害防止のための田植え後の適切な水管理を行うとよいとのこと。旭市といたしましては、このような情報をホームページや広報あさひなどで提供しておりますので、活用していただきたいと思います。

次に、イノシシの状況ですけれども、旭市内での目撃情報は平成26年からありまして、平成29年度は今までに23件の目撃情報が農水産課へ寄せられ、年々増加しております。また、農作物の被害状況は、平成27年度から芋や落花生の掘り起こしのほか、畑のマルチを踏み抜きをする被害などがありまして、今年は7月に倉橋地先の畑でトウモロコシの被害が2件報告されております。

イノシシ対策につきましては、本年2月に旭市鳥獣被害防止対策協議会を設立し、地元猟友会の協力を得まして、3月下旬に岩井・倉橋地先へ箱わな4基を設置し、周辺にも餌をまき、箱わなへの誘導を進めてきました。その結果、岩井地先で5月に子どものイノシシ3頭を捕獲することができました。6月には見広・倉橋地先へ箱わな3基を増設し、現在、合計7基を設置してあります。今後、さらに箱わなを3基増設して、イノシシの駆除を推進していきたいと考えております。

次に、(2)の台風21号による農作物の被害についてですが、今回の台風では塩害による影響が特徴的で、露地野菜を中心に農産物の被害額が約5億4,000万円、パイプハウス等農業用施設の被害金額が約1,000万円、合計約5億5,000万円という状況です。

作物別に主なものを申し上げますと、キャベツの被害額が一番大きく約1億8,000万円、次が大根で約1億2,500万円、パセリが約9,000万円、レタスが約5,000万円、春菊が約4,700万円となっております。なお、被害面積は合計で172ヘクタールです。

次に、(3)の農道の整備についてですが、農水産課からは市道に認定されていない赤道についてお答えいたします。

赤道は以前、国の所有地でしたが、法定外公共物として市へ譲与されております。この赤道の機能管理につきましては、地元の利用者に管理していただいているのが実情です。

農道の整備につきましては、東総台地地区広域営農団地農道のような基幹的な農道については、県において整備を進めていますが、それ以外の赤道を地元関係者の皆さんが道普請を行う場合には、建設課において砕石、コンクリート等の材料を支給する制度がありますので、ご活用いただければと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、私のほうからは、2番目のふるさと納税、現況と今後の取り組みについてということで、まず平成29年10月末現在の寄附総額は386件、2,269万8,164円でした。この制度を始めてから累計では4,190万2,165円です。

今後の取り組みとしましては、旭市のふるさと納税につきましては、当初59品目でスタートをした返礼品でございます。昨年度の途中から体験型の返礼品を追加いたしまして、今年10月末現在で76品目まで増えてきております。また、8月から新たな返礼品を提供いただける事業者の募集を開始しておりまして、今後も、より魅力的な返礼品の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

続いて、4番目のコミュニティバスについて、意見交換会の結果でございます。

木内議員も参加いただいた意見交換会でございますが、当日は、日常の移動で困っていること、公共交通に求めるもの、この二つのテーマでそれぞれご意見を伺いました。

参加者からいただいた主な意見としましては、現状では公共交通が行き届いておらず通院や買い物に困っている、コミュニティバスのルートやダイヤが複雑で分かりにくい、高齢者はバス停まで歩けないためバスを利用できない、道の駅までのバスがないので行けない、運行の情報が認知されていないために、理解しやすい情報提供が必要などの意見をいただきました。

計画の策定に当たっては、各種調査結果の分析を含め、地域別意見交換会でいただいた意見を市民ニーズの貴重な意見として参考とさせていただき、市民にとってよりより公共交通を実現したいと考えております。

今後の取り組みでございますが、現在、今年度末策定に向けて取り組んでいる公共交通網形成計画は、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとなるものでございます。今後は、現状把握、課題・問題点の整理、市民ニーズの把握、公共交通会議での検討を踏まえまして、旭市にとって望ましい公共交通を市域全体で捉え、検討していくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 総務課長。

○総務課長（飯島 茂） それでは私から、大きな3番、選挙の投票率の向上の関係と、最後7番の新庁舎建設についてお答えをさせていただきます。

まず、投票率向上の関係で、直近3回の投票率ということでございました。回答させてい

たきます。

直近、衆議院議員選挙の小選挙区の投票率でございますが、先月、10月22日に行われましたが、投票率は46.01%でございました。その前が平成26年12月14日に執行されました。投票率が50.55%でございました。その前、平成24年12月16日に執行されております。投票率56.94%でございました。

そして、投票率向上策はということでございます。今申し上げましたとおり、残念ながら投票率が低い状況が続いているところでございます。選挙に際しましては、選挙がある、投票がある、選挙の重要性というものをしっかりと有権者に伝えていくことが大事なのかなと、そのようなことで啓発活動、これが一番大切だと思っております。

本市におけます各年代ごとの投票率の動向、これは抽出調査で、先ほど申し上げました先月の衆議院議員選挙のデータを分析いたしました、一番投票率が高いのは70歳代前半でございました。逆に一番低いのは20歳代前半でございます。20歳代が30%以下である。逆に、60歳代から70歳というのは60%を超えているといったような旭市の投票状況がございます。そういったことも視野に入れながら、言うなれば若い世代等に投票所に行っていただけるような手法といったものを、今後、他団体の事例などを参考にさらに啓発周知に努めてまいりたいと考えております。

続いて、一番最後、7番の新庁舎建設についてでございます。総事業費、外構工事等も含めて、それから資金の内訳についてといったご質問でございます。回答させていただきます。

まず総事業費ということでございましたが、現在、基本計画の素案という中で、素案というものも一生懸命詰めている段階でございますし、総事業費についても詰めている段階でございます。あくまでも現段階での見込みということになりますが、今議会、27日に閉会の予定でございますが、その折、全員協議会の開催の申し出をしているところでございまして、そこでは、素案と併せて概算事業費をしっかりと説明をさせていただく予定でございますが、ご質問でありますので、今の段階での数値をお話しさせていただきます。

まず設計委託料の関係でございます。現在、これは執行済みでございますが、2億3,360万円ほどでございます。今年度当初予算で、継続費ということで3億2,000万円ほど予算のほうは承認をいただいたところでございますが、執行により2億3,360万円ほどに下がったところでございます。

そして、現在、契約予定でございます本体工事、これはまさしく基本計画にのっとりというふうなことで進めておりますので、本体工事のほうは基本計画で定めた50億円。先ほど

木内議員、外構等を含めてといったことでしたが、基本計画の中には入れてございました外構工事 1 億 6,000 万円。あと解体工事費、これはこの本庁舎と第 2 庁舎のほうでございまして、1 億 7,400 万円。あと上下水道の敷設替えだったり加入金等で 1,800 万円、そういった工事関係で、基本計画でお示した合計 53 億 5,200 万円で現在進めておるところでございます。

あと、今後の予定でございますが、これは実施計画の中で定めていくもので、まだ先の話になりますが、職員、事務機器等の引っ越し、そういった関係でおおよそ 1,000 万円ほどかかるのかなと。それから、やはり大きなところで什器関係でございます。机、椅子、ロッカー、あと窓口のカウンターであったり、待ち合いソファ、あと議会等、議場等のこういった諸室の机等も含めて、先進事例でいきますと、職員 1 人当たり 80 万円といったようなデータが出ております。それに基づけば、現在 400 人の職員が入るといったようなことで計画を進めておりますので 3 億 2,000 万円ということで、今後 3 億 3,000 万円、合計の総事業費として 59 億 1,600 万円ほどというのが現在の事業費かと思っております。

あと、資金の内訳ということでございました。一番初めに申し上げました設計委託関係で、監理業務等は起債対象外でございますが、設計費のほうは合併特例債対象で、1 億 4,400 万円が特例債の対象になるだろうと。あと、2 番目に言いました工事関係では 50 億 8,700 万円ほどが起債対象になるのかなと。最後に言った什器関係なんかはなりません。合併特例債の対象事業費として 52 億 1,100 万円を今見込んでおります。差し引けば、一般財源、基金からの取り崩しになるかと思いますが、7 億 500 万円ほどということでございます。

なお、もう一言つけ添えさせていただきたいと思いますが、現在、現地の地質調査のほうを進めておるところでございます。そのボーリング調査の結果において、地盤の下の方の砂の地質または粘土地質、そういった所が相当軟弱であるといったような状況が出てくれば、事業費のほうは増額になる可能性はある。ただ、それにつきましては契約が 12 月末ころになっておりますから、先ほど申し上げましたが、閉会日の全協においても、そこら辺については明確な回答はできませんことをご理解賜りたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） それでは市民生活課から、5 項目めの市バスについて、（1）利用率について、（2）これからの取り組みについて、ご質問にお答えいたします。

まず利用率につきましては、平成 28 年度実績でお答えしますと、車検、修繕や年末年始の

運休日を除いた運行可能日数が1号車で355日、稼働日数が208日、利用率は58.6%、2号車で356日、稼働日数は184人、利用率は51.7%で、2台合わせた利用率は55.1%となります。

次に、これからの取り組みについて、ご質問にお答えします。

市バスの使用につきましては、旭市バス使用要綱に使用の範囲が定められております。要綱では、利用者数が20人以上、乗車定員以内で、利用目的は、市が主催する式典や行事に市民を送迎する場合、市の関係団体が実施する事業に参加する場合や、市の関係団体が行事、大会等に参加する場合で、市長が必要と認めたとき等となっております。また、運行の範囲につきましては1日につき300キロ以内としまして、宿泊は認めないとなっております。また、運行時間については午前8時半から午後5時までとなっておりますが、前後1時間の延長は認めております。

ご質問の今後どのようなようになっていくのかということですが、これからの市バスの運用につきましては、使用要綱の見直しを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） それでは子育て支援課からは、項目6、海上保育所について、

（1）アンケートの目的について、（2）今後の取り組みについてお答えいたします。

まず、（1）アンケートの目的について、こちらは、まず海上保育所については昭和47年2月に建設してございます。既に築45年が過ぎ、老朽化が著しく、耐震診断の結果においては改築を要する施設と判断されております。

公立保育所は、現在、旭市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定に向けて事務を進めているところでございますが、海上保育所につきましては、児童の安全確保を第一と考え、計画策定前に方向性を決定する運びとなりました。また、保育所は子育て世代だけのための施設ではなく、地域の世代間との交流の場でもあることから、地域全体で児童を見守り、育てていくことが必要と考えられます。このようなことから、滝郷地域にお住まいの皆様全世帯のご意見をお聞きしたく、今回のアンケート調査を実施したところでございます。

続きまして、（2）今後の取り組みについてということでございます。

現在実施しておりますアンケート調査は、回答期限を今月、11月24日金曜日までとさせていただきます。その後、集計・分析を行い、内部で検討協議を重ねまして、方向性を判断していくこととなります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それでは再質問を行います。

ジャンボタニシとかイノシシなどの被害は、広域的に進めていくべきだと考えております。県の指導とかあるのでしょうか。旭市も単独では遅いので、周り、県から何か指導等あると思いますが。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 県の指導ということでございますけれども、先ほど申し上げましたジャンボタニシの対策の関係、冬場に耕起したりというようなことを申し上げましたけれども、こういった対策というのは県のほうから情報をいただいてやっているところです。そしてまた、県のほうでも現場を確認して、いろいろと農家の方へも指導していただいているというふうな状況もあります。

それから、イノシシですけれども、イノシシにつきましては近隣でも匝瑳市にも出没しておりますし、銚子市、東庄町、そういった所でもありますので、県のほうの対策会議という中では、みんなが集まって情報交換等をしているところで、目撃情報とかの情報交換もあるんですけれども、こういった対策が有効かとか、そういった指導も伺っているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） この前も言ったんですが、ジャンボタニシの薬なんか結構高いんですよね。1万円ぐらいかかっちゃうんですよ。そうすると農家の経営を圧迫するので、そういうのに対する補助金、あるいはイノシシも今、柵とかが売っていますから、そういうのに対する補助金というようなことはお考えはないのでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まずジャンボタニシの薬ですけれども、スクミノン粒剤とか、そういったものがあるわけなんです、現在これに対する支援制度は国・県もございません。市のほうでも、これはかなりの面積、旭市が約4,180ヘクタールほど水田があるという中で、そこまではちょっと難しいというふうな状況です。

それから、イノシシの関係ですけれども、来年度からのことなんですけれども、今検討していることは、イノシシは今、猟友会を中心に対策をしているわけなんです、地元の皆さんにもぜひ加わっていただいて、態勢を大きくしていく必要があるのかなということで、わなの免許を取るための講習会へ出たり、それから試験を受けるための申請をしたりする費用、そういったものに助成をしまして態勢を増やしていきたいと考えております。

それから、国の補助金制度で、イノシシ1頭につき8,000円が交付される制度がありますので、来年度からはそういったものも導入していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よろしくをお願いします。

先進市と言ったらおかしいんですが、イノシシの被害で困っている市原市とかありますよね。そちらのほうの行政が行っていることも参考にぜひ早急に取り入れてほしいと思います。この間はイノシシにかまれた人がいて、イノシシはかむんですね。イノシシにかまれちゃったという人もいますので、そういう被害も心配されますので、なるべくそういう配慮をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。台風の被害のことですが、これが今回、この辺はほとんどが今から収穫するのが野菜農家のメインです。それがだいたい壊滅状態ということであります。今、一斉に皆さん、種をまき直しているんですね。それで、少しでも早くとろうとして、ビニールなんかも新しいビニールで、なるべく収穫を早めようとしているんですが、ただ、一斉に種まきをやるので、収穫時期が当然一斉になっちゃうんです。そうすると、早目に売れた人はいいんですが、今度、野菜の暴落というのが予想されますね。そうすると、恐らく農家の方々は、1年ぶりの収入が全くないというような状況になっちゃう、被害額は相当いくと思うんです。

皆さん方は、被害金額をどのように算定するんですか。約5億円ちょっとと言いましたけれども、実際はもっといっちゃうと思うんですが、現地確認じゃなくて、どのようにこの被害金額を算定しておるのかをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） まず被害の状況を確認しに現場に行くわけなんですけれども、その体制としましては、県の農業事務所とJAちばみどり、それから市のほうということで、

3者で連携して現地を調査しております。そして、被害額の算定ですけれども、野菜につきましては目測で面積を見まして、その作物ごとにどの程度、植えたばかりの小さいものもあるし、ある程度育っている野菜もいろいろあるという中で、それぞれどのぐらいの被害があるのかというのを大まかに分類しまして金額を算定しております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 皆さんが見ると全く違うんですね。例えば畑とか水没しちゃうと、大根とかキャベツとかみんなもう根腐れを起こしちゃって、実際青くても駄目なんですね。それで、ゴボウなんかは24時間水につかっちゃうと全部腐っちゃうので、幾ら上の葉っぱがあっても全然駄目なんですよ。

そういった面もあるので、次の質問ともちょっと関連するんですが、農道の整備と併せて、ですから次の農道の整備に行きます。

そういうことで、みんなポンプアップして水を排水しているんです、畑の水を。ですから、その時に農道が整備されていると、農道の脇に側溝があるので、みんなそこへ水を流せるんです。そういった意味で農道の整備もお願いしたいという、こういう意味があるんです。

さっきの課長の答弁は、自分たちでちょっとと、そういう整備はもっと大きな整備です。東総広域農道が田村病院から開通しました。そこは全部側溝がついていますので、農家の運搬よりもこういったときの大変喜ばれているんです。側溝へ全部水を流せますので、そういった意味での農道の整備をお願いしたいという、こういう意味なんです。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（宮負賢治） 農道の整備ということで、畑の排水が非常に困るというふうなお話がありました。

それで、農道の整備事業なんです、まず以前、団体営農道整備事業とかという国の補助制度がありまして、単独路線でも整備できるような事業がありました。今はそういった制度がなくなりまして、農林部門での農道整備というのが非常にやりづらくなっております。この原因は、国の事業仕分け、その中で農林水産省と国土交通省において道路整備に関してすみ分けが行われまして、農林部門での道路予算が縮小したというふうな状況がございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） よく分かりました。

私が言っているのはそうじゃなくて、農道といえども市道なんですよ。ですから、うちのほうは、畑の中に家がありますから、農道も生活道路も一緒なんですよ。ですから、そういった所の舗装をしていただけないかなということなんです。

例を挙げますと、今、水道を引いてもらっています岩井の東部、今まで水道がなくて、あの地区へ行くと分かりますが、あの辺は旧海上、旭です。ところが、みんな農道ですよ、畑の中に家があるんだから、農道が生活道路なんですけれども、それが舗装になっていないんです。ですから、その人たちはどうするかと、一旦銚子市へ行くんですよ、500メートルぐらい、小長町、あの辺。銚子市の道は自分の家の前まで舗装になっているんです、農道ですよ。ですから、旭市民なのに旭市の道が全然よくないないので、わざわざ銚子市へ500メートルぐらい行って、Uターンして銚子市の道を自分の生活道路に使っているんです。銚子市からしてみたら一番外れですよ。でもちゃんと舗装がされているんです。それで旭市の場合は全然舗装されていない。私なんかちょうど隣接しているので分かるんですよ。

同じようなことが東庄町にも言えるんです。東庄町は、旭市地先まで、前にも申し上げましたが、びたっと大きな道路ができて、歩道つきの、歩車道が別々のやつがついてきているんですよ。旭市だけないと。

ですから、そういった意味での生活道路も兼ねているので、そういった整備ということで、単なる畑の中の道という意味じゃないですが、この場合は農水産課には無理でしょう。建設課になるんですか。そういう意味の質問なんですが、お願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 急なご質問をいただきまして若干困惑しておりますが、確かに海上地区方面、台地のほう、舗装のほうが遅れているというのは事実でございます。その辺も前々から回答している中で、人家の多い所ですとか利用度があるよという所ですとか、そういう形で整備のほう進めておりまして、農産物の運搬というか、要は農業の専用の道となると、どうしても若干遅れちゃうのかなというふうに考えております。

いずれにしても、うちのほうも限りある予算の中でやっておりますので、地元の要望に答えるように整備のほうを進めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市）　　そういうことで、生活道路ということも頭に入れてぜひお願いします。
登壇したときに言いましたけれども、もう40年もそのままなんですよ、うちのほう、全然変わっていない。むしろ悪くなっているんですね。ですから、そういった意味でそろそろ、農道とはいえ生活道路なので、そちらのほうの配慮をよろしく、課長も答えられないでしょうが、この辺はよく市長、よろしくまたご配慮願います。

ふるさと納税については、金額のほうは分かりました。ただ、ちょっと少ないのはPRが足りないと思うんです。ふるさと納税をやっている方が、旭のそれ分らないと言うんです。ほかはどんどんPRしていると言うんですけれども、そういったPRの仕方をもう少し考えるべきだと思いますが。

○議長（佐久間茂樹）　木内欽市議員の再質問に対して、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通）　ふるさと納税のPRが不足しているのではないかというご質問でございます。

これにつきましては企画政策課内でも検討しておりまして、サイトの検索がしやすいような工夫をしていかなければならないのかなということで考えておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐久間茂樹）　木内欽市議員。

○18番（木内欽市）　ふるさと納税をやる人は分かりますが、インターネットとかいろいろ見るそうなんですよ。よそのやつはみんなずらっと出てくるけれども、旭は出てこないと言うんです。そういったことをぜひやって、そうすれば、さっきも言いましたように、農産物あるいは畜産でもそういうのが全部出るわけですから、みんないいわけで、それで市には税金が入ってくる、生産者は喜ぶということですので、ぜひそちらのほうをお願いしたいと、このように思います。

次に選挙の投票。すみません、私の質問が悪くて、衆議院もそうなんですが、市長選と市議選のやつは分かれますか。分かればお願いします。

○議長（佐久間茂樹）　木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島　茂）　大変失礼しました。私も回答するときにちょっと迷った中で回答したところでございます。

市長選挙、平成29年7月23日、投票率が40.65%でございます。それと参議院ですか。

(発言する人あり)

○総務課長（飯島 茂） 市議選、これは平成25年12月15日執行でございました。投票率56.80%でございます。

(発言する人あり)

○総務課長（飯島 茂） 個別のですね。じゃ、最後に言いました市議選の3年間を申し上げます。今、平成25年12月を言いましたけれども、その前が平成21年12月13日でございましたが、63.64%、それからその前が平成17年12月18日、71.54%。市長選のほうでございます。先ほど平成29年は言いましたので、平成25年7月21日執行で53.43%、それからその前が平成21年7月19日、63.11%です。

よろしく願いいたします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そうすると、1回の選挙で10%ぐらい下がっているとか、すごい下がり方なんです。前に伊藤房代議員が質問したときには、いろいろなことが重なって低いと言いましたが、これを見ると毎回下がっているんですね。

ですから、投票率を上げるために、投票所を増やすことができないということであれば、よく衆議院のときに見ました、投票に行った人が何かを見せると、ラーメンを食べるときに卵がサービスされるとかありましたよね。そういうのでなくてもいいですから、迎えに来るというやつもありますよね、やっているやつが。投票所へ行けない人を送迎するとか、それもあまり利用率が多くないようですから、それもどうかと思いますが、投票所に送迎する車を市がやるとか、いろんなことを何か考えていただきたいと、このように思うんです。

あと、私がいつも考えていたのが、よく期日前投票、今回は投票した人の約4割が期日前投票とかとおっしゃっていましたが、物すごく期日前投票が多いですね、もう4割が期日前投票。という、期日前投票はだいたい出かけたときに、私なんかもそうで、出かけたときにやっちゃいますよね。ですが、家に残っている年寄りなんかは一緒に出かけないので、自分たちは投票を済ませているので、年寄りだけ乗せていくということも、これもなかなかやらないと思うんですよ、昔は一緒に投票に行ったというやつがあるので。

ですから、ポイントを考えたらどうでしょうか。投票に行ったら1人1ポイント、5ポイントとか10ポイントとかたまったら、道の駅の何かを1割安くするとか、それも真剣に考えていただきたいと思うんです。そうすると、家にいる年寄りも連れていけば1ポイントになるので、行こうよといってポイントをためる。献血なんかをやると、よくポイントを押して

くれますよね。あと床屋なんかも行くと1,000円とかでポイントを押してくれて、10回たまると何とかいろいろあるので、そういうことをちょっとお考えいただけないでしょうか。すぐ答えは結構ですから、また検討していただきたいと、このように思いますが、いかがですか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

まず、今、木内議員、期日前投票者4割ほどと言いましたが、正確に直近の衆議院で言えば、投票者数が2万5,600人ほどおりまして、そのうち期日前投票をやった者が1万1,800人ほどおりまして、率でいいますと46%。今回の場合は翌日が台風だというふうなことで、NHKでも、あす投票はちょっと危険といいますが、ですから期日前、前日でもということで、私ども市役所のほうも相当朝から夕方まで期日前で人が並んでいたといったようなことがございました。とにかく投票率向上については、期日前の周知のほうはしっかりすることが有効なことかなと思っているところでございます。

そこで、木内議員からポイント制といったようなご提案がございました。ただ、これにつきましては、やはり公選法の関係がありまして、いろいろ過去にも、全国的にはいろんなものを配ったとかありましたけれども、国のほうからご指導をいただいて、やめておるといったような状況もあるところでございます。

そして、先ほど期日前、今、核家族化する中で、若い方だけ投票に行っちゃって、年寄りでは連れていけないんだよといったようなお話もございましたが、例えば市の選挙であれば、市長選であっても市議会議員選挙であっても、告示日の翌日から6日間期日前投票ができる中で、1週間くらいの間にはお買い物に出かけることもあるのかなとか思う中で、そういった中で若い方も、もし本当に高齢者だけで足がない方であれば、何とか、親子関係であったり近所関係であったり、そういったところに対応していただければなと願っているところでございます。

いろいろな先進事例のほうは研究させていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） そういう決め方は市単独で決めていいそうなんですね、選挙のやり方。返礼品をやるとか、返礼品という言葉は悪いんですが、卵をあげるとか、そういうのは市単独で決めていいそうなんです、国の意向を聞かなくても。ですから、いいアイデアがあればで

きると思うんです。

投票所を減らしたのは経費の節減でしょうか、意味もあるんでしょうが、矛盾するかもしれませんが、投票時間は8時までやる必要ないと思うんです。これを少し短くすれば経費の削減になるんじゃないですか。それも併せてお考えをいただきたいと、このように思います。いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） まず、今回の投票所の再編の関係でございますが、確かに経費削減と、500万円強でしたか、そういった削減額にはなりますが、経費削減だけの視点ではないと。やはり前もお答えいたしました、投票所の投票環境、スロープであったりトイレであったりとかいろいろある中で、そして行政改革アクションプランの中でいろいろな市民の方の声を聞く中で、基本は1学区一つの投票所くらいがベストであろうと、近隣の市町村等と比べても、決してうちのほうの1投票区当たりの行政区域面積はそう広いわけじゃないよという結果の中で、まず再編したところでございます。

時間のほうを短くというふうなことでございます。いろんな投票所がある中で、例えば全国で一番行政区域面積が広いのは高山市だそうですけれども、2,000平方キロ、市の面積があるそうです。現在、全国で1番広い、人口のほうは8万人強、9万人までいなかったと思います。相当投票所が遠くであったりということの中で、各投票所で投票して、開票所に持ち込むのに相当時間を要しちゃって、開票時間に間に合わないという状況がありますので、そういった所の投票所については時間の繰り上げといったようなものは、これは県選管なのか、届け出があるかどうか分かりませんが、最後は責任は市選管のほうにありますから、判断で投票時間を繰り上げるということはできますが、一方ではどうしても、8時間際でも投票者がいるという中で、それを繰り上げますと、その時間帯に来た方が行けなくなったとか、そういった一方では投票率が下がるだろうと、そういう意見も生まれてくるわけでございます。

そこら辺については、私も個人的には、職員も大変ですし、期日前投票も、とにかく投票率が低い所では、夜6時過ぎ、まして冬の選挙であれば暗くなっちゃいますし、場合によっては自宅のほうで食事が始まっているとか、投票に行かない時間帯が相当あるわけです。そうすると、投票立会人の方も、立ち会っていただきながらも申し訳ないなという思いもある中で、私も繰り上げられればと思っておりますが、そこら辺はなかなか厳しいということとは

ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時 2分

再開 午前11時15分

○議長（佐久間茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、木内欽市議員の一般質問を行います。

木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 選挙のやつ、もう1回できますよね。

○議長（佐久間茂樹） 4回目の質問、終わっています。

○18番（木内欽市） そうですか。じゃ、これは質問ではありませんが、先ほどもちょっと言われました9時とか10時に投票率の発表がありますが、そのときに不在者投票の分は載っていないんですよね。あれを最初から載せていただけるようお願いをします。

次の質問に移ります。コミュニティバスについてですが、昨日も伊藤保議員の質問にお答えをいただきましたが、お年寄りが近くの停留所まで歩いていけないとか、そういった意見があるんですが、私も出ましたが、うちのほうから結構出た、小・中学生も利用するとか、なくさないでほしいとかという意見も出ているんですが、そういう意見も把握しているでしょう。そういう意見をおっしゃらないので、そういう意見はなくても次の方向へ進んじゃうのかなとちょっと思っているんですが、例えばデマンド交通とかをやると、1回利用料金はどのぐらいになるんですか。よその例。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは、順番がちょっと狂っちゃいますけれども、最初にデマンド交通ですけれども、多くは300円から700円ぐらいまで、導入団体ではばらつきがあります。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 前にも申し上げましたが、例えば小学生が雨が降ってきて下校時に利用するとか、そういう利用の仕方もあるんですよ。ですから、高校生が自転車で例えば駅まで行っていたのが、帰りはバスに乗って帰ってくるというのがあるので、そういった場合に利用できるの、デマンド交通というのは電話したらすぐ来るわけではないんでしょう。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） 他市の例でございますけれども、デマンド交通の基本的な使い方としましては、前日予約をすることが基本となっております。そしてまた、当日ですと1時間前までにとかというようなルールを定めて運行しているようでございます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） せっかくバスが通って、もともと交通弱者のための足として採用したわけですから、あえてそんなに変えないで、できれば今のまま残してほしいという要望です。よろしくお願いいたします。

続いて市バスについてですが、これは合併前だと、よく私なんか消防とかで使わせてもらったんですが、1泊でも何でもオーケーだったんです。そうすると、研修を兼ねて1泊、日帰りでは限られちゃいますから、もう1泊の研修とかに使えないんですが、どういうことで泊まりは駄目になっちゃったんですか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 宿泊の利用はなぜできないのかというご質問だと思います。

宿泊する場合なんですけれども、結局、運転手の関係でなっている形になります。労働省の告示をもちまして、運転業務従事者の拘束時間につきましては原則13時間となっております。また、市バスを運行させるためには、まず事前の準備とあと事後、それぞれ1時間見ますと、だいたい11時間と。実際に運転手その他を確保してやるというのがバスの運行管理上厳しいという形で、宿泊は難しいという形で決まったと聞いております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） もともとよそから思うと、ちょっと運行基準が厳しいんですよね。例えば、今はどうか分かりませんが、ライオンズクラブとかで会合があつて行くと、香取市あたりは市のバスを使つて来ているんですよね。旭市の場合は、市のバスは使えないからとい

うことで自分たちで借り上げて行っていたんですが、当時からよそのほうが緩いんですよね。

それで、利用率も五十何%なんですから、せっかく空いているのであればある程度基準を緩めて、市のためにやってくれているいろんな、例えば民生委員であるとか区長会であるとか、あるいは保護司であるとか、そういった方々に使っていただけるようにご配慮いただきたいと、このように思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 市バスの利用については、私も3年くらい前から、利用基準、運用規程、そういったもの見直しというような話をしていたわけでありまして、まだ改善はされていないということでもありますけれども、私も、公共団体、そしてまた老人クラブ、そういったものに対して利用率が少ないということが本当に気になっているところでありまして、そういった部分では、市の基準でありますので早々に基準を見直すと、そういうふうな方向でいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうもありがとうございます。ぜひそのように、そういう要望があるものですからね。

じゃ次の、当初、合併のときは旧干潟、海上、飯岡、バスが3台か4台あったんですが、今現在2台でしょう。この後は、海上から持ってきたバスも相当もう年数がたっているんですが、買い替える予定はあるのかどうか、それともそのままなくしちゃうのか、ここがちょっと気になる場所ですが。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

市民生活課長。

○市民生活課長（大木廣巳） 市バスの今後につきましてなんですが、合併当初は、海上町、干潟町と旭市で3台ありまして、干潟町のバスが老朽化して60万キロを超えたということで、現在2台となっております。

現在、木内議員がおっしゃったとおり、海上のバスにつきましては20年、60万キロを超えましたので、現在、どうするかということで検討しております。今の状況はそういう形です。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ぜひまたよろしくお願いします。

研修へ行っても、バス代の1人当たりの負担金が非常に多くなっちゃっているんで、そういった面でのサービスということで、なくさないでいただきたいと、このように思います。そんなに大きなバスでなくていいと思うんです、今、そんなに大勢行かないので。できるだけ経費をかけないようにして、バスの台数だけは、みんな使いたいという人がいますものですから、ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、続いて海上保育所についてですが、アンケートの結果は、目的とか言ったんですが、まだ結果は出ていないんでしょうが、このアンケート用紙、これは匿名ですよ、出していいですよ。それで、封筒に小さく番号が振ってあるんですが、あの番号はどういう意味か。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 封筒の番号につきましては、その前に回収の方法といたしまして、提出先を海上保育所、そして子育て支援課、そこにご持参でもいいですよということで封筒を用意してございます。また、ほとんどが郵送でご利用いただけるものと思っております。ただ、料金は別納、封筒を使った分だけ後で料金が発生するというようなシステムになっておりまして、特に、あくまでも匿名のものでありますので、その番号で個人を特定するか、そういった目的の番号ではございません。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） ちょっとよく分からないんですが、封筒に何で番号を振ってあるのか。使った料金は分かりますよ、料金後納とか何とかあれでしょう。切手代のことじゃなくて、封筒に小さく数字が打ってあるんです。分かりませんか。私、きょう来るときに見たら16と書いてあるんですよ。だから、女房がこれ何かしらと言うから、ちょっと書きづらいねと言うので、それで今聞いたんですが、この件。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 大変申し訳ございません。なぜそういった番号が振られていたかについては、すみません、課長として認識しておりませんでしたので、後で改めて回答させていただきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それとあと、先ほど課長、耐震診断をやったと言うけれども、耐震診断はやっていないんでなかったっけ。やってありましたっけ。やってあるんですか、そうですか。それならあれですが。

それで、耐震診断でもう危険と出ていて、もしも地震があつて何かあつたら、これは市の責任になっちゃいますよね。だから、よく直すつもりのない所は耐震診断をやらないと言いますよね。他市なんかやっていませんよね、直す予定の耐震診断、予算のないところは。耐震診断をやっちゃって危険と出ていたら、早急に何かやらないとまずいんじゃないですか。

それとあと、きのうも保育所の保育士の所にエアコンがないと言ったんですが、やっぱり海上保育所も、あるはあつたんでしょうけれども、これは昨年ですが、父兄から、子どもが真っ赤な顔をしているというわけで、エアコンが切れちゃって、去年は暑かったですからね。そういったこともありますので、そういった整備と併せて、アンケート用紙にも書いてありますが、滝郷診療所があるので、それと併設して病弱の子どもたちに併せての保育所という案もありましたね。

そういった面での考えをいただきたいと、このように思いますし、合併協議会のときの海上の持ち寄った二つか三つのうちの一つなんですよね、海上中の建て替えと保育所の建て替え。これは合併のときの大事な大事な市同士の約束なんですから、ここのところをどのようにお考えなのか。これは市長に聞いたほうがいいかも分かりません。課長にはお答えいただけないでしょうから、市長、どのようにお考えですか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長。

○市長（明智忠直） 海上保育所について、現場も行ってよく見ました。耐震診断をやったということでもありますけれども、修繕といいましょうか修復するのに、もうあれはできないではないかなというような判断のもとに、それに比して公共施設等総合管理計画というものもありまして、行政改革の中でどうするのが適当なのかなというふうな部分で、今アンケートも実施しているわけであります。

子育て支援のほうでは、保育所のあり方検討委員会というものをやりまして、その結果が先ほど申し上げましたように危険ということであつたわけでもありますので、早急にも海上保育所については結論を出さなければならないというふうなことの中で、今実施をしているところであります。

方向性としては、病児・病後児保育、滝郷診療所がありますので、それと併せた保育所、

そういったものを造っていけば、これからの統廃合計画、そういった部分にもあまり影響がなく、特徴のある保育所として新たに造れるのではないかなと、そんなような思いで、今、地域の方々の意見も参考にしながら、あり方検討委員会ではそういった方向が出たわけでありましてけれども、全体のこれからの計画の中で優先してやるというふうなことになるれば、いろんな地域の声も反映させていきたいと、そんなような思いで今やっているところでありますので、方向性としては、病児・病後児保育、滝郷診療所と一緒にの保育所というふうなことで考えていきたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 今、滝郷診療所の件も出ました。滝郷診療所は独自の基金が7,800万円あるんですね。ですからそれと併せてやっていただければと。

海上地区の唯一の公立保育所なんですよ。ですから、行かれたら当然ご存じだと思いますが、子どもたちの卒園式のときには、歴代の町長、向後町長から始まって遠藤町長、崎山町長、穴澤町長、みんな一緒に卒園式の額におさまっているんです。ですから、お忙しいでしょうが、ぜひ市長にも卒園式のほう、もし来られる場合は来ていただいて、内容を見ていただきたいと、このように思ひます。

それでは、庁舎建設ですが、総事業費がありますが、このときには解体費用に対しても特例債が使えるんですか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきたいと思いますが、まずその前に、先ほど選挙の関係で、最後に要望というふうなお話がございました。投票率の防災行政無線、期日前投票を含めてといったようなお話がございましたが、今回の衆議院議員選挙では、期日前投票を含めた投票率は何%ですと、そのような放送をさせていただいたところでございます。今後も引き続きそのような方向で放送させていただきますので、よろしくお願ひをいたします。

ただいまの質問でございます。解体のほう、合併特例債が充てられるのかということでございます。当初は、特例債が充当できないとか、そのような話もございましたが、県と協議する中で、解体費用につきましても特例債の充当ができるというふうなことで、現在回答をいただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） それは本当によかったですね。

それとあと、什器備品、机とかが3億円とかとおっしゃっていましたが、これは全部買い替えるのでしょうか。全部買い替えですか。使えるものは使うとか、そういうことはしない、買い替えるのか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） 回答させていただきます。

先ほど3億円というお話をしましたが、これはあくまでも他団体、先進事例で計算したところ、職員1人当たり80万円ほどかかっていたという事実があったと。それについては、議場の机等も、それからカウンターであるとかロッカーであるとか、もろもろ含めた中でそういった数字が出ていましたから、3億2,000万円という話をしました。この数字について、まだ現在明確でないというのは、まさしく木内議員がおっしゃられましたように、使えるものは使っていこうという考えがあるわけでございます。

ただ一方で、ご理解を賜りたいのは、私ども平成17年に合併いたしました、その後に事務機器等大きく買い替えたものはございません。まして旧1市3町におきましても、前から使っていたもの、机等は相当古いわけでございます。ただ、そうはいっても、とにかくロッカー等使えるものは使っていこうという基本的な考えを持っておりますので、それはご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） 什器備品については合併特例債を使えないということですので、使えるものは使っていただきたい。

たまたま、例を挙げて申し訳ないんですが、私も昨年まで農協の理事をやってしまして、農協なんかすごいですよ。40年ぐらい前の机を使っていますからね。ベニヤが剥れているんですからね。それで、農協の人から言われたんです。庁舎を造る場合、市役所の机と椅子をもらわせてもらえないかと、自分たちで使うというんですね。ですから、処分料もかかるので、もしそういった意味で欲しい人があったら、個人に上げるのはなかなかあれでしょうけれども、上げるということも視野に入れていいと思います。町の役場のとき、新しい庁舎ができたときに、古い使っていた大きなストーブ、あれはみんな欲しい人に、うちのほうも

消防団でいただきまして、そういったところに上げているんですよね。処分料がかかっちゃうので、もしもそういった意味での再利用ができれば、ぜひそういう具合に利用していただきたいと思います。

それと、昨日の質問では建築費坪120万円ぐらいとおっしゃっていましたが、よく坪で計算しちゃうんで。たしか中央病院のときにも、あまり建築費が高騰しないようにと、何度も政策研究所か何かの提言にありましたよね。利益を伴わない施設であるので云々と書いてあって、経費の高騰をしないようにと何度も注意書きがありました。たしか中央病院は坪100万円いかないかぐらいの金額。それで、あまり高くなっちゃうと補助金を出さないとか、そんな具合のペナルティーもあったんですが、庁舎に関してはそういうのはないのでしょうか。あまり華美にならないとか、そういう指導みたいなものは別にないんですか。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） お答えさせていただきます。

以前は起債の関係で、起債許可基準というものがございまして、平米単価とか面積とか、そういう基準がございましたが、今はそういった基準はございません。ただ当然として、実際起債借入れの協議をするに当たっては、そこら辺は念頭に協議して、単価等も決まってくるものだと思っております。

木内議員、坪120万円というお話がございました。まさしくそのような数字になっておりますが、今のうちのほうの試算ですと、平米ですと41万6,000円ほどの数字。ただ、直近の今年開庁しました習志野市ですと平米48万9,000円ほど、それから昨年浦安市が開庁しました平米46万4,000円というような数字は手元にございます。

ただ、この数字がどこまでの経費を入れたものの割り返しなのか、そこら辺が十分な確認がとれませんから、一概にうちのほうがそれより安いだろうということを私は申し上げるつもりはありませんが、とにかく費用の削減といいますか、抑えることについては努力をしてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員。

○18番（木内欽市） どうもありがとうございました。

それとあと、資金の内訳については、だいたいが有利な資金ということでありますが、それでも何割かは、だって市の借りているお金はだいたい有利な財源ですよね。トータルで借りているお金の元金の18%ぐらいしか返さなくていいというふうな、みんなそういう有利

なお金ですので、ここだけ特別有利ではないので、有利な財源だからといって、いらないものと言ったら失礼になっちゃいますが、節約に努めていただきたいと思います。

中央病院なんかも、建てる時に幾らか短くしたんですよ、天井を。それで相当のお金が浮いていますので、何ら問題ないわけで、これはやがて、今の旧庁舎もそうで、50年、60年したら必ず壊すわけですから、未来永劫にもつわけじゃない、必ずいつかは壊すわけです。この庁舎だってできたときには最新な設備だったはずですよ。ところが、年数がたつごとに不具合が生じてきて、そういう施設なものですから、なるべくお金をかけないでと、こういうようなことをお願い申し上げて質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（佐久間茂樹） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（小橋静枝） 先ほど木内議員の、海上保育所についてのアンケートの返信用封筒に印字されている数字についてご質問がございました。それにつきまして、ただいま資料がまいりましたのでお答えいたします。

郵便番号の下に小さく16と付番されているのは、これは郵便局のルールで、返信用封筒のみの場合、16という数字を一律に用いるというルールがあったということでございましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 高 橋 秀 典

○議長（佐久間茂樹） 続いて、高橋秀典議員、ご登壇願います。

（2番 高橋秀典 登壇）

○2番（高橋秀典） 議席番号2番、高橋秀典です。

平成29年第4回定例会におきまして一般質問の機会をいただきましたこと、感謝申し上げます。

先月は、台風21号、22号と2週連続で大型の台風が襲来し、各地に大きな被害をもたらしました。県では、農業、漁業に対して災害対策資金の発動ということでございました。改めて被害を受けられた皆様にお見舞いを申し上げるものでございます。

被害状況に関しましては、ここまで先輩議員より質問があったところでございますが、私からも関連して質問させていただきます。

まず台風21号、22号、ここでは併せての被害状況について、避難の状況、通行止め、道路の冠水、家屋等への浸水、停電等の状況についてお伺いします。

また、市内各地で排水があふれる等の状況があったようでございます。近年は台風に限らずゲリラ豪雨等の異常気象、これはもう異常と言いますより、極端な気象がむしろ定常化する中で、大雨時の排水に関する問題が各地で聞かれます。そのような中、市では今後の排水路の整備についてどのような方針を持って取り組んでおられるのかを伺います。

次に、地域公共交通についてであります。何度か質問させていただいているところでありますが、高齢者の移動手段の確保、これは地域社会の活力を維持する上でも必須の課題であります。今年度中に旭市地域公共交通網形成計画が策定される予定とのことですが、どのように策定を進めていくのか、また、本計画は今後の公共交通についてどこまで具体的に定めるものとなるのかお伺いします。

次に、市民の声の統合管理ということでお伺いいたします。

まず、10月中に市内各地において地区懇談会が行われましたが、そこでどのような要望があったのか。加えて、各区長からの要望には主にどのようなものが多いのかお伺いします。

また、昨年12月の一般質問において、市民からの要望を一元管理できないかということで質問させていただきました。その中で、建設課の管轄については、要望管理台帳システムによってデータベース化し、場所や内容、処理の状況等を管理しているとのことでありました。

今回は、建設課の担当案件に限らず、区からの要望や市長への手紙、あるいは一般市民からの要望やクレーム等、さまざまな市民の声をどのように管理しているのかお伺いします。

続きまして、奨学金についてお伺いします。

政府は、大学等における高等教育の無償化を人づくり革命の一環と位置づけ、現在の給付型奨学金制度を大幅に拡充しようと構想を進めております。

一方、旭市はかねてより独自の奨学金給付を行っております。学力があり、夢もある地域を担う人材に高等教育のチャンスを広げるということは、将来への有効な投資であると考えますが、この給付型奨学金について、国の動向及び現在の市の制度がどうなっているのかお伺いします。

再質問は自席にて行わせていただきます。

○議長（佐久間茂樹） 高橋秀典議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（飯島 茂） では私からは、1の豪雨等への対策について、台風の被害状況とい

う中で、台風21号、22号の被害状況というお尋ねでございます。

まず台風21号関連でございますが、22日午後1時15分に気象庁から土砂災害警戒情報、J－A L E R Tが発令されたため、市では災害対策本部を設置して、市内4か所に避難所を開設し、海上、飯岡、干潟地区に避難勧告を発令したところでございます。そのようなことで、避難者は最大で89名に及んだところでございますが、人的被害はありませんでした。

報告されている主な被害状況といたしましては、道路のり面・路肩崩落が38か所、道路の一時冠水33か所、床下浸水4軒、ビニールハウス被害67件、停電1万2,200世帯、それから、先ほどもご質問がありましたが、農業被害につきましては5億5,000万円ほどということでございます。

また、翌週29日に来襲した台風22号における被害状況でございますが、道路のり面・路肩崩落が8か所、道路の一時冠水4か所でございます。なお、飯岡保健センターに自主避難された方が5名おったところでございます。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは建設課のほうから、今後の排水路の整備予定について回答いたします。

現在、建設課で行っております排水関係の事業につきましては、大きく分けまして三つございます。

まず一つ目が蛇園南地区流末排水整備事業です。これは、蛇園地区の道路等の冠水被害改善のために、海岸までの約3.4キロの整備を行っているもので、平成21年度から実施しているところでございます。平成28年度末までに全体の72%が完成しております。今後は、残りの区間と蛇園地区内の面的な整備を実施していく予定でございます。財源につきましては、社会資本整備総合交付金と合併特例債を利用しております。

次に、二つ目は冠水対策排水整備事業です。これは、冠水による被害が特に大きい箇所についてその解消や緩和を図るもので、流末も含めて調査、設計、整備等を実施しているものでございます。現在、旭中央病院周辺から仁玉川までの区間と、旭スポーツの森公園付近の冠水箇所の整備を行っているところでございまして、主な財源といたしましては合併特例債を利用しております。

次に、三つ目が道路新設改良事業の道路排水整備工事でございます。これは市の単独事業でありまして、市内全域を対象に道路の側溝や水路の新設、修繕等を行っているものでござ

います。

以上が建設課で行っている排水関係の事業となっておりまして、今後も計画的に整備を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それでは私のほうから、2番目の地域公共交通について、また3番目の（1）の各区長からの要望管理についてお答えいたします。

旭市地域公共交通網形成計画の策定について、どこまで具体的に定めるものなのかというご質問でございました。

これにつきましては、7月から9月にかけて、各種統計データ等により本市の公共交通に関する現況調査を行ったところであります。また、市民ニーズの把握ということで、市民や公共交通利用者アンケート、地域別意見交換会等の各種調査を実施しました。その後、9月から10月にかけて各種調査結果の分析等を行い、今日1日に開催しました旭市地域公共交通会議において、旭市における地域公共交通の課題として説明させていただいたところでございます。

今後は、課題から導き出した基本方針を基に、課題を解決するための具体的な施策を記した骨子案を12月下旬までをめどに作成し、その後、素案の作成、パブリックコメントの実施を予定しているところでございます。

公共交通網形成計画は、地域にとって望ましい公共交通の姿を明らかにするマスタープランとなるものでございます。計画に記載する内容については地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に規定されておりまして、基本的な方針、計画の区域、計画の目標、この目標を達成するために行う事業・実施主体、計画の期間等でございます。

続きまして、地区懇談会でどのような要望が出されたかというご質問でございました。

全体的な主な要望といたしましては、道路関係全般として、主に通学路である道路沿いの草刈り、カーブミラーが木に隠れているので伐採してほしい、防犯灯等を設置してほしいなどがありました。また、転入者に対する区への加入についても市で協力できないか、また、各種検診を充実させてほしい、小学校の統廃合について子どもにとって何がよいかを考えて検討してもらいたいなどの要望が出されておりました。

次に、各区長からの要望ということでございましたが、地区懇談会では地区名と氏名を述べてから意見を言っていただくという方式でやっております。たまに区長と分かるケースも

あるんですが、区長からの発言でも、それが区の要望なのか個人的な要望なのかということについては、発言内容によりましては不明確ということで、そういう区分で集計はとっておりませんので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは私のほうから、3の（2）市民の声のデータ管理についてお答えいたします。

市民からの要望、意見等については、市長への手紙、地区懇談会、区長等からの要望、窓口での要望など、毎年多数寄せられておりますが、本年1月から、これらの要望等について秘書広報課で取りまとめ、エクセルファイルでデータベースを作成し、職員間の情報共有化を図っております。このシステムの中で対応の状況等進行管理を行っております。

以上です。

○議長（佐久間茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 4、奨学金について、（1）給付型奨学金の現状について、国の動向及び現在の市の制度はどうなっているかのご質問についてお答えいたします。

まず初めに、国の動向でございますが、国の給付型奨学金は、日本学生支援機構が実施する給付奨学金制度として平成29年度に創設され、経済的理由によって進学が極めて困難な生徒に対して、返還の必要のない給付奨学金を交付し、大学等への進学を後押しすることを目的としております。本格実施は平成30年度進学者を対象としておりますが、平成29年度については、私立大学へ自宅外から通学する人や社会的養護を必要とする人へ一部先行実施がされております。給付月額が国公立や私立の大学等により少し異なりますが、2万円から4万円となっております。

次に、市の制度でございますが、旭市育英資金は、特に優れた資質を有しているものの経済的理由によって修学が困難な方に対し資金を給付し、将来、旭市の発展と社会に貢献できる有為な人材を育成することにより、返還の必要のない給付型奨学金であることが大きな特色でございます。本市では、国に先立ち合併当初から実施しているところでございます。応募の際には、世帯の収入額等に加え、学業成績の基準を設けており、高校生及び大学生ともに学習成績の評定平均値が3.5を超え、かつ資質や行いが正しい者で、校長または学長の推薦が必要となっております。給付額につきましては、高校生で月額9,900円、大学生等が1万4,400円となっております。

以上でございます。

○議長（佐久間茂樹） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５５分

再開 午後 １時 ０分

○副議長（向後悦世） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

引き続き、高橋秀典議員の一般質問を行います。

高橋秀典議員。

○２番（高橋秀典） それでは再質問させていただきます。

まず豪雨等の対策についてであります。２回、週末にわたっての襲来ということで、職員の皆様、また消防の皆様、大変だったと思います。

再質問として、特に消防団の対応がどのようなものであったのかお伺いいたします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（加瀬寿勝） それでは、消防団の対応状況についてお答えいたします。

消防団は、地域における消防防災リーダーとして、平常時、非常時を問わず、その地域に密着し、市民の安全と安心を守るという重要な役割を担っております。

今回の大型台風21号の襲来時は、10月22日15時45分に全消防団員が招集され、消防庫待機となりました。翌日の23日の早朝6時24分には待機を解き解散となりましたが、各分団によっては夕方まで、市内各地の冠水箇所の排水、強風により飛ばされた道路障害物の撤去作業及び土砂災害現場の封鎖などに対応し、二次災害の防止に努めました。ここでの総出動件数は25件でした。

また、翌週の29日、台風22号の襲来時は、消防団の役員が消防本部に待機、一般団員は出動態勢がとれるよう招集に備え自宅待機しておりました。このときの出動は1件で、冠水が見込まれる場所での排水作業を地元消防団は行いました。

連続した台風襲来に伴い対応した消防団員の総数は538名でございます。

以上でございます。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今お伺いして、地域の守りとして、改めて消防団への活躍に敬意を表すものでありますが、続きまして次の排水路の整備についてであります。

地元の今申し上げました消防団員のほうからの話を聞きまして、台風の直後に地元等をヒアリング等して回ってみたんですけれども、そうしましたら、昭和40年代、50年代に開発されたような古い分譲地の排水の状況が、場所によって相当ひどいものになっているということが分かりました。こうした道路、排水路について、ほとんどの場合、共有となっており、補修等の整備については基本的には所有権者が共同して、あるいは分譲した会社等の責任において行うことが前提であるということは承知しております。

しかしながら、そうした排水路、古い分譲地においては、住民の方々の高齢化あるいは空き家、空き地化が進んでおりまして、排水路の改修等を自己責任で行うということが難しいのが現状であります。今回の台風に限らず、大雨の際には排水があふれるといった、そういった状況があるとのことでありました。中には、後からの分譲で少し高く宅地なんかを造った場合に、それによって土地が上がって、低くなった所にはいつまでも、私が確認したところだと、2週間ぐらいたってもまだ水が引かないような土地もあると。生活環境として好ましからざる状況になっている、そんな箇所も見えてまいりました。

こうした私権にかかわります事案ですので難しいとは存じ上げますけれども、現行制度上において、行政としてどこまで対応が可能であるのかお伺いいたします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

最初に、昭和四、五十年代に開発された分譲の排水関係ということで回答したいと思います。

昭和50年代以前に開発や分譲されました幾つかの物件の排水施設につきましては、流末条件や排水構造の容量、経年劣化などから機能低下となり、冠水被害が発生していることは承知しております。建設課へも、分譲地や私道の排水施設、舗装等の補修要望等が寄せられておりますが、基本的には私道の整備は地権者の皆様をお願いしているところです。しかしながら、緊急時や簡易的な補修等につきましては、資材等の支給などを行っている状況ですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それで、旭市では、私道等を地域の皆様が整備等する場合に、旭市私道整備助成事業補助金制度というものを設けておりますので、この制度の利用についてお願いしたいと思います。

以上でございます。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） こうした分譲地の中には、公道、市道等とつながっていて通り抜け可能な箇所というのものもあるわけですが、市道に認定される要件のうちで、市への所有権が移転されるに当たって、地主が不在となっている問題が障害になっているというお話もお聞きしました。本来であれば、共有する道路に面する全ての土地所有者の同意が必要であるということは理解していますけれども、それが空き地になっていて、それがまた転売、転売で所有権者が分からなくなっている、そういったケースもありますので、市民の手だけで所有の実態の調査、また、そこから移転の交渉というのは非常に難しいという状況があるわけですが、これに関して何か手だてがないものか伺います。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 土地の所有権移転に係る不在地主等の対応ということで回答したいと思います。

市道認定の要件のうち、市への所有権移転に当たりましては不在地主の問題が障害ということですが、これは古く分譲されたものについて、所有者の特定についても困難な場合も多いとは承知しております。しかし、市道認定につきましては土地の所有権移転が不可欠なものでありますので、建設課では、ご要望があれば、所有権等につきましては、法務局等への照会など協力していきたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 大変私権にかかわる難しい問題であると存じ上げた上でなんですけれども、こうした排水に問題がある箇所というのは、例えば都市計画において第一種住居地域になっている、例を挙げますと旭の西部地域、干潟小学校区等にも多く見受けられます。かねてより継続的に山林や水田であった土地の開発が続いており、人口も増えている。このこと自体は喜ばしいことだと思いますけれども、場所によっては、排水の状況が変わったことによって、私が見てきた案件の中では、ひどい所では、晴れ間が続いた日でも側溝に水がたまって引くことがなくて、聞くと、夏場はボウフラ等が発生するなんていうことも耳にした件も

あります。加えて家庭からの排水の農業用水への流入、そういった問題も聞きます。

これは下水道計画に期待申し上げたいところですが、下水道計画そのものが休止ということで、先だっての一般質問でもお伺いしました。そうなった今、当該地域の排水について、これは根本から見直していただく、考え直していただく必要があるのではないかと思いますけれども、市のご見解をお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） それでは、議員ご質問の市の西部地域、干潟小学校区ということでよろしいですね。その地域につきましては、今後さらに宅地造成等の開発が進んでいくだろうと考えております。これらの排水流末につきましては、新川や明治川の河川、農業用の水路に限られている状況でございます。

ご質問の当該地域は都市計画の用途地域でもありますので、冠水対策事業の活用等を含めまして、流末を含めた効果的な対策を今後検討したいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） これも一例ですが、ある住民の方とお会いした際にこんな話がありました。息子夫婦と一緒に住んでくれるはずだったのが、雨で排水があふれているのを見て、息子さんいわく、こんな所には住めないということで、Uターンを断念したというお話を承りました。これも用途地域内での話でございます。

定住促進、Uターン奨励を進めていく上で、こうした生活に密着した住環境の整備なくしては、魅力あるまちづくりは難しいと思いますので、ここに問題提起させていただいて、改善に向けてどうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、地域公共交通について再質問させていただきます。

今回の旭市地域公共交通網形成計画、こちらの計画の中で基本的な方針を定めるものであるということで理解いたしましたが、その中で、現在のコミュニティバスに加えて、いわゆる乗り合いタクシー等のデマンド交通、そういったものの導入というのは、具体的に盛り込まれることになるのかどうかお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） デマンド交通の導入が具体的に盛り込まれるのかというご質問

でございます。

先ほども申し上げましたが、課題から導き出した基本方針を基に、目標を達成するために行う事業について記載することになっております。例えばコミュニティバスをメインにする方法、ルートについても現行のルートなのか見直しを行うのか、また、新たな交通システムを導入し複合的に考えていくのかなど、さまざまな角度からこれから検討し、基本方針に沿った取り組み内容を記載することになりますので、デマンド交通の導入について、導入すると書かれるか否かということの決定は、これからの検討の深まりによって決まってくるということになります。

以上です。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 分かりました。

これも承った住民の声の一例でありますけれども、匝瑳市との境界近くに他県から引っ越してきたご高齢のご夫妻であります。多分、前に住んでいた所がそういった所だったかなと思うんですが、駅から遠くても国道の近くだからバスぐらいはあるだろうと思っていたら、バス停までとても歩ける距離じゃなかったと。最近では2人してちょっと引きこもりぎみになっちゃっていると、そんな話も承りました。

何度か申し上げておりますけれども、コミュニティバスのみで移動ニーズ全てに対応することは、これは限界があるのかなと思います。例えば駅や、あるいは庁舎、学校などの公共施設、あるいは商業施設等の拠点間の交通については現在どおりコミュニティバス、また、今言ったような細かい移動ニーズについては乗り合い方式のデマンド交通で補完するという形、予算等の限界もあるかと思いますが、また今後会議等で意見を集約していくというところでしょうけれども、現在において市としての考えはどうかお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長（阿曾博通） それではお答えします。

旭市が抱える公共交通の課題として、バスを利用できない高齢者等への対応や交通空白地域の解消が挙げられております。これらの課題を解消するための施策の一つとして、デマンド交通等のドア・ツー・ドアサービスの導入が考えられるところであります。

デマンド交通にも地域の実情により多種多様な手法がありますが、広域なニーズに応じることが可能になり、コミュニティバスより広い交通空白地域への対応が可能になることや、

バス停まで歩いていけない方、近くにバス停がない方のためには、デマンド交通のようなドア・ツー・ドアのサービスが大変有効であり、利便性が高いものと理解しております。

一方で、財政負担の増大や、輸送力の低下により希望の時間に利用できない可能性等もあります。あるいは民間事業者、バスやタクシーでございますが、競合しないようなバランスをとるなどの課題等もあります。

こうしたメリット、デメリットを勘案しながら、コミュニティバスだけ、デマンド交通だけというような個別で考えるものではなく、さまざまな交通モードを組み合わせることも視野に入れ、旭市民の移動ニーズに適した公共交通体系を構築してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 免許等の返納に対する不安という声も今回の一般質問の中でも出ておりました。ぜひ高齢者が移動に困らないように、私としては、コミュニティバス現行どおりプラス乗り合い方式のデマンド交通をそこにのせていくということが望ましいかと思っておりますけれども、予算の限界等もあると思いますので、よりよい形でお願いしたいと思っております。

続きまして、市民の声の統合管理ということで再質問させていただきます。

区によっては、これは区長からなんですけれども、何年も前に出した要望というのが必ずしも、うまく引き継がれて、何代前の区長のときにこういった要望をどこどこに出しているよというのが継続的に管理されて、区長の手元に記録として残っているとは限らないと、そういう場合もあるようでございます。

ですので、区が正式に出した要望については、例えば区長が代わる際に、その要望について、状況が今どうなっているのかということをまとめて区長にお知らせいただけるような仕組みというのがとれないものかお伺いします。

また、道路、排水路については、期間を特に要する人が多いと思いますので、そのご対応についてもお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（加瀬喜弘） 建設課のほうから、最初に道路、排水路について期間を要する人が多いという対応ということで回答したいと思います。

ご質問の道路、排水路等の整備に期間を要する場合の対応でございますが、ご要望には、

緊急性、利用度を考え、限りある予算の中で実施しております。ご要望の中には流末の確保や境界の確定が難しいものなどがあることから、ご要望をいただいても、すぐに事業化の予定を判断することは極めて困難であります。また、事業化に至るまでにも、高低差の確認、用地の状況など現地の詳細な調査を行った上、設計し、必要な事業費を算出して、予算の確保を図った後に整備が可能になりますので、要望者からのいつごろ整備ができるのかというご質問の回答は、現状ではなかなか難しいものではあります。事業実施の際には地元区長等にお伝えしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○副議長（向後悦世） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） それでは私のほうから、区長が代わるたびに要望等が分からなくなってしまうので、それを取りまとめて報告するようなことはできないかということでございますけれども、今、区は百四十五、六ございます。その都度そういった作業という、かなりの煩雑さが出てくると思いますけれども、分からなくなる区長もいると思いますけれども、きっちりと整理している区長が逆に多いのかなというふうに思っております。

そういった中で、分からなくなってしまったということであれば、こちらに問い合わせしていただければ、それについては回答できるのかなというふうに考えております。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） じゃ、問い合わせれば、自分の区からこういった要望が過去出ているかということは分かるということだと思いますので、了解いたしました。

続きまして、市民の声のデータ管理についてということですが、先ほどお伺いしました。データベースをエクセルで自前で作ってということで、進行管理が職員間で共有されているということで伺いました。こうした管理ソフトを導入しようとするれば相当な金額であると思いますけれども、自前でデータベースを構築しているということで、すばらしいなと思いました。

お伺いしたいのは、ではこのデータベースをどのように活用していくのか、市民のサービス向上にどのように生かしていくのかお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） データベースが市民サービスの向上にどのように生かされているかということでございますけれども、職員間で情報を共有することによる問題意識の共有、

要望や意見などに対し総合的な対応、迅速な処理、職員の異動に伴う適切な事務処理ができること等により、住民サービスへの向上が期待できるというふうに考えております。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 一般の企業等におきましては、要望だとかクレームの管理というのは、経営上の意思決定プロセスと一体化して、むしろ顧客のニーズを積極的にとりにいくといったことが常識であろうかと思えます。

現在では行政向けの要望管理のシステムというのも存在しておりますけれども、今後も現在の自前のデータベースで十分とお考えか、また、より施策の決定等に反映されやすい高機能なものに変えていく必要が今後あるのかどうか、担当課の考えをお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤義隆） データベースにつきましては、まだ作成してから1年ということでございます。市販の要望管理システムにつきましては、ある程度金額的に費用がかさむということもございますので、当面は現況のデータベースで対応していきたいというふうに考えております。

今後も、現データベースを運用していく中で、担当課からこういったことがあったらいいといったことがございましたら、それは常に改善していきたいというふうに考えております。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 今後人口減少が進んでいく中で、選ばれる自治体であるためには、やはり市民のニーズの把握ということは大変重要であろうかと思えますので、ぜひこの活用をよろしく願いいたします。

続きまして、奨学金について再質問させていただきます。

市の独自の給付型奨学金に関してでありますけれども、給付決定数に対して応募要件を満たしたものの、応募要件を満たしていてどれだけの数が実際給付になっているのか、これを近年の動向としてお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 給付決定者数に対して応募は何件あるかという近年の動向とのご質問ですが、旭市育英資金の本年度の応募状況でございますが、育英生16名の募集人員に対しまして、高校生が10名、大学生等16名、合計26名の応募がございました。高校生

6名、大学生等10名を決定したところでございます。

以上です。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） それでは、審査の公正性という点でお伺いしますけれども、26名中16名が決定ということであります。要件を満たしている応募のうち、誰がどういった基準でこれを選抜しているのか、そのことについてお伺いします。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の再々質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（佐瀬史恵） 誰がどういった基準で選抜しているかのご質問にお答えいたします。

旭市育英資金の選考に当たりましては、育英資金給付選考委員6名により育英資金給付選考委員会を開催し、学業の成績と世帯の収入額等の定められた基準に加え、資質や行いが正しい者として、申請理由や校長または学長の推薦理由などに基づいて給付の可否を審査しているところでございます。

以上です。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員。

○2番（高橋秀典） 市長におかれましては、給付型奨学金の拡充ということで、募集枠の拡大ということをおっしゃっておられました。子どもたちの夢、目標の実現のサポート、そういった意味で大幅な拡大をぜひ強くご期待するものでありますけれども、来年度の予算編成に向けて、現在お考えとしてどの程度の拡大ということでお考えなのかお伺いしたいと思います。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 旭市の奨学資金については給付型奨学金ということで、県にもそんなにも例がないというような状況で、大変要望が強い、そういうような状況が最近あるわけでありまして、そして、応募数も昨年は高校生が10人、大学生等が16人ということでありまして、落とされた6人、そういったものが枠に入っている方であれば、当然広げなければならないと思います。

給付型奨学金ということで、非常に財政的な部分もありますし、どのくらい応募が増えるのかという今後の傾向もありますので、一気に倍増とかそういった部分は考えておりません

で、四、五名程度、来年度の予算については増やしていきたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○副議長（向後悦世） 高橋秀典議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問は全部終了いたしました。

○副議長（向後悦世） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は27日定刻より開会いたします。

ご苦労さまでございました。

散会 午後 1時28分

平成29年旭市議会第4回定例会会議録

議 事 日 程 （第5号）

平成29年11月27日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 事務報告
- 第 4 閉 会

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 閉 会

出席議員（21名）

1 番	林 晴 道	2 番	高 橋 秀 典
3 番	米 本 弥一郎	5 番	宮 内 保
6 番	磯 本 繁	7 番	飯 嶋 正 利
8 番	宮 澤 芳 雄	9 番	太 田 將 範
10 番	伊 藤 保	11 番	島 田 和 雄
12 番	平 野 忠 作	13 番	伊 藤 房 代
14 番	林 七 巳	15 番	向 後 悦 世
16 番	景 山 岩三郎	17 番	滑 川 公 英
18 番	木 内 欽 市	19 番	佐久間 茂 樹
20 番	林 俊 介	21 番	高 橋 利 彦
22 番	林 正一郎		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市 長	明 智 忠 直	副 市 長	加 瀬 正 彦
教 育 長	諸 持 耕太郎	秘書広報課長	伊 藤 義 隆
行 政 改 革 推 進 課 長	小 倉 直 志	総 務 課 長	飯 島 茂
企画政策課長	阿 曾 博 通	財 政 課 長	伊 藤 憲 治
税 務 課 長	渡 邊 満	市民生活課長	大 木 廣 巳
環 境 課 長	井 上 保 巳	保険年金課長	遠 藤 茂 樹
健康管理課長	木 内 喜久子	社会福祉課長	角 田 和 夫
子 育 て 支 援 課 長	小 橋 静 枝	高 齢 者 福 祉 課 長	浪 川 恭 房
商工観光課長	向 後 嘉 弘	農 水 産 課 長	宮 負 賢 治
建 設 課 長	加 瀬 喜 弘	都市整備課長	鵜之沢 隆
下 水 道 課 長	高 野 和 彦	会 計 管 理 者	島 田 知 子
消 防 長	加 瀬 寿 勝	水 道 課 長	加 瀬 宏 之
庶 務 課 長	栗 田 茂	学校教育課長	佐 瀬 史 恵
生涯学習課長	高 安 一 範	体育振興課長	加 瀬 英 志
監 査 委 員 事 務 局 長	高 木 昭 治	農 業 委 員 会 事 務 局 長	相 澤 薫

事務局職員出席者

事 務 局 長	大 矢 淳	事 務 局 次 長	花 澤 義 広
---------	-------	-----------	---------

開議 午前 10 時 0 分

○議長（佐久間茂樹） おはようございます。

ただいまの出席議員は20名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

○議長（佐久間茂樹） 議案第1号から議案第5号までと議案第8号の6議案を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配付のとおりであります。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 配付漏れないものと認めます。

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、宮澤芳雄議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 宮澤芳雄 登壇）

○建設経済常任委員長（宮澤芳雄） おはようございます。

建設経済常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第5号、区域をこえての路線の認定を承諾することについての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月20日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁内容を申し上げます。

議案第1号の質疑については、3事業について債務負担行為を設定した理由はとの質疑では、この事業は市民からの要望や苦情が寄せられた場合、年度当初から早急に対応、処理するための事業だが、業務委託した場合、設計から発注に至るまで約50日程度を要するため、この間の緊急時の対応を可能とするため、今年度に債務負担行為を設定したものであるとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成29年11月27日、建設経済常任委員長、宮澤芳雄。

○議長（佐久間茂樹） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、伊藤房代議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 伊藤房代 登壇）

○文教福祉常任委員長（伊藤房代） おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月21日午前10時より、議会委員会室において、議案等説明のため執行部より、教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について申し上げます。

特に質問等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり2議案とも全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成29年11月27日、文教福祉常任委員長、伊藤房代。

○議長（佐久間茂樹） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、伊藤保議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 伊藤 保 登壇)

○総務常任委員長(伊藤 保) おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る11月13日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第4号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る11月22日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より、副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、主な質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第4号の主な質疑について申し上げます。

条例の別表に規定されている神西住宅の戸数を14から11に減らすという改正となっているが、今後の市営住宅の管理について、どのような方針を持っているのかとの質疑では、神西住宅を含む3か所の市営住宅については、新規募集をやめており、空き家になった住宅から順次取り壊しを進めている。そのほかの住宅については、今後もう少し需要と供給を勘案しながら、建て替えていくのか、大規模な修繕をするのか、あるいは壊していくのかをこれから精査していくとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり4議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成29年11月27日、総務常任委員長、伊藤保。

○議長(佐久間茂樹) 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で、付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長(佐久間茂樹) 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの各委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（佐久間茂樹） 討論なしと認めます。

これより議案第1号から議案第5号までと議案第8号の6議案について採決いたします。

議案第1号、平成29年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号、東日本大震災による被災住宅の建替住宅等に係る固定資産税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第4号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号、区域をこえての路線の認定を承諾することについて、賛成の方の起立を求め

ます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（佐久間茂樹） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

◎日程第3 事務報告

○議長（佐久間茂樹） 日程第3、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

(総務課長 飯島 茂 登壇)

○総務課長（飯島 茂） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、金500万円を有限会社ブライトピック千葉様より9月26日受納いたしました。

1つ、図書60冊を永田悟子様より9月27日受納いたしました。

1つ、金1,100万円を農事組合法人昭和畜産様より10月12日受納いたしました。

1つ、図書カード8枚、A4ノート150組及びボールペン212本を干潟ライオンズクラブ様より10月12日受納いたしました。

1つ、ベースボールマシン1台を松山鋼材株式会社様より10月31日受納いたしました。

1つ、顕微鏡3台を松山鋼材株式会社様、株式会社常陽銀行様より11月6日受納いたしました。

1つ、掃除機4台を旭市ゴルフ協会様より11月17日受納いたしました。

1つ、金10万円を旭ひふ科鈴木薫様より11月21日受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（佐久間茂樹） 事務報告は終わりました。

◎日程第４ 閉 会

○議長（佐久間茂樹） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案の審議は全部終了いたしました。

これにて平成29年旭市議会第４回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午前１０時１４分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 佐久間 茂 樹

副議長 向 後 悦 世

議員 高 橋 利 彦

議員 林 正一郎